

平成 26 年財政検証・財政再計算に基づく
公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）
（案）

（表紙～第6章）

平成 26 年財政検証・財政再計算に基づく
公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）

平成 28 年 2 月 8 日
社会保障審議会年金数理部会

社会保障審議会 年金数理部会

部会長	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
部会長代理	宮武 剛	目白大学生涯福祉研究科客員教授
委員	浅野 紀久男	公益社団法人 日本アクチュアリー会理事長
委員	牛丸 聡	早稲田大学政治経済学術院教授
委員	翁 百合	(株) 日本総合研究所副理事長
委員	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
委員	佐々木 政治	公益社団法人 日本年金数理人会名誉会員
委員	田中 周二	日本大学文理学部教授
委員	野上 憲一	ハノーバー・リー・ライフ&ヘルス日本代表

目 次

はじめに	1
第1章 公的年金各制度の平成26年財政検証・財政再計算結果等	3
1 公的年金の概要	3
2 公的年金各制度の財政検証・財政再計算について	4
3 年金数理部会における財政検証・財政再計算時の財政検証 (ピアレビュー)	5
4 平成26年財政検証・財政再計算結果等の概要	6
(1) 財政見通し作成の流れ	6
(2) 国民年金	8
(3) 基礎年金	12
(4) 厚生年金	15
(5) 国共済+地共済	20
(6) 私学共済	22
(7) 所得代替率の見通し	25
第2章 公的年金財政及び財政検証・財政再計算の枠組みの検証	28
1 財政検証・財政再計算の基本方針	28
(1) 財政検証・財政再計算の目的	28
(2) 財政検証・財政再計算の根拠	29
(3) 財政検証・財政再計算において求められる結果	30
2 財政方式の考え方	32
(1) 厚生年金及び国民年金	32

(2) 国共済、地共済及び私学共済	33
3 財政構造で留意すべき点（共済除く）	33
第3章 財政検証・財政再計算の実施体制の検証	35
1 財政検証・財政再計算の実施体制	35
2 担当職員の専門性	37
(1) 担当職員の経験年数	37
(2) 担当職員の研修の実施状況	40
第4章 財政検証・財政再計算時における推計方法の検証	41
1 基礎数・基礎率の設定の適切性及び検討の十分性	41
(1) 基礎数・基礎率の概要	41
(2) 基礎率・基礎率の設定方法	42
(3) 基礎率（経済前提を除く）の検証	44
(4) 経済前提の設定について	57
2 推計方法の適切性及び検討の十分性	67
(1) 推計作業の全体像	67
(2) 被保険者数の推計方法	68
(3) 給付水準調整前の年金総額の推計方法	83
(4) 給付水準調整期間の推計方法及び財政見通しの作成	86
3 推計作業における制度間の連携について	88
第5章 推計結果の分析及び結果の示し方の適切性の分析・検証	91
1 推計結果の分析及び結果の示し方に対する基本的な考え方	91
2 推計結果の分析及び結果の示し方の適切性の分析・検証	91

(1) 複数の推計結果を並列に位置付けて示したことの考え方と既存の 平成 16 年改正財政フレームとの関係	91
(2) 複数の推計結果の相対的な関係の妥当性に関する分析	92
(3) 結果の表示方法の変更点	93
(4) 平成 21 年財政検証からの変化の分析	93
(5) 被用者年金一元化の影響についての分析	94
3 財政検証・財政再計算結果の情報公開について	95
第 6 章 前回財政検証・財政再計算との比較	97
1 被保険者数の見通しの比較	97
2 標準報酬総額の見通しの比較	100
3 保険料収入の見通しの比較	103
4 受給者数の見通しの比較	106
5 給付費の見通しの比較	110
第 7 章 公的年金制度の安定性の分析・検証	113
1 公的年金制度の安定性の評価の観点	113
2 厚生年金及び国民年金の安定性の分析・検証	114
(1) 給付水準による安定性の分析・検証	114
(2) 各財政指標による安定性の分析・検証	128
(3) 積立水準	140
(4) 総合費用率と保険料率の関係	161
(5) 年金の財源と給付の内訳	167
(6) 人口の前提を変更した場合の影響	173
(7) 前提を変更した場合の影響の分析（感応度分析）	179
3 厚生年金における実施機関ごとの安定性	187

(1) 積立度合の将来見通し	187
(2) 積立比率の将来見通し	190
第8章 被用者年金一元化の影響の検証	193
1 被用者年金一元化の影響の分析について	193
2 被用者年金一元化モデルとした場合の所得代替率への影響	193
3 厚生年金拠出金及び厚生年金交付金	195
4 被用者年金一元化の厚生年金の財政への影響	197
第9章 前回の検証（ピアレビュー）で指摘した要留意・検討項目の反映状況 の検証	200
1 前回の検証（ピアレビュー）で指摘した要留意・検討項目	200
2 国民年金の財政の詳細な分析	200
3 共済年金における被保険者数の見通し	204
4 経済変動の影響の計測	205
5 確率的将来見通し	210
第10章 平成26年財政検証・財政再計算の評価及び今後の財政検証 への提言	212
1 平成26年財政検証・財政再計算の評価	212
(1) 被用者年金一元化	212
(2) 財政検証・財政再計算結果に係る評価	212
(3) 推計方法に係る評価	213
(4) 実施体制、年金制度間の連携	215
(5) 給付水準調整期間にみる制度の安定性	216
(6) 有限均衡方式	216
(7) オプション試算	216

(8) 国共済、地共済ごとの財政見通し	217
2 今後の財政検証への提言	217
(1) 財政検証の確実な実施	217
(2) 年金財政の変動要因分析	217
(3) 確率的将来見通し	218
(4) 分布推計	218
おわりに	220
付属資料	221
・参考資料	221
・用語解説	313

はじめに

本報告は、公的年金各制度の平成 26 年財政検証・財政再計算に関し、安定性の観点から財政検証（ピアレビュー）した結果を示したものである。

厚生労働省社会保障審議会年金数理部会は、平成 13 年 3 月の閣議決定「公的年金制度の一元化について」等の要請を受け、「被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における財政検証（ピアレビュー）」及び「毎年度の報告を求めること」を行ってきた。

平成 26 年財政検証・財政再計算は、平成 16 年改正財政フレームの下、平成 27 年 10 月の被用者年金一元化を前提として行われている。このため、当部会における財政検証（ピアレビュー）では、これまでの各制度の財政の安定性、制度間の公平性といった観点にかえて、公的年金の安定性を「持続可能性と給付の十分性が、将来にわたり、ともに保たれている状況にあること」と定義し直し評価することとし、特に、実施機関ごとに、将来にわたり積立金が枯渇することなく給付を確実にできることや、厚生年金の安定性については基礎年金の給付水準を決定する国民年金の安定性が併せて確保されることに着目して行ったところである。

なお、平成 16 年改正財政フレームの導入以来、「財政検証」という言葉は厚生年金、国民年金の財政検証（少なくとも 5 年ごとに行われる財政と現況の見通しの作成）を指す場合が多くなっているため、元々、平成 13 年の閣議決定により「財政検証」と表してきた当部会の検証を、今後は「財政検証（ピアレビュー）」または単に「ピアレビュー」と表記することにより両者を区別することとした。

本報告書での分析やデータが、今後の年金制度の財政の安定性及び公平性の確保に寄与するとともに、一元化をはじめとする公的年金制度改正の検討に資すれば幸いである。

第1章 公的年金各制度の平成26年財政検証・財政再計算結果等

1 公的年金の概要

わが国の公的年金は、老齢を始め、障害や死亡の場合、本人またはその遺族の所得を保障する社会保障制度である。

公的年金には、全国民に適用され基礎年金を給付する国民年金¹と、被用者に適用される被用者年金があるが、平成26年財政検証・財政再計算が行われた時点においては、被用者年金には厚生年金保険（以下、厚生年金という。）並びに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という。）があった。しかし、その後、被用者年金については、平成27年10月に施行された被用者年金一元化法²により、厚生年金に一元化されている。

現行の公的年金の老齢給付は、本則としては、65歳から基礎年金（1階部分）が国民年金（基礎年金勘定）から、報酬比例部分（2階部分）及び加給部分が被用者年金から支給される³。なお、被用者年金は現在、支給開始年齢を65歳に引き上げている最中である。このように、公的年金制度は年金の受給権や期待権に対する配慮から、過去の制度改正において様々な経過措置が設けられてきているため、制度改正の後も経過措置が終了するまでの間は、給付費等の動向に影響を与えることには注意する必要がある⁴。

また、被用者年金一元化前は、被用者年金各制度の保険料率は制度ごとに異なっていた。これは、当該制度の被保険者（制度により組合員または加入者という。以下被保険者という。）や受給者の状況、制度の成熟状況、積立水準等これまでの財政運営の違い等に基づく将来の財政見通しの違いによる結果である。なお、被用者年金一元化後は、経過措置を経て同一の保険料率に統一される。

¹ なお、以下でみる財政検証・財政再計算結果における国民年金とは第1号被保険者に係るものである。

² 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）

³ 被用者年金一元化前の共済年金には、厚生年金相当の給付の他に、職域年金部分（3階部分）があった。なお、基礎年金導入前の共済年金は原則的に最終（若しくはその前数年間の平均など）の給与に比例した給付であったが、基礎年金という公的年金全制度共通の給付が整備された昭和61年度以降、共済年金も厚生年金と同様の算定方式となった。その際、共済年金の設立の趣旨や特性等を考慮し、職域年金部分が設けられた。

⁴ 例えば、被用者年金の2階部分の年金額の算定に用いる給付乗率の段階的な引下げや支給開始年齢の段階的な引上げ等の経過措置がある。

これまでの各制度の保険料(率)の設定の考え方の推移を見ると、いずれの制度も、当初は、平準保険料方式により設定されたが、その後の年金額改定や制度の成熟の結果、徐々に保険料(率)を引き上げる段階保険料方式となり、平成16年の有限均衡方式の導入もあって現在は賦課方式を基本とした方式となっている。

なお、基礎年金の財政は、毎年度の給付に要する費用を、被用者年金各制度及び国民年金からの毎年度の基礎年金拠出金で賄う、完全な賦課方式で運営されている。各制度における基礎年金拠出金の財源は、各制度が独自に支給する給付に充てる部分も含め各制度の保険料(率)の中に含まれている。

2 公的年金各制度の財政検証・財政再計算について

平成11年までは、公的年金制度各法の規定等に基づき、各制度において年金財政の均衡が保たれるようにするため、少なくとも5年に一度財政再計算が行われてきた。この財政再計算とは、年金財政及び計算基礎を再検討することにより財政計画の見直しを行い、保険料(率)の改定を行うことである。

平成16年の法律改正により、厚生年金及び国民年金については、将来にわたる保険料(率)を法律で定めて固定する一方、財政の均衡を図るためマクロ経済スライドによる給付水準調整が行われる仕組み(平成16年改正財政フレーム)が導入され、財政状況に応じて保険料が変動するのではなく給付水準が変動するようになった。このため、厚生年金と国民年金では、平成16年改正以降は、従来の財政再計算に代えて、保険料、国庫負担や給付費等、厚生年金及び国民年金の財政に関する収支について、少なくとも5年に一度、その現況と財政均衡期間における見直しを作成し財政の検証を行うこととされた。しかし、この財政検証は、それまでの保険料率の算定が給付水準の調整期間の算定に代わることを除くと、従来の財政再計算とほぼ同様の作業が行われてきている。一方、共済年金に関しては、厚生年金と違い、財政再計算の規定は改正されなかったため、従来同様、少なくとも5年に一度、財政再計算が行われ保険料率が決定されていくこととなった。

平成26年財政検証・財政再計算では、厚生年金及び国民年金では、平成21年財政検証と同様に財政の検証が行われているが、厚生年金については、平成27年10月に被用者年金一元化が施行される予定であったことから、これを前提とした財政見直し等が作成されている。この財政見直し等の作成に当たっては、一元化後の厚生年金の各実施機関となる各制度間で協力して作業が行われている。なお、共済年金において

は、これとは別に、被用者年金一元化が施行される平成27年10月前までの期間に係る保険料率の算定が従来の財政再計算の規定に基づき行われている⁵。

3 年金数理部会における財政検証・財政再計算時の財政検証（ピアレビュー）

本報告書にとりまとめた公的年金各制度の平成26年財政検証・財政再計算に基づく財政検証（ピアレビュー⁶）は、「平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」、「平成21年財政検証・財政再計算に基づく財政検証」に続くものである。

年金数理部会において行われる公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）は、平成13年の公的年金一元化に係る閣議決定において、当部会に対し、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に検証を行うことが要請されたことによるものである。当部会の財政検証（ピアレビュー）では、被用者年金制度に加え国民年金も対象とし、すべての公的年金制度について検証を行っている。これは、被用者年金の財政が、全国民共通の制度である基礎年金制度を通じて、国民年金の財政状況の影響を受けるためである。

今回の平成26年財政検証・財政再計算に基づく財政検証（ピアレビュー）は、これまで同様、国民年金も対象とし、平成27年9月以降に各制度⁷所管省から財政検証・財政再計算結果等の報告を受け、それらの資料を基に検証・評価を行った。その結果が本報告書であり、以下の各章で、財政検証・財政再計算の結果等について財政の安定性の観点等から検証している。なお、今回の財政検証・財政再計算は、被用者年金一元化を前提に行われたものであるから、被用者年金一元化に伴う財政検証・財政再計算の作業に係る各制度の連携状況の検証や被用者年金一元化の財政状況への影響に関する分析も行うこととした。

なお、平成16年改正財政フレームの導入以来、「財政検証」という言葉は、2節で述べた厚生年金、国民年金の財政検証を指す場合が多くなっているが、元々は、平成13年の閣議決定により、当部会が行う検証のことを「財政検証」と表してきた経緯がある。本報告書では、この両者を区別するため、当部会における検証を「財政検証（ピアレビュー）」または単に「ピアレビュー」と表記することとした。

⁵ 私学共済については、平成27年10月以降の軽減保険料率についても検証が行われている。

⁶ ピアレビュー（Peer Review）とは同分野の専門家による評価のことである。カナダの年金制度においては、財政検証結果及び手法について政府が選定した外部機関（現在はイギリス政府アクチュアリー庁：GAD）が指名した外部専門家による委員会により、ピアレビューが行われている。

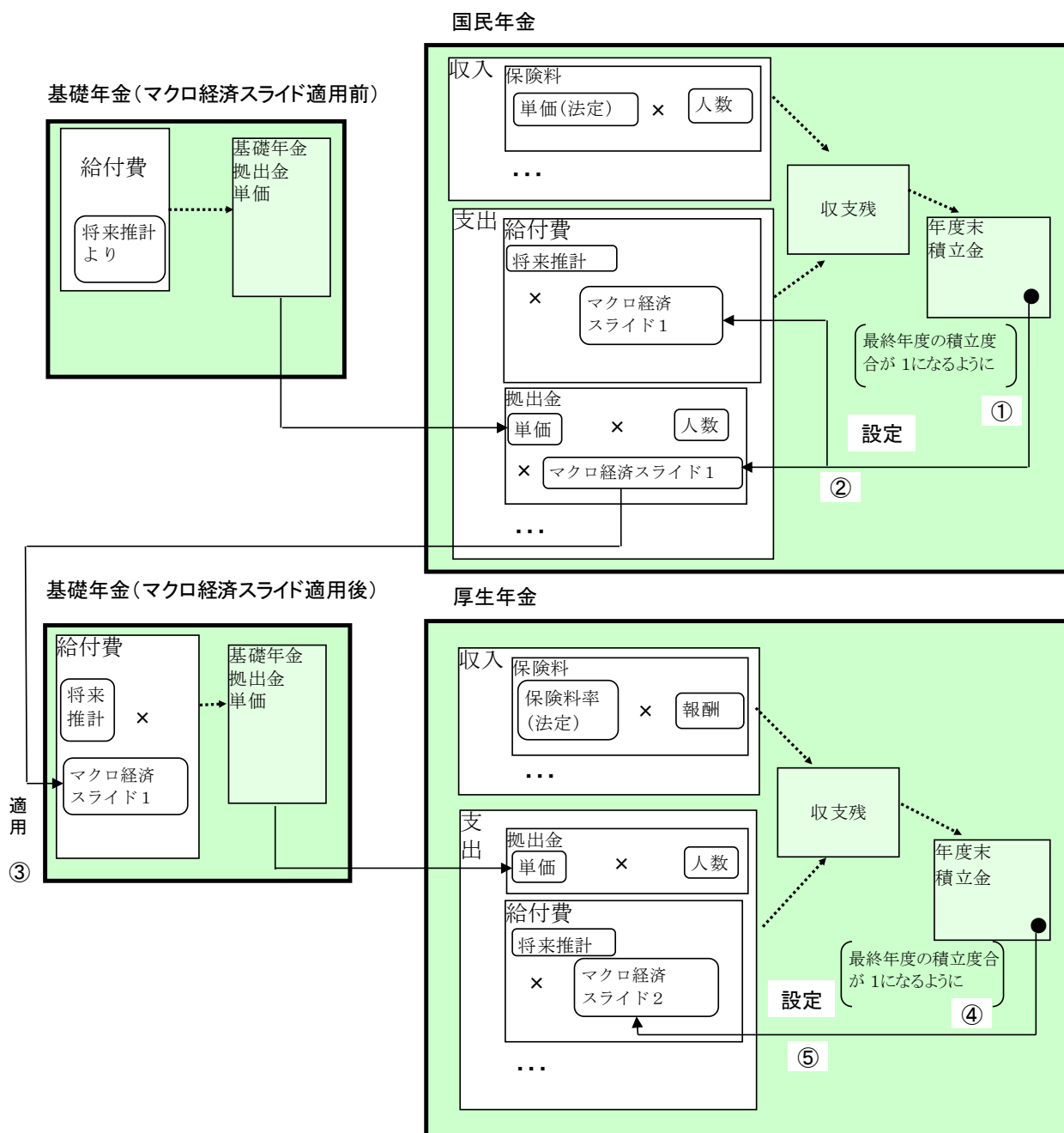
⁷ 被用者年金各制度に関しては、一元化後は厚生年金の実施機関となる。

4 平成26年財政検証・財政再計算結果等の概要

(1) 財政見通し作成の流れ

厚生年金及び国民年金の平成26年財政検証では、今後概ね100年を視野に入れた有限均衡方式のもとで将来の財政見通しが作成されており、保険料(率)が法定されていることから給付水準の調整により財政を均衡させている。ここで、厚生年金については、単独の財政状況だけではなく、国民年金の財政状況の影響も受けることとなる。これを示したのが図表1-4-1である。

図表1-4-1 財政見通し作成の流れ(概念図)



まず、保険料水準固定方式が採られている国民年金において、その保険料の下で財政均衡期間最終年度（2110年度）の積立度合が1となるように、基礎年金の給付水準をマクロ経済スライドにより調整する⁸。この結果、基礎年金拠出金等の見通しが定まる。

次に、厚生年金において、調整された基礎年金拠出金単価等と法定された保険料率の下で、財政均衡期間最終年度の積立度合が1となるように、報酬比例部分の給付水準をマクロ経済スライドにより調整する。ここで、厚生年金の保険料収入、給付費、基礎年金拠出金、積立金等については、被用者年金一元化を前提に各実施機関ごとの推計値の合算値を用いて、財政の均衡を図っている。したがって、基礎年金拠出金単価等を通して、国民年金の財政が厚生年金の財政に影響を与えることとなる。

また、被用者年金一元化では、共済組合等や私学事業団を厚生年金の実施機関として位置づけ、引き続き事務組織として活用することとなっており、保険料収入及び積立金を共通財源とした財政運営を行い、

- ・共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、
- ・共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている。このため、平成26年財政検証においては、これらの将来見通しが示されるとともに、国共済+地共済、私学共済についてもそれぞれの2110年度までの財政見通しが公表されている。

こうしたことに留意しながら、以下に、各制度の平成26年財政検証・財政再計算結果における財政見通しの概要をみることにする。

なお、平成26年財政検証・財政再計算では、平成21年財政検証・財政再計算の基本ケースや平成16年財政再計算の基準ケースに相当するものが設定されておらず、経済前提についてはケースAからHまでを並列に示しているが、以下では、本報告における例示として給付水準調整後の標準的な厚生年金の所得代替率が最も高くなるケースC、国民年金の積立金がなくなるケースで最も低成長であるケースG及びこれらの中間としてケースE⁹について概要をみることにする（他のケースについては、第7章を参照。）¹⁰。

⁸ 2110年度初の積立金（＝2109年度末の積立金）が2110年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整している。

⁹ この章において、ケースC、E及びGのみを例示したことは、年金数理部会として、これらのケースを平成26年財政検証結果の基本や基準となるケースとして位置づけたことを意図するものではない。

¹⁰ 人口の前提については、出生中位、死亡中位をみることにする。

(2) 国民年金

国民年金の財政見通しを示したものが、図表1-4-2から図表1-4-4までである。平成16年度価格の保険料は2017年度以降16,900円で一定であるが、賃金上昇に応じて名目の保険料は引き上げられる見込みとなっていることから、保険料収入は2015年度以降年々増加している。支出も大半を占める基礎年金拠出金の増加に応じて増加する見込みとなっている。また、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度はケースC及びEでは2043年度、ケースGでは2058年度¹¹となっている。

なお、国民年金の財政見通しでは、基礎年金交付金が収支両面から控除されている(支出では給付費から控除)ことに留意する必要がある。

図表1-4-2 国民年金の財政見通し(ケースC、出生:中位、死亡:中位)

前提: 人口: 出生中位、死亡中位 長期的な経済前提(2024年度以降) マクロ経済スライド 調整終了年度 2043年度
 物価上昇率: 1.6%
 賃金上昇率(実質<対物価>): 1.8%
 運用利回り(実質<対物価>): 3.2%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.4%
 最終保険料 16,900円

【国民年金】

年度 (西暦)	保険料 (16年度価格)	収 入						支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 割合	積立 比率
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出					
2015	16,380	3.9	1.6	2.1	0.2	(注4)	0.0	4.0	0.1	3.9	0.1	-0.1	10.7	10.6	2.7	5.9
2020	16,900	4.4	1.7	2.3	0.4		0.0	4.3	0.1	4.1	0.1	0.1	10.7	9.6	2.5	5.5
2025	16,900	4.9	1.8	2.5	0.6		0.0	4.6	0.1	4.5	0.1	0.3	11.9	8.9	2.5	5.7
2030	16,900	5.4	2.0	2.7	0.6		0.0	4.9	0.1	4.8	0.1	0.5	13.9	8.7	2.7	6.4
2035	16,900	6.0	2.1	3.1	0.8		0.0	5.5	0.1	5.4	0.1	0.5	16.4	8.8	2.9	6.8
2040	16,900	6.7	2.3	3.6	0.9		0.0	6.2	0.1	6.0	0.1	0.6	19.1	8.6	3.0	7.2
2045	16,900	7.6	2.5	4.1	1.0		0.0	7.0	0.1	6.9	0.0	0.6	22.1	8.5	3.1	7.6
2050	16,900	8.7	2.8	4.8	1.2		0.0	8.1	0.1	8.0	0.0	0.6	25.2	8.1	3.0	7.5
2055	16,900	9.9	3.1	5.5	1.3		0.0	9.3	0.1	9.2	0.0	0.6	28.2	7.7	3.0	7.3
2060	16,900	11.2	3.4	6.3	1.4		0.0	10.6	0.0	10.5	0.0	0.6	31.1	7.2	2.9	7.2
2065	16,900	12.4	3.8	7.1	1.6		0.0	11.9	0.0	11.9	0.0	0.5	33.8	6.6	2.8	6.9
2070	16,900	13.7	4.1	7.9	1.7		0.0	13.2	0.0	13.2	0.0	0.4	36.1	6.0	2.7	6.7
2075	16,900	14.9	4.4	8.7	1.8		0.0	14.6	0.0	14.5	0.0	0.4	38.1	5.3	2.6	6.5
2080	16,900	16.4	4.9	9.6	1.8		0.0	16.1	0.0	16.1	0.0	0.2	39.5	4.7	2.4	6.1
2085	16,900	18.0	5.4	10.6	1.9		0.0	17.8	0.0	17.8	0.0	0.1	40.3	4.0	2.3	5.6
2090	16,900	19.6	6.0	11.7	1.9		0.0	19.6	0.0	19.6	0.0	-0.0	40.5	3.4	2.1	5.1
2095	16,900	21.4	6.6	12.9	1.9		0.0	21.6	0.0	21.5	0.0	-0.2	39.8	2.9	1.9	4.6
2100	16,900	23.2	7.2	14.1	1.8		0.0	23.7	0.0	23.7	0.0	-0.6	37.8	2.3	1.6	4.0
2105	16,900	25.1	7.9	15.5	1.6		0.0	26.1	0.0	26.0	0.0	-1.0	33.7	1.7	1.3	3.3
2110	16,900	27.1	8.7	17.1	1.3		0.0	28.6	0.0	28.6	0.0	-1.6	27.1	1.2	1.0	2.5

(注1)保険料月額額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。
 実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26(2014)年度における保険料の額は月額15,250円である。
 (注2)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注3)「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注4)収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。

¹¹ ケースGについては、厚生年金の標準的な年金の所得代替率が50%を下回った後も財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を続けた場合の見通しである。

図表 1-4-3 国民年金の財政見通し（ケースE、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 長期的な経済前提（2024年度以降） 物価上昇率：1.2% マクロ経済スライド調整終了年度 2043年度
 経済：ケースE 賃金上昇率（実質＜対物価＞）：1.3% 運用利回り（実質＜対物価＞）：3.0% 最終保険料 16,900円
 運用利回り（スプレッド＜対賃金＞）：1.7%

【国民年金】

年度 (西暦)	保険料 (16年度価格)	収 入						支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 度合	積立 比率	
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出						
	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2015	16,380	3.9	1.6	2.1	0.2	(注4)	0.0	4.0	0.1	3.9	0.1	-0.1	10.7	10.6	2.7	5.9	
2020	16,900	4.4	1.7	2.3	0.4		0.0	4.3	0.1	4.1	0.1	0.1	10.7	9.6	2.5	5.5	
2025	16,900	4.9	1.8	2.5	0.5		0.0	4.6	0.1	4.4	0.1	0.3	11.8	8.8	2.5	5.7	
2030	16,900	5.1	1.9	2.7	0.5		0.0	4.8	0.1	4.6	0.1	0.4	13.4	8.8	2.7	6.3	
2035	16,900	5.5	2.0	2.9	0.6		0.0	5.1	0.1	5.0	0.1	0.4	15.3	8.8	2.9	6.8	
2040	16,900	5.9	2.0	3.2	0.7		0.0	5.6	0.1	5.5	0.1	0.3	17.0	8.7	3.0	7.2	
2045	16,900	6.4	2.1	3.6	0.8		0.0	6.1	0.1	6.0	0.0	0.3	18.8	8.5	3.0	7.4	
2050	16,900	7.1	2.2	4.0	0.8		0.0	6.8	0.1	6.7	0.0	0.3	20.3	8.1	3.0	7.3	
2055	16,900	7.7	2.4	4.4	0.9		0.0	7.4	0.0	7.3	0.0	0.3	21.6	7.6	2.9	7.1	
2060	16,900	8.2	2.5	4.8	0.9		0.0	8.0	0.0	8.0	0.0	0.2	22.8	7.1	2.8	7.0	
2065	16,900	8.8	2.7	5.1	1.0		0.0	8.6	0.0	8.5	0.0	0.2	23.7	6.5	2.7	6.8	
2070	16,900	9.2	2.8	5.4	1.0		0.0	9.1	0.0	9.0	0.0	0.1	24.3	5.9	2.7	6.6	
2075	16,900	9.6	2.9	5.7	1.0		0.0	9.6	0.0	9.5	0.0	0.0	24.6	5.3	2.6	6.4	
2080	16,900	10.1	3.1	6.1	1.0		0.0	10.2	0.0	10.1	0.0	-0.1	24.5	4.7	2.4	6.0	
2085	16,900	10.7	3.2	6.4	1.0		0.0	10.8	0.0	10.7	0.0	-0.1	24.0	4.0	2.2	5.6	
2090	16,900	11.2	3.4	6.8	1.0		0.0	11.4	0.0	11.3	0.0	-0.2	23.1	3.4	2.1	5.1	
2095	16,900	11.6	3.6	7.1	0.9		0.0	11.9	0.0	11.9	0.0	-0.3	21.8	2.9	1.9	4.6	
2100	16,900	12.1	3.8	7.5	0.8		0.0	12.6	0.0	12.5	0.0	-0.5	19.9	2.3	1.6	4.0	
2105	16,900	12.6	4.0	7.9	0.7		0.0	13.2	0.0	13.2	0.0	-0.7	17.0	1.7	1.3	3.3	
2110	16,900	13.0	4.2	8.3	0.6		0.0	13.9	0.0	13.9	0.0	-0.9	13.0	1.2	1.0	2.5	

(注1)保険料月額額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。
 実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26(2014)年度における保険料の額は月額15,250円である。
 (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注3)「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注4)収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。

図表 1-4-4 国民年金の財政見通し（ケースG、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 長期的な経済前提（2024年度以降） 物価上昇率：0.9% マクロ経済スライド調整終了年度 2058年度
 経済：ケースG 賃金上昇率（実質＜対物価＞）：1.0% 運用利回り（実質＜対物価＞）：2.2% 最終保険料 16,900円
 運用利回り（スプレッド＜対賃金＞）：1.2%

【国民年金】

一機械的に給付水準調整を進めた場合一

年度 (西暦)	保険料 (16年度価格)	収 入						支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 度合	積立 比率
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出					
	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2015	16,380	4.0	1.6	2.2	0.2	(注4)	0.0	4.1	0.1	4.0	0.1	-0.2	10.6	10.6	2.6	5.8
2020	16,900	4.4	1.7	2.4	0.3		0.0	4.5	0.1	4.3	0.1	-0.1	10.2	9.4	2.3	5.1
2025	16,900	4.8	1.9	2.6	0.3		0.0	4.8	0.1	4.6	0.1	0.0	10.2	8.3	2.1	4.8
2030	16,900	5.1	2.0	2.8	0.3		0.0	5.1	0.1	5.0	0.1	0.0	10.3	7.5	2.0	4.6
2035	16,900	5.3	2.0	3.0	0.3		0.0	5.4	0.1	5.3	0.1	-0.1	10.1	6.7	1.9	4.3
2040	16,900	5.5	2.0	3.2	0.3		0.0	5.7	0.1	5.6	0.1	-0.2	9.3	5.6	1.7	3.9
2045	16,900	5.6	2.0	3.3	0.3		0.0	5.8	0.1	5.7	0.1	-0.2	8.2	4.5	1.4	3.4
2050	16,900	5.7	2.1	3.4	0.2		0.0	5.9	0.1	5.8	0.1	-0.2	7.2	3.6	1.3	3.0
2055	16,900	5.8	2.2	3.4	0.2		0.0	5.9	0.1	5.8	0.0	-0.1	6.6	3.0	1.1	2.8
2060	16,900	5.9	2.3	3.4	0.2		0.0	5.9	0.1	5.8	0.0	-0.0	6.4	2.7	1.1	2.7
2065	16,900	6.0	2.3	3.5	0.2		0.0	6.0	0.1	6.0	0.0	-0.0	6.3	2.4	1.0	2.5
2070	16,900	6.1	2.3	3.6	0.2		0.0	6.1	0.0	6.0	0.0	-0.0	6.2	2.1	1.0	2.5
2075	16,900	6.2	2.4	3.6	0.2		0.0	6.2	0.0	6.1	0.0	-0.0	6.1	1.9	1.0	2.4
2080	16,900	6.3	2.4	3.7	0.2		0.0	6.3	0.0	6.2	0.0	-0.0	6.1	1.7	1.0	2.4
2085	16,900	6.5	2.5	3.8	0.2		0.0	6.5	0.0	6.4	0.0	0.0	6.1	1.6	0.9	2.3
2090	16,900	6.6	2.6	3.9	0.2		0.0	6.6	0.0	6.5	0.0	0.0	6.3	1.5	0.9	2.3
2095	16,900	6.8	2.6	4.0	0.2		0.0	6.7	0.0	6.7	0.0	0.1	6.5	1.4	1.0	2.4
2100	16,900	6.9	2.7	4.0	0.2		0.0	6.9	0.0	6.8	0.0	0.1	6.7	1.3	1.0	2.4
2105	16,900	7.0	2.7	4.1	0.2		0.0	7.0	0.0	6.9	0.0	0.0	7.0	1.2	1.0	2.4
2110	16,900	7.2	2.7	4.2	0.2		0.0	7.2	0.0	7.1	0.0	0.0	7.2	1.2	1.0	2.5

(注1)保険料月額額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。
 実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成26(2014)年度における保険料の額は月額15,250円である。
 (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注3)「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注4)収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。

国民年金の財政指標の将来見通しを示したものが、図表1-4-5から図表1-4-7までである¹²。

年金扶養比率（基礎年金）は、ケースC、E及びGともに2015年度の2.0から1.1まで低下しており、将来は被保険者1.1人で一人の老齢年金受給者を支える状況となっていることが示されている。

収支比率は、ケースC及びケースEではマクロ経済スライド、保険料の引上げ等により、2032年度にケースCでは79.4%、ケースEでは82.8%まで改善するが、その後は次第に上昇し、ケースCでは2095年度、ケースEでは2079年度には100%を超えている。一方、ケースGでは2057年度以降100%を下回って推移している。

積立比率は、ケースC及びEでは当初低下するものの、収支の改善を反映し、ケースCでは2044年度から2047年度にかけて7.6まで、ケースEでは2043年度から2048年度にかけて7.4まで上昇する。しかし、以後急速に低下し2110年度には2.5となっている。一方、ケースGでは単調に減少し、2110年度には同じく2.5となる。これらは、2110年度の積立度合が1となるように給付水準調整が行われることが反映された結果である。

図表1-4-5 国民年金の財政指標の将来見通し（ケースC、出生：中位、死亡：中位）

年度	年金扶養比率 (基礎年金)	収支比率	積立比率
		%	
2015	2.0	103.7	5.9
2020	1.9	93.1	5.5
2025	1.8	84.9	5.7
2030	1.7	80.3	6.4
2035	1.5	80.2	6.8
2040	1.4	80.7	7.2
2045	1.3	81.1	7.6
2050	1.2	83.6	7.5
2055	1.2	85.5	7.3
2060	1.2	87.6	7.2
2065	1.2	89.8	6.9
2070	1.1	91.7	6.7
2075	1.1	93.8	6.5
2080	1.1	96.2	6.1
2085	1.1	98.1	5.6
2090	1.1	99.9	5.1
2095	1.1	102.4	4.6
2100	1.1	105.9	4.0
2105	1.1	110.3	3.3
2110	1.1	115.6	2.5

¹² 年金扶養比率については、基礎年金のものを示している。基礎年金の財政見通し等は(3)を参照。

図表 1-4-6 国民年金の財政指標の将来見通し（ケースE、出生：中位、死亡：中位）

年度	年金扶養比率 (基礎年金)	収支比率	積立比率
		%	
2015	2.0	103.7	5.9
2020	1.9	93.1	5.5
2025	1.8	86.2	5.7
2030	1.7	83.3	6.3
2035	1.5	83.8	6.8
2040	1.4	85.6	7.2
2045	1.3	86.7	7.4
2050	1.2	89.2	7.3
2055	1.2	91.0	7.1
2060	1.2	92.8	7.0
2065	1.2	94.8	6.8
2070	1.1	96.4	6.6
2075	1.1	98.4	6.4
2080	1.1	100.8	6.0
2085	1.1	102.4	5.6
2090	1.1	104.0	5.1
2095	1.1	106.2	4.6
2100	1.1	109.4	4.0
2105	1.1	113.6	3.3
2110	1.1	118.6	2.5

図表 1-4-7 国民年金の財政指標の将来見通し（ケースG、出生：中位、死亡：中位）

年度	年金扶養比率 (基礎年金)	収支比率	積立比率
		%	
2015	2.0	106.1	5.8
2020	1.8	100.2	5.1
2025	1.8	96.5	4.8
2030	1.7	96.8	4.6
2035	1.5	100.8	4.3
2040	1.4	106.1	3.9
2045	1.3	107.3	3.4
2050	1.2	105.4	3.0
2055	1.2	101.4	2.8
2060	1.2	99.4	2.7
2065	1.1	99.4	2.5
2070	1.1	98.9	2.5
2075	1.1	98.9	2.4
2080	1.1	99.1	2.4
2085	1.1	98.4	2.3
2090	1.1	97.6	2.3
2095	1.1	97.2	2.4
2100	1.1	97.3	2.4
2105	1.1	97.7	2.4
2110	1.1	97.8	2.5

(3) 基礎年金

国民年金における給付水準調整を受けて基礎年金全体の財政見通しについて示したものが図表1-4-8から図表1-4-10までである¹³。また、基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを示したものが、図表1-4-11及び図表1-4-12である¹⁴。各制度（実施機関）は、拠出金算定対象額を拠出金算定対象者数で按分した額を実質的に拠出することとなる。

基礎年金給付費は、ケースC及びEについては2043年度まで給付水準調整が行われる一方で、2041年度までは老齢基礎年金受給者数が増加する見通しであることから、2015年度から増加し続ける見通しとなっている。一方、ケースGについては2058年度まで給付水準調整が行われる見通しであることから、2047年度から2057年度にかけて基礎年金給付費が減少する見通しとなっている。

図表1-4-8 基礎年金の財政見通し（ケースC、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 長期的な経済前提（2024年度以降） 物価上昇率：1.6% 実質上昇率（実質＜対物価＞）：1.8% 運用利回り（実質＜対物価＞）：3.2% 運用利回り（スプレッド＜対賃金＞）：1.4% マクロ経済スライド 調整終了年度 2043年度 経済：ケースC

年度 (西暦)	① 基礎年金 給付費 兆円	② 基礎年金 国庫負担 兆円	③ 拠出金 算定 対象額 (平成16年度価格) 兆円	④ 拠出金 算定 対象者数 百万人	⑤ 拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12 (平成16年度価格) 円	⑥ 保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合) (平成16年度価格) 円
2015	22.6	11.5	22.3 (23.4)	53.0	(36,782)	(18,391)
2020	25.4	12.9	24.9 (23.6)	52.0	(37,883)	(18,941)
2025	28.0	14.3	27.5 (21.8)	50.3	(36,094)	(18,047)
2030	30.6	15.6	29.9 (19.9)	47.6	(34,873)	(17,436)
2035	34.2	17.5	33.4 (18.8)	43.8	(35,843)	(17,921)
2040	38.9	20.0	37.8 (18.1)	40.6	(37,067)	(18,534)
2045	44.1	22.7	42.8 (17.3)	37.8	(38,080)	(19,040)
2050	51.0	26.2	49.4 (16.9)	35.5	(39,619)	(19,810)
2055	58.0	29.9	56.2 (16.2)	33.3	(40,635)	(20,318)
2060	65.7	33.9	63.6 (15.5)	31.1	(41,706)	(20,853)
2065	73.9	38.1	71.6 (14.8)	28.9	(42,674)	(21,337)
2070	82.3	42.4	79.6 (13.9)	26.8	(43,358)	(21,679)
2075	91.2	47.0	88.3 (13.1)	24.7	(44,057)	(22,029)
2080	101.4	52.3	98.2 (12.3)	23.0	(44,527)	(22,263)
2085	111.9	57.7	108.4 (11.5)	21.5	(44,420)	(22,210)
2090	122.8	63.3	119.0 (10.7)	20.1	(44,188)	(22,094)
2095	135.0	69.6	130.8 (9.9)	18.7	(44,190)	(22,095)
2100	148.7	76.7	144.1 (9.2)	17.4	(44,403)	(22,201)
2105	163.9	84.5	158.8 (8.6)	16.1	(44,662)	(22,331)
2110	180.5	93.0	174.9 (8.0)	15.0	(44,776)	(22,388)

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、旧厚生年金と一元化する前の地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 (注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。
 (注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は平成16年度価格で()内に表示している。なお、平成26(2014)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は平成16年度価格で月額16,100円であるが、実際の保険料の額は平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額15,250円となっている。

¹³ 基礎年金は完全な賦課方式で財政運営されていることから、国民年金、厚生年金等の財政見通しとは異なった様式となっている。

¹⁴ ケースC及びEは労働市場への参加が進むケース、ケースGは労働市場への参加が進まないケースに該当する。

図表 1-4-9 基礎年金の財政見通し（ケースE、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 物価上昇率：1.2% 調整終了年度 2043年度
 経済：ケースE 賃金上昇率(実質<対物価>)：1.3%
 運用利回り(実質<対物価>)：3.0%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>)：1.7%

年度 (西暦)	① 基礎年金 給付費 兆円	② 基礎年金 国庫負担 兆円	③ 拠出金 算定 対象額 (平成16年度価格) 兆円	④ 拠出金 算定 対象者数 百万人	⑤ 拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12 (平成16年度価格) 円	⑥ 保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合) (平成16年度価格) 円
2015	22.6	11.5	22.3 (23.4)	53.0	(36,782)	(18,391)
2020	25.4	12.9	24.9 (23.6)	52.0	(37,883)	(18,941)
2025	27.9	14.2	27.4 (21.7)	50.3	(35,976)	(17,988)
2030	29.7	15.2	29.1 (20.1)	47.6	(35,108)	(17,554)
2035	32.1	16.4	31.3 (19.1)	43.8	(36,310)	(18,155)
2040	35.3	18.1	34.4 (18.5)	40.6	(38,012)	(19,006)
2045	38.5	19.8	37.4 (17.8)	37.8	(39,234)	(19,617)
2050	42.5	21.9	41.2 (17.3)	35.5	(40,685)	(20,343)
2055	46.0	23.7	44.6 (16.6)	33.3	(41,517)	(20,759)
2060	49.6	25.6	48.0 (15.8)	31.1	(42,377)	(21,189)
2065	53.2	27.5	51.6 (15.0)	28.9	(43,191)	(21,596)
2070	56.6	29.2	54.8 (14.1)	26.8	(43,795)	(21,897)
2075	60.1	31.0	58.2 (13.2)	24.7	(44,486)	(22,243)
2080	63.9	33.0	61.9 (12.4)	23.0	(44,959)	(22,479)
2085	67.5	34.8	65.4 (11.6)	21.5	(44,853)	(22,426)
2090	70.9	36.6	68.7 (10.8)	20.1	(44,618)	(22,309)
2095	74.6	38.4	72.3 (10.0)	18.7	(44,593)	(22,296)
2100	78.6	40.5	76.2 (9.3)	17.4	(44,791)	(22,396)
2105	83.0	42.8	80.4 (8.7)	16.1	(45,063)	(22,532)
2110	87.5	45.1	84.8 (8.1)	15.0	(45,195)	(22,597)

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、旧厚生年金と一元化する前の地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 (注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。
 (注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は平成16年度価格で()内に表示している。なお、平成26(2014)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は平成16年度価格で月額16,100円であるが、実際の保険料の額は平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額15,250円となっている。

図表 1-4-10 基礎年金の財政見通し（ケースG、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 物価上昇率：0.9% 調整終了年度 2058年度
 経済：ケースG 賃金上昇率(実質<対物価>)：1.0%
 運用利回り(実質<対物価>)：2.2%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>)：1.2%
 一機械的に給付水準調整を進めた場合

年度 (西暦)	① 基礎年金 給付費 兆円	② 基礎年金 国庫負担 兆円	③ 拠出金 算定 対象額 (平成16年度価格) 兆円	④ 拠出金 算定 対象者数 百万人	⑤ 拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12 (平成16年度価格) 円	⑥ 保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合) (平成16年度価格) 円
2015	22.6	11.5	22.3 (23.4)	52.7	(36,933)	(18,466)
2020	24.6	12.5	24.2 (23.6)	51.4	(38,220)	(19,110)
2025	26.0	13.2	25.5 (21.9)	49.3	(36,908)	(18,454)
2030	27.1	13.8	26.5 (20.5)	46.4	(36,848)	(18,424)
2035	28.6	14.6	27.9 (19.7)	42.7	(38,410)	(19,205)
2040	30.5	15.7	29.7 (19.1)	39.6	(40,156)	(20,078)
2045	31.3	16.1	30.4 (17.7)	36.9	(40,066)	(20,033)
2050	31.2	16.1	30.3 (16.1)	34.6	(38,729)	(19,365)
2055	30.7	15.8	29.7 (14.3)	32.5	(36,825)	(18,412)
2060	30.7	15.9	29.6 (13.1)	30.3	(35,944)	(17,972)
2065	31.3	16.2	30.2 (12.1)	28.2	(35,825)	(17,912)
2070	31.7	16.4	30.6 (11.2)	26.1	(35,608)	(17,804)
2075	32.2	16.6	31.0 (10.3)	24.1	(35,602)	(17,801)
2080	32.9	17.0	31.7 (9.6)	22.4	(35,609)	(17,805)
2085	33.6	17.4	32.4 (8.9)	21.0	(35,329)	(17,665)
2090	34.2	17.7	32.9 (8.2)	19.6	(35,052)	(17,526)
2095	34.8	18.0	33.6 (7.7)	18.2	(34,989)	(17,494)
2100	35.6	18.5	34.4 (7.1)	16.9	(35,111)	(17,556)
2105	36.5	18.9	35.2 (6.6)	15.7	(35,309)	(17,655)
2110	37.4	19.4	36.0 (6.2)	14.6	(35,417)	(17,709)

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、旧厚生年金と一元化する前の地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 (注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。
 (注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は平成16年度価格で()内に表示している。なお、平成26(2014)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は平成16年度価格で月額16,100円であるが、実際の保険料の額は平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額15,250円となっている。

図表 1-4-11 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

(出生：中位、死亡：中位、労働市場への参加が進むケース)

前提： 出生中位、死亡中位—労働市場への参加が進むケース

年度 (西暦)	拠出金算定対象者数							
	計	第1号被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2015	53.0	8.3	35.4	9.3	31.2	8.2	4.2	1.1
2020	52.0	7.7	35.9	8.4	(31.7)	(7.5)	(4.2)	(1.0)
2025	50.3	7.2	35.5	7.6	(31.4)	(6.8)	(4.1)	(0.9)
2030	47.6	6.5	34.3	6.8	(30.4)	(6.0)	(3.9)	(0.8)
2035	43.8	5.9	31.7	6.2	(28.0)	(5.4)	(3.7)	(0.7)
2040	40.6	5.4	29.5	5.7	(26.0)	(5.0)	(3.6)	(0.7)
2045	37.8	4.9	27.5	5.3	(24.2)	(4.7)	(3.4)	(0.7)
2050	35.5	4.7	25.8	5.0	(22.6)	(4.4)	(3.2)	(0.6)
2055	33.3	4.4	24.2	4.7	(21.2)	(4.1)	(3.0)	(0.6)
2060	31.1	4.1	22.6	4.3	(19.7)	(3.8)	(2.8)	(0.6)
2065	28.9	3.8	21.0	4.0	(18.4)	(3.5)	(2.7)	(0.5)
2070	26.8	3.5	19.5	3.7	(17.0)	(3.2)	(2.5)	(0.5)
2075	24.7	3.3	18.0	3.5	(15.7)	(3.0)	(2.3)	(0.5)
2080	23.0	3.0	16.8	3.2	(14.6)	(2.8)	(2.2)	(0.4)
2085	21.5	2.8	15.7	3.0	(13.7)	(2.6)	(2.0)	(0.4)
2090	20.1	2.7	14.6	2.8	(12.8)	(2.4)	(1.9)	(0.4)
2095	18.7	2.5	13.6	2.6	(11.9)	(2.3)	(1.7)	(0.3)
2100	17.4	2.3	12.6	2.4	(11.0)	(2.1)	(1.6)	(0.3)
2105	16.1	2.1	11.7	2.3	(10.2)	(2.0)	(1.5)	(0.3)
2110	15.0	2.0	10.9	2.1	(9.5)	(1.8)	(1.4)	(0.3)

(注)()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

図表 1-4-12 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

(出生：中位、死亡：中位、労働市場への参加が進まないケース)

前提： 出生中位、死亡中位—労働市場への参加が進まないケース

年度 (西暦)	拠出金算定対象者数							
	計	第1号被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2015	52.7	8.5	34.8	9.4	30.6	8.3	4.2	1.1
2020	51.4	8.3	34.3	8.8	(30.2)	(7.8)	(4.2)	(1.0)
2025	49.3	8.0	33.2	8.2	(29.1)	(7.2)	(4.1)	(0.9)
2030	46.4	7.7	31.3	7.5	(27.3)	(6.6)	(3.9)	(0.9)
2035	42.7	7.0	28.9	6.8	(25.1)	(6.0)	(3.7)	(0.9)
2040	39.6	6.4	26.9	6.3	(23.3)	(5.5)	(3.6)	(0.8)
2045	36.9	5.9	25.1	5.9	(21.7)	(5.2)	(3.4)	(0.8)
2050	34.6	5.5	23.5	5.6	(20.3)	(4.8)	(3.2)	(0.7)
2055	32.5	5.2	22.1	5.2	(19.0)	(4.5)	(3.0)	(0.7)
2060	30.3	4.9	20.6	4.8	(17.7)	(4.2)	(2.8)	(0.6)
2065	28.2	4.5	19.2	4.5	(16.5)	(3.9)	(2.7)	(0.6)
2070	26.1	4.2	17.8	4.1	(15.3)	(3.6)	(2.5)	(0.6)
2075	24.1	3.9	16.4	3.8	(14.1)	(3.3)	(2.3)	(0.5)
2080	22.4	3.6	15.3	3.6	(13.1)	(3.1)	(2.2)	(0.5)
2085	21.0	3.4	14.3	3.3	(12.3)	(2.9)	(2.0)	(0.5)
2090	19.6	3.2	13.3	3.1	(11.5)	(2.7)	(1.9)	(0.4)
2095	18.2	2.9	12.4	2.9	(10.7)	(2.5)	(1.7)	(0.4)
2100	16.9	2.7	11.5	2.7	(9.9)	(2.3)	(1.6)	(0.4)
2105	15.7	2.5	10.7	2.5	(9.2)	(2.1)	(1.5)	(0.3)
2110	14.6	2.3	9.9	2.3	(8.5)	(2.0)	(1.4)	(0.3)

(注)()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

(4) 厚生年金

厚生年金の財政見通しを示したものが、図表1-4-13から図表1-4-15である。ここでは、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しを示している。ケースCではマクロ経済スライドの終了年度が、報酬比例部分2018年度、基礎年金部分2043年度となる見込みであり、最終的な所得代替率は51.0%となっている。ケースEではマクロ経済スライドの終了年度が、報酬比例部分2020年度、基礎年金部分2043年度となる見込みであり、最終的な所得代替率は50.6%となっている。ケースGではマクロ経済スライドの終了年度が、報酬比例部分2031年度、基礎年金部分2058年度となる見込みであり、最終的な所得代替率は42.0%となっている。

厚生年金の保険料率は2017年度以降18.3%で一定であるが、保険料収入は2015年度以降年々増加している。これは、2020年度までは被保険者数が増加する見通しであること、それ以降については被保険者数は減少するものの、賃金の上昇率が被保険者数の減少率を上回り標準報酬総額が増加する見通しであることによる。また、支出も給付水準調整が図られる一方で、その給付水準調整終了後の新規裁定者は賃金上昇に応じて年金改定される影響があり、ケースC及びEについては給付費、基礎年金拠出金共に増加する見通しとなっている。一方、ケースGでは2047年度から2057年度にかけて基礎年金給付費が減少することにより基礎年金拠出金が減少しているが、それ以外の年度では給付費、基礎年金拠出金ともに増加する見通しとなっている。なお、厚生年金の財政見通しでも、国民年金同様、基礎年金交付金が収支両面から控除されていることに留意する必要がある。

第 1 章◆公的年金各制度の平成 26 年財政検証・財政再計算結果等

図表 1-4-13 厚生年金の財政見通し（ケース C、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口： 出生中位、死亡中位 物価上昇率： 1.6% マクロ経済スライド 最終的な所得代替率 51.0 %
 調整終了年度 2043年度
 資金上昇率（実質<対物価>）： 1.8%
 運用利回り（実質<対物価>）： 3.2% 最終保険料率 18.30 %
 経済： ケース C 運用利回り（スプレッド<対資金>）： 1.4%

【厚生年金】

年度 (西暦)	保険料率	収 入									支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	国民年金 等年金給出 収入(再換)	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	その他 支出						
2015	17.828	兆円 45.1 (38.7)	兆円 31.7 (27.0)	兆円 9.9 (8.8)	兆円 3.2 (2.7)	兆円 注5	兆円 注6	兆円 0.3 (0.3)	兆円 0.0 (0.0)	兆円 48.0 (41.1)	兆円 29.1 (24.4)	兆円 18.8 (16.6)	兆円 注6	兆円 0.1 (0.1)	兆円 -2.9 (-2.4)	兆円 169.6 (143.6)	兆円 168.7 (142.8)	3.6 (3.6)	4.5 (4.5)	兆円 180.9 (152.7)
2020	18.3	57.3	39.3	11.0	6.7			0.3	0.0	52.8	31.4	21.2		0.1	4.5	176.4	158.4	3.3	4.1	215.0
2025	18.3	69.3	47.1	12.0	10.1			0.1	0.0	58.4	34.8	23.6		0.1	10.8	219.1	164.4	3.6	4.5	257.5
2030	18.3	80.8	54.5	13.0	13.2			0.0	0.0	64.4	38.6	25.8		0.1	16.3	290.7	183.5	4.3	5.3	297.6
2035	18.3	92.5	60.5	14.5	17.4			0.0	0.0	74.1	45.2	28.9		0.1	18.3	381.1	203.5	4.9	6.1	330.7
2040	18.3	104.8	66.7	16.5	21.6			0.0	0.0	87.4	54.5	32.8		0.1	17.4	470.2	212.5	5.2	6.4	364.3
2045	18.3	117.8	73.5	18.6	25.7			0.0	0.0	100.6	63.3	37.2		0.1	17.2	556.9	212.9	5.4	6.6	401.6
2050	18.3	132.6	81.4	21.5	29.7			0.0	0.0	115.6	72.5	43.0		0.1	17.1	642.7	207.9	5.4	6.7	444.9
2055	18.3	148.4	90.3	24.4	33.7			0.0	0.0	131.3	82.5	48.8		0.1	17.1	728.2	199.2	5.4	6.7	493.3
2060	18.3	165.1	99.9	27.6	37.7			0.0	0.0	148.9	93.7	55.1		0.1	16.2	812.1	188.0	5.3	6.6	545.7
2065	18.3	182.3	110.0	31.0	41.3			0.0	0.0	168.2	106.1	62.1		0.1	14.1	887.4	173.8	5.2	6.4	601.2
2070	18.3	199.6	120.8	34.6	44.3			0.0	0.0	188.0	118.8	69.1		0.1	11.7	950.4	157.5	5.0	6.1	660.1
2075	18.3	217.4	132.4	38.4	46.7			0.0	0.0	209.1	132.4	76.7		0.0	8.2	999.4	140.1	4.7	5.8	723.3
2080	18.3	236.0	145.4	42.7	48.0			0.0	0.0	232.9	147.6	85.3		0.0	3.1	1,025.3	121.6	4.4	5.4	794.4
2085	18.3	255.4	160.2	47.0	48.1			0.0	0.0	257.2	163.1	94.1		0.0	-1.8	1,026.0	103.0	4.0	4.9	875.5
2090	18.3	275.4	176.7	51.6	47.1			0.0	0.0	282.8	179.5	103.2		0.0	-7.3	1,001.1	85.0	3.6	4.4	965.6
2095	18.3	295.7	194.5	56.7	44.5			0.0	0.0	311.5	198.0	113.5		0.0	-15.8	940.6	67.6	3.1	3.8	1,062.9
2100	18.3	315.5	213.6	62.5	39.4			0.0	0.0	343.7	218.6	125.1		0.0	-28.1	826.3	50.2	2.5	3.0	1,167.2
2105	18.3	334.2	234.3	69.0	30.9			0.0	0.0	379.0	241.1	137.9		0.0	-44.8	637.4	32.8	1.8	2.2	1,280.4
2110	18.3	351.3	257.3	76.0	18.0			0.0	0.0	417.4	265.5	151.9		0.0	-66.1	351.3	15.3	1.0	1.2	1,406.1

(注1) 厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しである。
 (注2) 平成27年度以前は、被用者年金一元化前(～H27.9)の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、()内は旧厚生年金の収支の見通しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
 (注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注4) 「26年度価格」とは、資金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注5) 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。
 (注6) 被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しであるため、相殺される厚生年金交付金及び厚生年金拠出金は、収入・支出両面から控除している。

図表 1-4-14 厚生年金の財政見通し（ケース E、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口： 出生中位、死亡中位 物価上昇率： 1.2% マクロ経済スライド 最終的な所得代替率 50.6 %
 調整終了年度 2043年度
 資金上昇率（実質<対物価>）： 1.3%
 運用利回り（実質<対物価>）： 3.0% 最終保険料率 18.30 %
 経済： ケース E 運用利回り（スプレッド<対資金>）： 1.7%

【厚生年金】

年度 (西暦)	保険料率	収 入									支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	国民年金 等年金給出 収入(再換)	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	その他 支出						
2015	17.828	兆円 45.1 (38.7)	兆円 31.7 (27.0)	兆円 9.9 (8.8)	兆円 3.2 (2.7)	兆円 注5	兆円 注6	兆円 0.3 (0.3)	兆円 0.0 (0.0)	兆円 48.0 (41.1)	兆円 29.1 (24.4)	兆円 18.8 (16.6)	兆円 注6	兆円 0.1 (0.1)	兆円 -2.9 (-2.4)	兆円 169.6 (143.6)	兆円 168.7 (142.8)	3.6 (3.6)	4.5 (4.5)	兆円 180.9 (152.7)
2020	18.3	57.3	39.3	11.0	6.8			0.3	0.0	52.3	31.0	21.2		0.1	5.0	177.3	159.2	3.3	4.2	215.0
2025	18.3	67.9	46.5	12.0	9.4			0.1	0.0	57.7	34.2	23.5		0.1	10.2	220.8	165.7	3.6	4.6	254.1
2030	18.3	75.5	51.4	12.7	11.3			0.0	0.0	62.2	37.0	25.1		0.1	13.3	281.9	184.1	4.3	5.4	281.1
2035	18.3	82.5	54.7	13.6	14.2			0.0	0.0	68.5	41.4	27.1		0.1	14.0	352.7	203.6	4.9	6.2	299.0
2040	18.3	89.5	57.7	14.9	16.9			0.0	0.0	77.8	47.9	29.8		0.1	11.7	416.1	212.3	5.2	6.4	315.3
2045	18.3	96.3	60.9	16.3	19.1			0.0	0.0	86.1	53.5	32.5		0.1	10.2	470.5	212.2	5.3	6.6	332.8
2050	18.3	103.6	64.6	17.9	21.1			0.0	0.0	94.5	58.7	35.8		0.1	9.1	518.3	206.6	5.4	6.7	352.9
2055	18.3	110.8	68.5	19.4	22.9			0.0	0.0	102.5	63.8	38.7		0.1	8.3	561.3	197.7	5.4	6.7	374.5
2060	18.3	117.9	72.6	20.8	24.5			0.0	0.0	110.9	69.2	41.7		0.1	7.0	599.5	186.7	5.3	6.6	396.6
2065	18.3	124.6	76.5	22.4	25.8			0.0	0.0	119.7	75.0	44.7		0.1	4.9	628.4	172.9	5.2	6.4	418.2
2070	18.3	130.7	80.4	23.8	26.5			0.0	0.0	128.0	80.4	47.6		0.1	2.8	646.2	157.2	5.0	6.2	439.5
2075	18.3	136.5	84.4	25.3	26.8			0.0	0.0	136.3	85.8	50.5		0.0	0.1	652.6	140.3	4.8	5.9	461.0
2080	18.3	142.1	88.7	26.9	26.5			0.0	0.0	145.4	91.5	53.8		0.0	-3.2	643.1	122.4	4.4	5.5	484.7
2085	18.3	147.5	93.6	28.4	25.6			0.0	0.0	153.6	96.8	56.8		0.0	-6.1	618.0	103.8	4.1	5.0	511.3
2090	18.3	152.6	98.8	29.8	24.0			0.0	0.0	161.7	102.0	59.6		0.0	-9.1	578.8	85.9	3.6	4.5	539.8
2095	18.3	157.2	104.1	31.3	21.7			0.0	0.0	170.4	107.7	62.7		0.0	-13.2	521.6	68.4	3.1	3.8	568.8
2100	18.3	160.9	109.4	33.1	18.5			0.0	0.0	179.9	113.7	66.1		0.0	-19.0	439.0	50.9	2.5	3.1	597.9
2105	18.3	163.6	114.9	34.9	13.8			0.0	0.0	189.9	120.1	69.8		0.0	-26.3	322.7	33.1	1.8	2.3	627.8
2110	18.3	165.1	120.8	36.8	7.5			0.0	0.0	200.3	126.6	73.6		0.0	-35.2	165.1	15.0	1.0	1.2	660.0

(注1) 厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しである。
 (注2) 平成27年度以前は、被用者年金一元化前(～H27.9)の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、()内は旧厚生年金の収支の見通しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
 (注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注4) 「26年度価格」とは、資金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注5) 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。
 (注6) 被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しであるため、相殺される厚生年金交付金及び厚生年金拠出金は、収入・支出両面から控除している。

図表 1-4-15 厚生年金の財政見通し（ケースG、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 物価上昇率：0.9% マクロ経済スライド 最終的な所得代替率 42.0 %
 経済：ケースG 資金上昇率(実質<対物価>)：1.0% 調整終了年度 2058年度 最終的な所得代替率(終了年度時点)
 -機械的に給付水準調整を進めた場合- 運用利回り(実質<対物価>)：2.2% 最終保険料率 18.30 %
 運用利回り(スプレッド<対資金>)：1.2%

【厚生年金】

年度 (西暦)	保険料率 %	収 入								支 出					収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 割合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	通用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	国庫 給付金 収入(再掲)	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	その他 支出						
2015	17.828	兆円 43.9 (37.6)	兆円 31.0 (26.3)	兆円 9.8 (8.7)	兆円 2.7 (2.3)	兆円 注5	兆円 注6	兆円 0.3 (0.3)	兆円 0.0 (0.0)	兆円 48.0 (41.0)	兆円 29.2 (24.5)	兆円 18.7 (16.4)	兆円 注6	兆円 0.1 (0.1)	兆円 -4.1 (-3.4)	兆円 168.0 (142.0)	兆円 167.1 (141.3)	3.6 (3.5)	4.5 (4.5)	兆円 177.2 (149.1)
2020	18.3	51.4	36.0	10.5	4.7			0.3	0.0	50.4	30.0	20.3		0.1	1.0	162.6	150.1	3.2	4.1	196.9
2025	18.3	55.8	39.3	10.9	5.5			0.1	0.0	51.8	30.4	21.3		0.1	4.0	177.8	144.5	3.4	4.3	215.0
2030	18.3	58.6	41.2	11.2	6.1			0.0	0.0	52.9	30.7	22.1		0.1	5.7	203.6	149.4	3.7	4.8	225.3
2035	18.3	61.1	42.4	11.7	7.0			0.0	0.0	56.2	32.8	23.3		0.1	4.9	231.3	154.4	4.0	5.1	231.8
2040	18.3	63.5	43.5	12.5	7.6			0.0	0.0	61.0	36.0	24.9		0.1	2.5	248.8	151.2	4.0	5.1	237.5
2045	18.3	65.2	44.6	12.8	7.8			0.0	0.0	64.1	38.5	25.5		0.1	1.1	256.6	141.9	4.0	5.0	243.8
2050	18.3	66.7	46.0	12.7	8.0			0.0	0.0	65.9	40.4	25.4		0.1	0.8	261.2	131.5	4.0	4.9	251.3
2055	18.3	67.9	47.4	12.4	8.1			0.0	0.0	67.0	42.0	24.9		0.1	1.0	265.5	121.7	3.9	4.9	259.1
2060	18.3	69.4	48.7	12.4	8.2			0.0	0.0	68.7	43.8	24.9		0.1	0.6	270.1	112.7	3.9	4.8	266.2
2065	18.3	70.8	49.9	12.7	8.3			0.0	0.0	71.0	45.6	25.3		0.1	-0.2	270.8	102.8	3.8	4.6	272.4
2070	18.3	71.9	50.9	12.8	8.2			0.0	0.0	72.8	47.1	25.7		0.0	-1.0	267.2	92.3	3.7	4.5	277.9
2075	18.3	72.8	51.8	13.0	8.0			0.0	0.0	74.6	48.5	26.1		0.0	-1.8	259.9	81.7	3.5	4.3	283.1
2080	18.3	73.9	52.9	13.3	7.6			0.0	0.0	76.8	50.1	26.7		0.0	-2.9	247.3	70.8	3.3	3.9	289.2
2085	18.3	74.9	54.3	13.6	7.1			0.0	0.0	78.5	51.3	27.2		0.0	-3.5	230.7	60.1	3.0	3.6	296.5
2090	18.3	76.0	55.6	13.8	6.5			0.0	0.0	80.0	52.3	27.6		0.0	-4.0	211.6	50.2	2.7	3.3	303.9
2095	18.3	76.8	56.9	14.1	5.8			0.0	0.0	81.8	53.6	28.2		0.0	-5.0	188.8	40.8	2.4	2.9	310.8
2100	18.3	77.4	58.0	14.4	5.0			0.0	0.0	83.8	54.9	28.8		0.0	-6.3	160.1	31.5	2.0	2.4	317.1
2105	18.3	77.8	59.2	14.8	3.9			0.0	0.0	85.8	56.3	29.6		0.0	-8.0	123.6	22.1	1.5	1.9	323.3
2110	18.3	78.1	60.4	15.1	2.5			0.0	0.0	87.9	57.6	30.3		0.0	-9.8	78.1	12.7	1.0	1.2	330.2

(注1) 厚生年金基金の代行部分及び共済年金を含む、被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しである。
 (注2) 平成27年度以前は、被用者年金一元化前(～H27.9)の共済年金の厚生年金相当分の収支を含む。ただし、()内は旧厚生年金の収支の見通しである。保険料率の引上げスケジュールは、旧厚生年金のものである。
 (注3) 「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注4) 「26年度価格」とは、資金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注5) 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入、支出両面から控除して財政見通しを作成している。
 (注6) 被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しであるため、相殺される厚生年金交付金及び厚生年金拠出金は、収入、支出両面から控除している。

厚生年金の財政指標の将来見通しを示したものが、図表 1-4-16 から図表 1-4-18 である。年金扶養比率は、労働力率の前提について労働市場への参加が進む場合であるケースC及びケースEでは2030年度頃までほぼ横ばいの傾向となるが、これは、報酬比例部分の支給開始年齢引上げの影響で受給者数の増加が抑えられること等が影響しているものと考えられる。2030年度頃からは低下が続き、2080年度頃から1.1程度で横ばいとなる見通しとなっている。一方、労働市場への参加が進まない場合であるケースGでは、概ね低下傾向が続き、2080年度頃から1.1程度で横ばいとなる見通しとなっている。ケースC、E及びGともに年金扶養比率は1.1まで低下していく見通しとなっており、基礎年金と同様、将来は被保険者約1.1人で一人の老齢年金受給者を支える状況となっている。

総合費用率は、ケースC、E及びGともに、報酬比例部分の支給開始年齢引上げ、マクロ経済スライドによる給付水準調整の効果が相まって、2030年度頃までは低下傾向にある。その後、ケースC及びケースEでは、2075年度頃にかけて上昇し、以降は24%強で概ね横ばいとなるようになるが、ケースGでは、2045年度頃にかけて上昇

し、21%程度で2060年度頃まで推移した後、2080年度頃にかけて22%程度まで上昇し、以後は概ね横ばいとなる見通しとなっている。

収支比率は、ケースC、E及びGともに、当初数年間は100%を超える水準となっているが、低下傾向が続き、2030年度頃から上昇に転じる見通しとなっている。その後、ケースCでは2085年度頃に、ケースEでは2075年度頃に、ケースGでは2065年度頃に100%を超えて積立金を取り崩す状態となる見通しとなっている。

積立比率は、ケースC及びEについては、当初2020年度頃まで減少した後は、2052年度に向けて一旦増加し、その後は2110年度に向けて単調に減少し、2110年度に1.2となる見通しとなっている。一方、ケースGについては、2021年度まで減少した後、2037年度に向けて増加し、その後は2110年度に向けて単調に減少し、2110年度に1.2となる見通しとなっている。

図表 1-4-16 厚生年金の財政指標の将来見通し（ケースC、出生：中位、死亡：中位）

年度	年金扶養比率	総合費用率	独自費用比率	収支比率	積立比率
2015	2.2	21.0	15.8	109.0	4.5
2020	2.2	19.4	14.4	90.6	4.1
2025	2.2	18.0	13.4	81.0	4.5
2030	2.2	17.2	12.9	75.8	5.3
2035	2.0	18.0	13.6	76.4	6.1
2040	1.7	19.5	14.9	80.2	6.4
2045	1.6	20.4	15.8	82.6	6.6
2050	1.4	21.1	16.3	84.6	6.7
2055	1.4	21.7	16.7	86.2	6.7
2060	1.3	22.2	17.2	88.1	6.6
2065	1.3	22.8	17.6	90.6	6.4
2070	1.2	23.2	18.0	92.9	6.1
2075	1.2	23.6	18.3	95.4	5.8
2080	1.1	23.9	18.6	98.4	5.4
2085	1.1	24.0	18.6	100.8	4.9
2090	1.1	23.9	18.6	103.3	4.4
2095	1.1	24.0	18.6	106.6	3.8
2100	1.1	24.1	18.7	111.1	3.0
2105	1.1	24.2	18.8	116.9	2.2
2110	1.1	24.3	18.9	124.0	1.2

注 被用者年金一元化後の厚生年金全体の見通しである。

図表 1-4-17 厚生年金の財政指標の将来見通し（ケースE、出生：中位、死亡：中位）

年度	年金扶養比率	総合費用率	独自費用比率	収支比率	積立比率
		%	%	%	
2015	2.2	21.0	15.8	109.0	4.5
2020	2.2	19.2	14.2	89.6	4.2
2025	2.2	18.0	13.3	81.7	4.6
2030	2.2	17.6	13.1	78.7	5.4
2035	2.0	18.3	13.8	79.5	6.2
2040	1.7	19.9	15.2	84.2	6.4
2045	1.6	21.0	16.1	87.1	6.6
2050	1.4	21.7	16.6	89.3	6.7
2055	1.4	22.2	17.0	90.9	6.7
2060	1.3	22.7	17.5	92.7	6.6
2065	1.3	23.3	17.9	95.2	6.4
2070	1.2	23.7	18.3	97.4	6.2
2075	1.2	24.1	18.6	99.8	5.9
2080	1.1	24.4	18.9	102.8	5.5
2085	1.1	24.5	18.9	105.1	5.0
2090	1.1	24.4	18.9	107.4	4.5
2095	1.1	24.4	18.9	110.5	3.8
2100	1.1	24.6	19.0	114.8	3.1
2105	1.1	24.7	19.1	120.4	2.3
2110	1.1	24.8	19.2	127.4	1.2

注 被用者年金一元化後の厚生年金全体の見通しである。

図表 1-4-18 厚生年金の財政指標の将来見通し（ケースG、出生：中位、死亡：中位）

年度	年金扶養比率	総合費用率	独自費用比率	収支比率	積立比率
		%	%	%	
2015	2.2	21.5	16.2	112.7	4.5
2020	2.1	20.2	15.0	98.0	4.1
2025	2.1	19.0	14.0	91.1	4.3
2030	2.0	18.5	13.6	87.9	4.8
2035	1.8	19.2	14.1	89.9	5.1
2040	1.6	20.4	15.2	95.0	5.1
2045	1.4	21.0	15.8	97.7	5.0
2050	1.4	21.1	16.1	98.4	4.9
2055	1.3	21.0	16.2	98.2	4.9
2060	1.3	21.1	16.5	98.8	4.8
2065	1.2	21.4	16.8	100.3	4.6
2070	1.2	21.6	17.0	101.6	4.5
2075	1.2	21.7	17.1	103.0	4.3
2080	1.1	21.9	17.3	104.7	3.9
2085	1.1	21.9	17.3	105.7	3.6
2090	1.1	21.8	17.2	106.5	3.3
2095	1.1	21.8	17.2	107.9	2.9
2100	1.1	21.9	17.3	110.0	2.4
2105	1.1	22.0	17.4	112.7	1.9
2110	1.1	22.0	17.4	115.6	1.2

注 被用者年金一元化後の厚生年金全体の見通しである。

(5) 国共済+地共済

国共済と地共済では平成16年度から財政単位が一元化されている。このため、財政見通し等も、国共済と地共済をあわせた財政全体を「国共済+地共済」として公表されている。本報告では、これを踏まえ、国共済+地共済を主たる検証対象として取り扱うこととする。

国共済と地共済の平成26年財政再計算においては、被用者年金一元化までの間の職域年金部分も含めた保険料率が再計算されているが、それとともに、被用者年金一元化以降2110年度までの国共済+地共済の厚生年金部分の財政見通しが作成されている。それを示したものが、図表1-4-19から図表1-4-21までである。

国共済と地共済の1・2階部分の保険料率は、2018年度以降18.3%で一定となるが、厚生年金（全体）同様、保険料収入は2015年度以降年々増加する見通しとなっている。これは、国共済、地共済ともに被保険者数は減少し続ける見通しであるものの、賃金上昇率が被保険者数の減少率を上回り標準報酬総額が増加する見通しであることによる。また、支出も厚生年金（全体）同様に、ケースC及びEについては給付費、基礎年金拠出金共に増加する見通しとなっている一方、ケースGでは2047年度から2057年度にかけて基礎年金給付費が減少することにより基礎年金拠出金が減少しているが、それ以外の年度では給付費、基礎年金拠出金ともに増加する見通しとなっている。

なお、国共済及び地共済の間で行われる独自の財政調整の見通しをはじめ、国共済地共済ごとの財政見通しについては公表されていない。

図表 1-4-21 国共済+地共済の財政見通し（ケース G、出生：中位、死亡：中位）

前提：
 人口：出生中位、死亡中位
 長期的な経済前提（2024年度以降）
 賃金上昇率（実質＜対物価＞）：1.0%
 運用利回り（実質＜対物価＞）：2.2%
 物価上昇率：0.9%
 賃金上昇率（実質＜対物価＞）：1.0%
 運用利回り（実質＜対物価＞）：2.2%
 マクロ経済スライド調整期間
 調整開始年度：2014年度
 調整終了年度：2058年度
 最終的な所得代替率
 （終了年度時点）
 最終保険料率
 42.0%
 18.30%

【国共済+地共済】

年度 (西暦)	保険料率	収 入											支 出					収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (25年度末)	積立 割合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)		
		収入合計		保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	追加費用	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	賃金控除平準化 のための財政検証 (再拠)	年金給付に充てる べき年金積立金の 不足額(再拠)	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	その他 支出								
		収入合計	収入合計																						
2015	17.28	55,992	21,507	5,068	4,010	1,944	1,112	22,191	160			59,138	27,136	10,036	21,921	45	-3,146	241,831	237,952						127,532
2020	18.3	120,944	50,289	10,883	5,557	6,577	1,170	46,296	171			120,560	53,096	21,622	45,754	88	384	229,476	198,215	1.9	4.1				279,341
2025	18.3	125,497	54,740	11,497	3,275	7,561	508	47,916	0			121,527	51,746	22,901	46,795	86	3,970	243,512	187,556	2.0	4.1				304,260
2030	18.3	128,663	58,335	12,237	1,547	8,332	181	48,031	0			121,087	49,786	24,420	46,797	83	7,577	276,719	193,989	2.2	4.6				324,338
2035	18.3	135,016	61,776	13,411	606	9,487	57	49,679	0			128,342	50,355	26,796	51,112	80	6,674	314,106	200,421	2.4	4.8				343,436
2040	18.3	143,286	65,818	14,804	188	10,253	18	52,206	0			140,087	52,418	29,596	57,997	76	3,199	337,431	195,966	2.4	4.6				365,453
2045	18.3	149,304	69,856	15,459	49	10,565	5	53,370	0			148,113	53,426	30,914	63,700	73	1,191	346,643	183,235	2.3	4.4				387,457
2050	18.3	153,414	72,919	15,483	13	10,703	1	54,295	0			152,748	54,311	30,964	67,405	69	666	350,900	168,825	2.3	4.2				404,394
2055	18.3	158,107	75,096	15,267	5	10,813	0	56,927	0			157,234	56,933	30,532	69,704	65	873	354,610	155,287	2.2	4.2				416,690
2060	18.3	164,864	77,411	15,459	2	10,942	0	61,050	0			164,532	61,052	30,918	72,500	62	332	358,580	142,922	2.2	4.1				429,733
2065	18.3	171,802	79,896	15,911	1	10,887	0	65,107	0			172,887	65,108	31,822	75,900	58	-1,085	356,055	129,169	2.1	3.9				443,650
2070	18.3	177,997	82,350	16,230	0	10,627	0	68,790	0			180,208	68,791	32,459	78,905	54	-2,211	346,961	114,565	1.9	3.7				457,218
2075	18.3	184,117	84,904	16,627	0	10,202	0	72,384	0			187,597	72,384	33,255	81,908	50	-3,480	332,389	99,896	1.8	3.4				471,095
2080	18.3	189,633	87,497	17,018	0	9,547	0	75,571	0			194,638	75,571	34,036	84,984	47	-5,005	310,190	84,851	1.6	3.1				485,155
2085	18.3	193,848	89,589	17,242	0	8,720	0	78,298	0			199,563	78,298	34,483	86,738	44	-5,714	282,730	70,393	1.4	2.8				496,691
2090	18.3	197,627	91,045	17,471	0	7,814	0	81,298	0			203,836	81,298	34,941	87,556	41	-6,208	252,802	57,289	1.3	2.5				504,985
2095	18.3	202,001	92,508	17,849	0	6,794	0	84,850	0			209,254	84,850	35,698	88,669	38	-7,253	218,884	45,147	1.1	2.1				513,378
2100	18.3	206,589	94,441	18,344	0	5,572	0	88,232	0			215,418	88,232	36,689	90,462	35	-8,829	178,048	33,426	0.9	1.7				524,261
2105	18.3	210,860	96,849	18,880	0	4,089	0	91,042	0			221,445	91,042	37,760	92,610	33	-10,585	128,606	21,975	0.6	1.2				537,573
2110	18.3	214,648	99,580	19,377	0	2,365	0	93,326	0			226,504	93,326	38,755	94,393	30	-11,856	71,482	11,117	0.4	0.7				552,499

(注1)「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注2)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する比率である。
 (注3)「所得代替率」は、一元化後の厚生年金の所得代替率である。
 (注4)2015年度については、一元化以降の半年分である。

(6) 私学共済

私学共済についても、平成 26 年財政再計算においては、被用者年金一元化までの間の職域年金部分を含めた保険料率が再計算されているが、それとともに、被用者年金一元化以降 2110 年度までの私学共済の厚生年金部分の財政見通しが、独自財源における軽減保険料率の将来見通しと併せ作成されている。それを示したものが、図表 1-4-22 から図表 1-4-24 までである。なお、私学共済の財政見通しでは、国民年金、厚生年金同様、基礎年金交付金が収支両面から控除されている（支出では給付費から控除）こと、保険料率については被用者年金一元化法附則の規定により軽減される前のものであることに留意する必要がある。

私学共済の保険料収入についても、厚生年金（全体）等と同様に 2015 年度以降年々増加する見通しとなっているが、私学共済の被保険者数は 2023 年度まで増加する見通しとなっており、減少に転じて以降も、賃金上昇率が被保険者数の減少率を上回り標準報酬総額が増加する見通しであることによる。また、支出も厚生年金（全体）同様に、ケース C 及び E については給付費、基礎年金拠出金共に増加する見通しとなっている一方、ケース G では 2047 年度から 2057 年度にかけて基礎年金拠出金が減少するが、それ以外の年度では給付費、基礎年金拠出金ともに増加する見通しとなっている。

図表 1-4-22 私学共済の財政見通し（ケースC、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 長期的な経済前提（2028年度以降） マクロ経済スライド調整期間
 物価上昇率：1.8% 調整開始年度 2014年度 最終的な所得代替率 51.0%
 資金上昇率（実質＜対物価＞）：1.8% 調整終了年度 2043年度 最終的な所得代替率（終了年度時点）
 経済： ケースC 運用利回り（実質＜対物価＞）：3.2% 運用利回り（スプレッド＜対資金＞）：1.4% 最終保険料率 18.30%

年度 (西暦)	保険料率	収 入							支 出					収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 割合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫 負担	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	その他 支出						
2015	14.354	4,267	2,127	575	164	注5	1,382	18	4,160	1,391	1,134	1,628	7	107	17,694	17,268			14,958
2020	16.124	11,554	6,041	1,383	827		3,281	22	10,097	3,293	2,742	4,046	15	1,457	22,092	18,146	2.0	3.8	37,886
2025	17.894	15,344	8,252	1,563	1,541		3,988		12,296	3,995	3,111	5,174	16	3,047	34,209	23,326	2.5	4.6	46,608
2030	18.300	18,334	9,657	1,681	2,182		4,814		15,489	4,818	3,354	7,303	15	2,844	47,978	27,679	2.9	5.0	53,217
2035	18.300	21,253	10,541	1,829	2,909		5,974		18,095	5,975	3,655	8,451	13	3,158	63,641	31,063	3.3	5.9	58,064
2040	18.300	24,434	11,324	1,990	3,627		7,493		21,481	7,494	3,979	9,996	12	2,953	78,845	32,559	3.5	6.3	62,362
2045	18.300	28,308	12,472	2,244	4,319		9,273		25,385	9,273	4,488	11,612	11	2,923	93,589	32,698	3.6	6.5	68,681
2050	18.300	32,861	13,885	2,612	5,004		11,360		29,952	11,361	5,224	13,357	11	2,909	108,188	31,980	3.5	6.6	76,471
2055	18.300	37,729	15,382	2,983	5,687		13,678		34,812	13,678	5,966	15,158	10	2,917	122,757	30,700	3.4	6.6	84,721
2060	18.300	42,811	16,932	3,383	6,362		16,133		40,035	16,133	6,766	17,125	9	2,776	137,084	29,005	3.4	6.5	93,266
2065	18.300	47,864	18,507	3,786	6,976		18,596		45,433	18,596	7,573	19,256	9	2,431	150,003	26,853	3.2	6.4	101,936
2070	18.300	52,742	20,161	4,179	7,498		20,904		50,698	20,904	8,358	21,429	8	2,043	160,957	24,378	3.1	6.2	111,043
2075	18.300	57,752	22,095	4,640	7,919		23,098		56,269	23,098	9,280	23,883	7	1,483	169,649	21,739	3.0	5.9	121,693
2080	18.300	63,103	24,429	5,182	8,167		25,324		62,487	25,324	10,365	26,791	7	616	174,498	18,918	2.8	5.4	134,551
2085	18.300	68,762	27,057	5,736	8,213		27,756		68,979	27,756	11,472	29,745	7	-218	175,046	16,056	2.5	4.9	149,030
2090	18.300	74,647	29,830	6,302	8,058		30,457		75,796	30,457	12,604	32,730	6	-1,149	171,285	13,292	2.3	4.4	164,306
2095	18.300	80,659	32,701	6,910	7,636		33,412		83,219	33,412	13,821	35,981	6	-2,561	161,551	10,607	2.0	3.8	180,113
2100	18.300	86,793	35,757	7,584	6,805		36,647		91,441	36,647	15,167	39,622	5	-4,649	142,776	7,931	1.6	3.1	196,946
2105	18.300	93,162	39,189	8,349	5,394		40,229		100,686	40,229	16,699	43,753	5	-7,524	111,243	5,228	1.2	2.3	215,845
2110	18.300	99,799	43,152	9,214	3,206		44,227		111,117	44,227	18,428	48,458	5	-11,318	62,645	2,491	0.7	1.3	237,678

(注1)「26年度価格」とは、資金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注2)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注3)「所得代替率」は、一元化後の厚生年金の所得代替率である。
 (注4)2015年度については、一元化以降の半年分である。
 (注5)収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入、支出両面から控除して財政見通しを作成している。

図表 1-4-23 私学共済の財政見通し（ケースE、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口：出生中位、死亡中位 長期的な経済前提（2028年度以降） マクロ経済スライド調整期間
 物価上昇率：1.2% 調整開始年度 2014年度 最終的な所得代替率 50.6%
 資金上昇率（実質＜対物価＞）：1.3% 調整終了年度 2043年度 最終的な所得代替率（終了年度時点）
 経済： ケースE 運用利回り（実質＜対物価＞）：3.0% 運用利回り（スプレッド＜対資金＞）：1.7% 最終保険料率 18.30%

年度 (西暦)	保険料率	収 入							支 出					収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 割合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫 負担	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	その他 支出						
2015	14.354	4,267	2,127	575	164	注5	1,382	18	4,157	1,391	1,134	1,625	7	110	17,697	17,271			14,958
2020	16.124	11,513	6,041	1,383	832		3,235	22	9,989	3,247	2,742	3,984	15	1,523	22,245	18,272	2.1	3.9	37,886
2025	17.894	15,054	8,144	1,558	1,436		3,916		12,119	3,923	3,101	5,079	16	2,935	34,463	23,915	2.6	4.8	45,999
2030	18.300	17,235	9,123	1,635	1,863		4,614		14,899	4,618	3,263	7,003	15	2,337	46,454	28,491	3.0	5.1	50,275
2035	18.300	19,098	9,533	1,714	2,368		5,482		16,670	5,484	3,426	7,748	13	2,427	58,790	31,869	3.4	6.0	52,509
2040	18.300	21,038	9,803	1,807	2,824		6,604		19,043	6,604	3,614	8,813	12	1,995	69,648	33,370	3.6	6.4	53,983
2045	18.300	23,335	10,334	1,960	3,211		7,830		21,586	7,830	3,920	9,825	11	1,749	78,913	33,418	3.6	6.5	56,910
2050	18.300	25,922	11,013	2,176	3,551		9,182		24,368	9,182	4,353	10,823	11	1,554	87,083	32,594	3.5	6.6	60,655
2055	18.300	28,481	11,679	2,367	3,856		10,579		27,063	10,579	4,735	11,739	10	1,418	94,426	31,238	3.4	6.6	64,325
2060	18.300	30,932	12,306	2,556	4,130		11,940		29,732	11,940	5,112	12,671	9	1,200	100,974	29,524	3.4	6.6	67,784
2065	18.300	33,113	12,875	2,727	4,343		13,168		32,257	13,168	5,455	13,626	9	856	105,981	27,389	3.3	6.4	70,918
2070	18.300	34,944	13,426	2,876	4,482		14,161		34,434	14,161	5,751	14,514	8	510	109,189	24,941	3.2	6.2	73,949
2075	18.300	36,655	14,085	3,055	4,546		14,970		36,578	14,970	6,111	15,491	7	77	110,528	22,314	3.0	6.0	77,575
2080	18.300	38,376	14,907	3,266	4,503		15,701		38,875	15,701	6,533	16,635	7	-499	109,183	19,483	2.8	5.5	82,103
2085	18.300	40,080	15,804	3,461	4,348		16,467		41,074	16,467	6,922	17,679	7	-994	105,162	16,586	2.6	5.0	87,049
2090	18.300	41,711	16,679	3,640	4,094		17,299		43,204	17,299	7,279	18,620	6	-1,493	98,741	13,764	2.3	4.5	91,867
2095	18.300	43,213	17,502	3,818	3,720		18,173		45,399	18,173	7,636	19,583	6	-2,185	89,301	11,002	2.0	3.9	96,399
2100	18.300	44,590	18,319	4,009	3,175		19,086		47,747	19,086	8,019	20,636	5	-3,157	75,579	8,230	1.6	3.2	100,899
2105	18.300	45,901	19,218	4,226	2,400		20,056		50,331	20,056	8,453	21,818	5	-4,431	56,097	5,399	1.2	2.3	105,852
2110	18.300	47,155	20,257	4,466	1,331		21,101		53,177	21,101	8,932	23,140	5	-6,022	29,305	2,493	0.7	1.3	111,574

(注1)「26年度価格」とは、資金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注2)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注3)「所得代替率」は、一元化後の厚生年金の所得代替率である。
 (注4)2015年度については、一元化以降の半年分である。
 (注5)収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入、支出両面から控除して財政見通しを作成している。

第1章◆公的年金各制度の平成26年財政検証・財政再計算結果等

図表 1-4-24 私学共済の財政見通し（ケースG、出生：中位、死亡：中位）

前提： 人口： 出生中位、死亡中位
 経済： ケースG
 長期的な経済前提(2028年度以降)
 賃金上昇率(実質<対物価>)： 1.0%
 運用利回り(実質<対物価>)： 2.2%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>)： 1.2%
 マクロ経済スライド調整期間
 調整開始年度 2014年度
 調整終了年度 2058年度
 最終的な所得代替率 (終了年度時点) 42.0%
 最終保険料率 18.30%

【私学共済】

年度 (西暦)	保険料率	収 入							支 出					収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (26年度価格)	積立 割合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫 負担	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	その他 支出						
2015	14.354	4,238	2,118	580	140	注5	1,382	18	4,194	1,390	1,142	1,655	7	44	17,601	17,319	2.0	3.7	14,896
2020	16.124	10,869	5,780	1,369	576		3,124	21	9,840	3,135	2,714	3,975	15	1,029	20,588	17,783	2.4	4.3	36,250
2025	17.894	13,210	7,359	1,494	870		3,488		11,216	3,495	2,974	4,731	16	1,995	28,784	22,170	2.5	4.3	41,563
2030	18.300	14,465	8,005	1,555	1,054		3,852		13,375	3,855	3,103	6,402	15	1,090	35,059	24,578	2.7	4.7	44,113
2035	18.300	15,340	8,122	1,595	1,218		4,405		14,402	4,406	3,188	6,794	13	939	40,360	25,753	2.8	4.8	44,741
2040	18.300	16,154	8,111	1,630	1,326		5,087		15,686	5,087	3,260	7,328	12	467	43,664	25,358	2.7	4.8	44,666
2045	18.300	17,166	8,303	1,659	1,375		5,828		16,949	5,828	3,319	7,791	11	216	45,148	23,865	2.5	4.7	47,325
2050	18.300	18,261	8,593	1,668	1,403		6,597		18,106	6,597	3,336	8,162	11	155	46,028	22,145	2.4	4.6	48,736
2055	18.300	19,265	8,848	1,643	1,428		7,346		19,079	7,346	3,285	8,438	10	186	46,865	20,523	2.4	4.6	49,872
2060	18.300	20,189	9,054	1,647	1,456		8,032		20,061	8,032	3,294	8,726	9	128	47,766	19,038	2.3	4.5	50,668
2065	18.300	20,926	9,199	1,669	1,464		8,594		20,959	8,594	3,338	9,018	9	-33	47,932	17,389	2.2	4.4	51,305
2070	18.300	21,407	9,315	1,674	1,448		8,970		21,570	8,970	3,349	9,244	8	-163	47,346	15,633	2.1	4.1	52,264
2075	18.300	21,803	9,489	1,700	1,412		9,201		22,121	9,201	3,400	9,513	7	-318	46,102	13,855	2.0	3.8	53,714
2080	18.300	22,212	9,752	1,747	1,348		9,364		22,726	9,364	3,493	9,861	7	-514	43,901	12,009	1.8	3.5	55,303
2085	18.300	22,619	10,041	1,788	1,260		9,530		23,244	9,530	3,575	10,132	7	-625	40,964	10,199	1.6	3.2	56,675
2090	18.300	22,988	10,290	1,821	1,158		9,719		23,703	9,719	3,642	10,336	6	-715	37,584	8,517	1.4	2.8	57,751
2095	18.300	23,293	10,485	1,853	1,038		9,917		24,168	9,917	3,705	10,540	6	-876	33,562	6,922	1.2	2.3	58,699
2100	18.300	23,549	10,657	1,887	887		10,117		24,666	10,117	3,775	10,768	5	-1,117	28,490	5,348	0.9	1.8	59,799
2105	18.300	23,808	10,857	1,931	694		10,326		25,227	10,326	3,862	11,034	5	-1,419	22,018	3,762	0.6	1.2	61,207
2110	18.300	24,096	11,113	1,982	453		10,549		25,842	10,549	3,963	11,325	5	-1,746	13,943	2,168			

(注1)「26年度価格」とは、賃金上昇率により、平成26(2014)年度の価格に換算したものである。
 (注2)「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注3)「所得代替率」は、一元化後の厚生年金の所得代替率である。
 (注4)2015年度については、一元化以降の半年分である。
 (注5)収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入、支出両面から控除して財政見通しを作成している。

(7) 所得代替率の見通し

ここまでは、財政見通しや財政指標について述べてきたが、国民年金及び厚生年金の財政検証においては、給付水準の将来見通しとして厚生年金の所得代替率の将来見通しが示されている。

厚生年金の給付水準を測る指標としては、従来から一つの標準的な年金受給世帯を設定し、この標準的な年金受給世帯における年金を受給し始める時点（新規裁定時）の年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である所得代替率が用いられてきている。

平成26年財政検証における厚生年金の標準的な年金の所得代替率の見通しを示したものが図表1-4-25である。ここではマクロ経済スライドによる給付水準調整が終了した後の所得代替率について示している。

図表1-4-25 人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し

(人口) (経済)	中位推計	出生の前提が変化した場合(死亡中位)		死亡の前提が変化した場合(出生中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
ケースC	51.0%(2043) 〔比例:25.0%(2018) 基礎:26.0%(2043)〕	54.4%(2038) 〔比例:25.9%(調整なし) 基礎:28.5%(2038)〕	50.0%(2042) 〔50.0%を維持すると2082年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕47.3%(2047) 〔比例:23.8%(2023) 基礎:23.5%(2047)〕	53.0%(2040) 〔比例:25.5%(2016) 基礎:27.5%(2040)〕	50.0%(2044) 〔50.0%を維持すると2097年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕49.0%(2046) 〔比例:24.4%(2020) 基礎:24.6%(2046)〕
ケースE	50.6%(2043) 〔比例:24.5%(2020) 基礎:26.0%(2043)〕	54.2%(2038) 〔比例:25.6%(2015) 基礎:28.6%(2038)〕	50.0%(2041) 〔50.0%を維持すると2079年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕46.8%(2047) 〔比例:23.5%(2025) 基礎:23.4%(2047)〕	52.6%(2040) 〔比例:25.1%(2018) 基礎:27.6%(2040)〕	50.0%(2043) 〔50.0%を維持すると2088年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕48.4%(2046) 〔比例:24.0%(2022) 基礎:24.4%(2046)〕
ケースG	50.0%(2038) 〔50.0%を維持すると2056年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕42.0%(2058) 〔比例:21.9%(2031) 基礎:20.1%(2058)〕	50.0%(2042) 〔50.0%を維持すると2066年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕47.4%(2049) 〔比例:23.4%(2025) 基礎:24.0%(2049)〕	50.0%(2035) 〔50.0%を維持すると2052年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕35.0%(2072) 〔比例:20.3%(2036) 基礎:14.7%(2072)〕	50.0%(2039) 〔50.0%を維持すると2063年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕44.7%(2051) 〔比例:22.6%(2028) 基礎:22.1%(2051)〕	50.0%(2037) 〔50.0%を維持すると2051年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 〔※〕38.9%(2065) 〔比例:21.2%(2033) 基礎:17.7%(2065)〕

(※)所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

このように、年金の給付水準の指標としては、従来から新規裁定時における現役の平均手取り賃金に対する年金額の比率（所得代替率）が用いられてきたところであるが、財政検証では年金を受給し始めた後（既裁定）の年金額の見通しについても示されている。

平成26年財政検証における標準的な年金受給世帯について生年度別に年金受給後の年金額の見通しを示したものが図表1-4-26から図表1-4-28である。年金を受給し始めた後（既裁定）の年金額は、平成12年改正において、物価の変動により改定することとし、年金の実質価値の維持すなわち購買力の維持を図る仕組みとなった。このため、既裁定の年金額をその時々々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。これは、この比率の分子となる年金額は物価上昇率により改定されるが、分母となる手取り賃金の上昇率の方が物価上昇率に比べ高い前提となっているからである。ただし、既裁定者における当該比率の低下についても、その時点の新規裁定者の比率である所得代替率の8割を下回らないようにすることとして財政検証が行われている（第2章1(2)参照。）。

図表1-4-26 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額
（夫婦2人の基礎年金含む）の見通し（ケースC、出生：中位、死亡：中位）

○ 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC（変動なし）

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30歳	一元化モデル			(従来モデル)	
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		基礎	比例			
長期の経済前提	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	51.0%	26.0%	25.0%	(52.1%)
						給付水準調整終了年度	2043	2043	2018	

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	厚生年金の調整終了 (平成30年度)					基礎年金の調整終了 (平成55年度)						
	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	41.3	45.1	49.2	53.7	58.6	64.0	69.9	76.3	83.3
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	21.8 [62.7%] (65歳)	20.3 <58.4%> (70歳)	19.8 <52.0%> (75歳)	19.2 <46.5%> (80歳)	19.9 <44.2%> (85歳)	20.7 <42.2%> (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		20.8 [60.0%] (65歳)	20.3 <53.4%> (70歳)	19.8 <47.8%> (75歳)	19.9 <44.2%> (80歳)	20.7 <42.2%> (85歳)	21.9 <40.8%> (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			22.3 [58.7%] (65歳)	21.7 <52.5%> (70歳)	21.0 <46.5%> (75歳)	20.7 <42.2%> (80歳)	21.9 <40.8%> (85歳)	23.9 <40.8%> (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				23.7 [57.2%] (65歳)	22.8 <50.7%> (70歳)	21.9 <44.5%> (75歳)	21.9 <40.8%> (80歳)	23.9 <40.8%> (85歳)	26.1 <40.8%> (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					24.9 [55.3%] (65歳)	23.9 <48.5%> (70歳)	23.2 <43.2%> (75歳)	23.9 <40.8%> (80歳)	26.1 <40.8%> (85歳)	28.5 <40.8%> (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						25.9 [52.7%] (65歳)	25.2 <47.0%> (70歳)	26.1 <43.0%> (75歳)	28.5 <40.8%> (80歳)	31.1 <40.8%> (90歳)		
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							27.4 [51.0%] (65歳)	27.4 <46.7%> (70歳)	28.5 <42.8%> (75歳)	31.1 <40.8%> (80歳)	34.0 <40.8%> (90歳)	
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								29.9 [51.0%] (65歳)	29.9 <46.7%> (70歳)	31.1 <42.8%> (75歳)	34.0 <40.8%> (80歳)	34.0 <40.8%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。
(注3) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
(注4) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

図表 1-4-27 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額
(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し(ケースE、出生:中位、死亡:中位)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースE(変動なし)

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年	一元化モデル			(従来モデル)		
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		基礎	比例				
長期の経済前提	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%	50.6%	26.0%	24.5%	(51.6%)		
						所得代替率 (給付水準調整終了後)	2043	2043	2020		
						給付水準調整終了年度					

	厚生年金の調整終了 (平成32年度)					基礎年金の調整終了 (平成55年度)						
生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	40.4	42.9	45.8	48.8	52.0	55.4	59.1	63.0	67.1
1949年度生 (65歳)	21.8 [62.7%] <58.1%> [平成26(2014)年度65歳到達]	20.2 (70歳)	19.6 <51.6%> (75歳)	19.1 <47.3%> (80歳)	18.8 <43.9%> (85歳)	19.2 <41.8%> (90歳)						
1954年度生 (60歳)	20.7 [59.7%] <53.0%> [平成31(2019)年度65歳到達]	20.2 (70歳)	19.6 <48.6%> (75歳)	19.0 <44.2%> (80歳)	19.0 <41.8%> (85歳)	19.7 <40.4%> (90歳)						
1959年度生 (55歳)		22.2 [58.3%] <53.4%> [平成36(2024)年度65歳到達]	21.6 (70歳)	20.9 <48.6%> (75歳)	20.2 <41.0%> (80歳)	20.0 <40.4%> (85歳)	21.0 <44.1%> (90歳)					
1964年度生 (50歳)			22.9 [56.8%] <51.7%> [平成41(2029)年度65歳到達]	22.2 (70歳)	21.5 <46.9%> (75歳)	21.0 <43.1%> (80歳)	21.3 <41.0%> (85歳)	22.4 <40.4%> (90歳)				
1969年度生 (45歳)				23.6 [54.8%] <49.8%> [平成46(2034)年度65歳到達]	22.8 (70歳)	22.3 <45.7%> (75歳)	22.3 <42.9%> (80歳)	22.7 <40.9%> (85歳)	23.9 <40.4%> (90歳)			
1974年度生 (40歳)					23.9 [52.3%] <48.0%> [平成51(2039)年度65歳到達]	23.4 (70歳)	23.4 <45.1%> (75歳)	23.9 <42.3%> (80歳)	25.5 <40.4%> (85歳)	27.2 <40.4%> (90歳)		
1979年度生 (35歳)						24.7 [50.6%] <47.4%> [平成56(2044)年度65歳到達]	24.7 (70歳)	24.7 <44.5%> (75歳)	25.5 <41.8%> (80歳)	27.2 <40.4%> (85歳)	27.2 <40.4%> (90歳)	
1984年度生 (30歳)							26.3 [50.6%] <47.4%> [平成61(2049)年度65歳到達]	26.3 (70歳)	26.3 <44.5%> (75歳)	26.3 <41.8%> (80歳)	27.2 <40.4%> (85歳)	

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
 (注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
 (注3) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
 (注4) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
 (注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようとするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

図表 1-4-28 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額
(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し(ケースG、出生:中位、死亡:中位)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースG(変動なし) 一機械的に給付水準調整を進めた場合一

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年	一元化モデル			(従来モデル)		
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		基礎	比例				
長期の経済前提	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	-0.2%	42.0%	20.1%	21.9%	(42.8%)		
						所得代替率 (給付水準調整終了後)	2058	2058	2031		
						給付水準調整終了年度					

	厚生年金の調整終了 (平成43年度)					基礎年金の調整終了 (平成70年度)						
生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	37.1	38.7	40.6	42.7	44.8	47.1	49.5	52.0	54.6	57.4
1949年度生 (65歳)	21.8 [62.7%] <58.3%> [平成26(2014)年度65歳到達]	20.2 (70歳)	19.3 <52.1%> (75歳)	18.5 <47.6%> (80歳)	17.9 <44.0%> (85歳)	17.4 <40.8%> (90歳)						
1954年度生 (60歳)	20.8 [59.9%] <53.5%> [平成31(2019)年度65歳到達]	19.8 (70歳)	19.0 <48.9%> (75歳)	18.4 <45.2%> (80歳)	17.9 <41.9%> (85歳)	17.6 <39.2%> (90歳)						
1959年度生 (55歳)		21.2 [57.3%] <52.4%> [平成36(2024)年度65歳到達]	20.3 (70歳)	19.6 <48.4%> (75歳)	19.1 <44.9%> (80歳)	18.7 <41.6%> (85歳)	18.2 <38.7%> (90歳)					
1964年度生 (50歳)			21.1 [54.4%] <50.3%> [平成41(2029)年度65歳到達]	20.4 (70歳)	19.9 <46.6%> (75歳)	19.4 <43.3%> (80歳)	18.9 <40.2%> (85歳)	18.6 <37.6%> (90歳)				
1969年度生 (45歳)				21.1 [51.9%] <48.2%> [平成46(2034)年度65歳到達]	20.5 (70歳)	20.0 <44.7%> (75歳)	19.6 <41.5%> (80歳)	19.1 <38.6%> (85歳)	19.0 <36.6%> (90歳)			
1974年度生 (40歳)					21.0 [49.3%] <45.8%> [平成51(2039)年度65歳到達]	20.5 (70歳)	20.0 <42.5%> (75歳)	19.6 <39.5%> (80歳)	19.3 <37.1%> (85歳)	19.5 <35.7%> (90歳)		
1979年度生 (35歳)						21.0 [46.8%] <43.5%> [平成56(2044)年度65歳到達]	20.5 (70歳)	20.0 <40.5%> (75歳)	19.8 <38.0%> (80歳)	19.8 <36.2%> (85歳)	20.0 <34.9%> (90歳)	
1984年度生 (30歳)							21.1 [44.7%] <41.6%> [平成61(2049)年度65歳到達]	20.6 (70歳)	20.3 <39.1%> (75歳)	20.3 <37.2%> (80歳)	20.3 <35.4%> (85歳)	

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
 (注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
 (注3) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
 (注4) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
 (注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようとするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

第2章 公的年金財政及び財政検証・財政再計算の枠組みの検証

1 財政検証・財政再計算の基本方針

平成26年財政検証・財政再計算における各制度の基本方針は、図表2-1-1及び図表2-1-2のとおりである。

(1) 財政検証・財政再計算の目的

① 厚生年金及び国民年金

財政検証を実施する目的は、直近の人口や社会・経済情勢を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、平成16年改正法に基づき、

- ・長期的な収支の均衡が図られているか（持続可能性）
- ・給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し（給付の充分性）

を調べ、年金財政の健全性の検証を行うもの、とされている。

検証の具体的内容としては、

- ・保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後概ね100年間における見通しを作成すること
- ・当該期間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定めること
- ・マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなると認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること
- ・マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること
- ・上記の諸見通しを公表すること

とされている。

② 国共済、地共済及び私学共済

今回の財政再計算を実施する目的は、被用者年金制度の一元化を前提とした財政の見通しを作成し、平成27年10月の被用者年金制度の一元化前までの保険料率を算定することとされている。

保険料率の具体的算定対象期間は、

- ・国共済及び地共済は平成26年9月から平成27年9月まで
- ・私学共済は平成27年4月から平成27年9月まで

とされている。

(2) 財政検証・財政再計算の根拠

① 厚生年金及び国民年金

厚生年金及び国民年金の財政検証は法令に基づき実施されている。詳細は、参考資料IVに記載のとおりである。

財政検証の実施自体は、厚生年金は厚生年金保険法第2条の4、国民年金は国民年金法第4条の3に規定されている。また、財政検証結果に基づきマクロ経済スライド調整期間の開始年度及び終了年度を政令で定めることが、それぞれ厚生年金保険法第34条及び国民年金法第16条の2に規定されている。

平成26年財政検証においては、平成21年財政検証後の社会保障と税の一体改革により成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）（以下、この章において「被用者年金一元化法」という）等の内容を反映して財政見通しが作成されている。

この他、法令通知等により明文化されていない事項として、既裁定者の年金の水準が過度に低下しないための措置（いわゆる「8割ルール」）¹を踏まえて検証作業が実施されていることが挙げられる。

② 国共済、地共済及び私学共済

各共済制度の財政再計算は法令等に基づき実施されている。詳細は、参考資料IVに記載のとおりである。

財政再計算実施の主規定は、国共済は国家公務員共済組合法第99条第1項、地共済は地方公務員等共済組合法第113条第1項、私学共済は日本私立学校振興・共済事業団共済規定第26条の2第1項となっている。さらに、国共済では国家公務員共済組合法施行令第12条第2項の規定並びに当該規定に基づく平成26年財政再計算では「国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について」（平成26年5月27日財計第1849号）、地共済では地方公務員等共済組合法施行

¹ 現行制度は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定され、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は物価の水準に応じて改定されるが、既裁定年金の水準が新規裁定年金の水準の8割を下回る場合には、その時点において、既裁定年金について賃金の水準を基本とした改定を行うために必要な措置を講じることとされている。同ルールについては、平成11年11月17日の衆議院厚生委員会及び平成16年6月1日の参議院厚生労働委員会における当時の厚生大臣若しくは厚生労働大臣による答弁の中で説明されている。

令第28条第3項及び第7項の規定並びに当該規定に基づく平成26年財政再計算では「地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について」（平成26年5月27日総行福第209号）により実施されている。

財政再計算時においては被用者年金一元化法施行前であったため、これらの根拠法令等の規定は同法施行前のものである。しかし、公布済みの法律の施行を前提とすること、との制度所管省からの通知等による指示により、再計算は被用者年金一元化を前提として実施されている。なお、被用者年金一元化法施行後は、各共済制度が1・2階部分及び廃止される旧職域年金部分に係る独自の保険料率を計算する必要がなくなることから、従来 of 諸規定に基づくこれらに係る財政再計算は今回が最後ということになる。

（3）財政検証・財政再計算において求められる結果

① 厚生年金及び国民年金

財政検証において求められる結果としては、厚生年金及び国民年金それぞれについて、今回は平成122（2110）年度まで推計した財政見通しとされている。

つまり、平成122（2110）年度始の積立金が同年度支出の1年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った見通しを作成することとされている。

② 国共済、地共済及び私学共済

国共済及び地共済の財政再計算において求められる結果は、平成27年10月以降の1・2階部分及び旧職域年金部分に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示す財政見通しを作成することとされている。

私学共済の財政再計算において求められる結果は、平成27年10月以降の1・2階部分及び独自財源における旧職域年金部分・軽減保険料に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示す財政見通しを作成することとされている。

図表 2-1-1 財政検証の基本方針

<p>国 民 年 金 厚 生 年 金</p>	<p>平成16年改正で保険料水準を固定したことにより、従来の保険料の引上げ計画を策定する財政再計算が行われることはなくなったが、保険料固定方式の下でも、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であるため、少なくとも5年に1度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。</p> <p>厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①～⑤を実施することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね100年間における見通しを作成すること。 ② 今後おおむね100年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定めること。 ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。 ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること。 ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。 <p>すなわち、財政検証は、おおむね100年間の財政均衡期間の収支の見通しを作成し、財政均衡期間の年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了しても年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに、給付水準の調整を終了することとなる。</p> <p>このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、平成16年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が図られているか（持続可能性）と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し（給付の充分性）を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。</p> <p>また、財政検証において5年後までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされた。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>なお、財政見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況を財政均衡期間のおおむね100年にわたり、今回は平成122(2110)年度まで推計したものであり、平成122(2110)年度始の積立金が平成122(2110)年度支出の1年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った上で、財政均衡期間における財政見通しを作成している。</p>
--	--

図表 2-1-2 財政再計算の基本方針

国 共 済	<p>被用者年金制度の一元化を前提として財政の見通しを作成し、平成27年10月の一元化前までの保険料率（掛金率及び負担金率）を算定することが、今回の財政再計算の目的である。</p> <p>財政再計算に関しては、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第99条第1項、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第12条及び「国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の計算について」（平成26年5月27日財計第1849号）において定められている。</p> <p>制約条件としては、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の財政単位の一元化が図られていること及び平成24年8月に公布された「被用者年金一元化法」により、平成27年10月より職域部分が廃止され、1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一されることを前提として保険料率の見通しを作成し、経済前提（賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り）並びにマクロ経済スライドの給付調整期間及びスライド率は、厚生年金の平成26年財政検証における前提と同様にすることとされている。</p> <p>財政再計算の対象期間は、上記の制約条件のもとで概ね百年間（具体的には平成122（2110）年度まで）であり、期間中の財政見通しを作成して、財政均衡が図られていることを検証する。</p> <p>財政見通しを作成する対象は、平成27年10月以降の厚生年金部分及び旧職域部分であり、この厚生年金部分及び旧職域部分に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示すことが、今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果である。</p>
地 共 済	<p>平成27年10月の被用者年金制度の一元化を前提として財政の見通しを作成し、一元化前までの保険料率を算定することが、今回の財政再計算（平成26年財政再計算）の目的であった。</p> <p>財政再計算の法令・通知上の根拠は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条第1項（平成27年10月1日施行前のもの）の規定等により、再計算を行う年以降おおむね100年間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること及び再計算を少なくとも5年度ごとに行うこと等が定められている。</p> <p>制約条件としては、地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の財政単位の一元化が図られていること及び平成24年8月に公布されたいわゆる「被用者年金一元化法」により、平成27年10月以降、職域部分が廃止され、1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金保険の保険料率に統一されること並びに経済前提（賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り）、マクロ経済スライドの給付調整期間及びスライド率は、厚生年金保険の平成26年財政検証における前提と同様とされていることである。</p> <p>財政再計算の対象期間は、上記の制約条件のもとでおおむね100年間（具体的には平成122（2110）年度まで）であり、期間中の財政見通しを作成して、財政均衡が図られていることを検証する。</p> <p>財政見通しを作成する対象は、平成27年10月以降の厚生年金保険部分及び旧職域部分であり、この厚生年金保険部分及び旧職域部分に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示すことが、今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果である。</p>
私 学 共 済	<p>被用者年金制度の一元化を前提として財政の見通しを作成し、平成27年10月の一元化前までの掛金率を算定することが、今回の財政再計算の目的である。</p> <p>財政再計算に関しては、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（文部科学大臣認可）に定められている。</p> <p>制約条件としては、平成24年8月に公布された「被用者年金一元化法」により、平成27年10月より職域部分が廃止され、1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一されることを前提として保険料率の見通しが作成され、経済前提（賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り）並びにマクロ経済スライドの給付調整期間及びスライド率は、厚生年金の平成26年財政検証における前提と同様にしている。</p> <p>財政再計算の対象期間は、上記の制約条件のもとで概ね百年間（具体的には平成122（2110）年度まで）であり、期間中の財政見通しを作成して、財政均衡が図られていることを検証する。</p> <p>財政見通しを作成する対象は、平成27年10月の積立金仕分け後の厚生年金部分及び独自財源である。厚生年金部分及び独自財源における旧職域部分・軽減保険料に関し、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを示すことが、今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果である。</p>

2 財政方式の考え方

（1）厚生年金及び国民年金

財政方式の考え方として、まず、長期的な年金財政の均衡については、平成16年改正後は、将来にわたるすべての期間を視野に入れ財政均衡を考える永久均衡方式ではなく、概ね100年で財政均衡を図る有限均衡方式によることが法律上規定されている。平成26年財政検証においては、具体的には、平成122（2110）年度始の積立金が同年度の支出の1年分となるような財政見通しを作成している。

また、開放集団方式か閉鎖集団方式かについては、将来の新規加入被保険者を見込むことから、開放集団方式となっている。

(2) 国共済、地共済及び私学共済

各共済制度も、1、2階部分については有限均衡方式であり、将来の新規加入被保険者を見込むことから、厚生年金及び国民年金と同様開放集団方式となっている。しかし、旧職域年金部分は平成27年10月以降に新規加入被保険者が発生しないことから、閉鎖集団方式となっている。

図表 2-3-1 財政方式の考え方

厚国 生民 年 年金	平成16年改正前においては、給付水準があらかじめ決められた中で、保険料（率）をどう設定するかということが財政方式の主要な論点であった。しかし、平成16年改正以降においては、将来の保険料（率）があらかじめ固定されている中で、将来の給付水準がどの程度となるのかという見通しを示すことにより、年金制度の運営にあたっての指針を与えることが財政方式の主要な論点となっているところである。長期的な年金財政の均衡については、将来にわたる全ての期間を視野に入れ財政均衡を考える永久均衡方式ではなく、一定期間で区切って財政均衡を考える有限均衡方式により財政運営を行い、法律上、財政均衡を図る期間はおおむね100年間となっている。 今回の財政検証では平成122(2110)年度までを財政均衡期間とし、平成122(2110)年度の積立金の規模を支出の1年分として将来見通しを作成した。 なお、上記のことから開放集団方式により財政見通しを作成している。
国 共 済	段階保険料方式に基づいて財政運営を行うこととしており、有限均衡方式に基づき、おおむね100年間（具体的には、平成122(2110)年度まで）の財政均衡が図られている。 前回再計算までは、給付水準の元となる経済前提やマクロスライド調整率及び調整期間を厚生年金に一致させ、財政の均衡が図られるよう最終保険料率を決めていたが、「被用者年金一元化法」により経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一することとなった。 現行の1・2階部分である厚生年金部分については、今後も新たな加入者が見込まれることから開放集団方式により財政見通しを作成している。 一方で、旧職域部分の財政方式については、平成27年10月以降は新たな加入者が発生しないことから、閉鎖集団方式により財政見通しを作成している。
地 共 済	段階保険料方式に基づいて財政運営を行うこととしており、有限均衡方式に基づき、おおむね100年間（具体的には、平成122(2110)年度まで）の財政均衡が図られている。 前回の再計算（平成21年財政再計算）までは、給付水準の元となる経済前提、マクロスライド調整率及び調整期間を厚生年金保険に一致させ、財政の均衡が図られるよう最終保険料率を決めていたが、「被用者年金一元化法」により経過措置を設けて、厚生年金保険の保険料率に統一することとなった。 1・2階部分である厚生年金保険部分については、今後も新たな加入者が見込まれることから開放集団方式により財政見通しを作成している。 一方で、旧職域部分の財政方式については、平成27年10月以降は新たな加入者が発生しないことから、閉鎖集団方式により財政見通しを作成している。
私 学 共 済	段階保険料方式に基づいて財政運営を行うこととしており、有限均衡方式に基づき、おおむね100年間（具体的には、平成122(2110)年度まで）の財政均衡が図られている。前回再計算までは、給付水準の元となる経済前提やマクロスライド調整率及び調整期間を厚生年金に一致させ、財政の均衡が図られるよう最終保険料率を決めていたが、「被用者年金一元化法」により、平成27年10月より職域部分は廃止し、現行の1・2階部分の保険料率は経過措置を設けて、厚生年金の保険料率に統一することとなった。現行の1・2階部分である厚生年金部分については、今後も安定した加入者数が見込めることから開放集団方式により財政見通しを作成している。一方で、旧職域部分の財政方式については、平成27年10月以降は新規加入者が発生しないことから、閉鎖集団方式により財政見通しを作成している。

3 財政構造で留意すべき点（共済除く）

厚生年金及び国民年金における財政構造で留意すべき点としては、図表2-4-1にあるように、まず、国民年金と厚生年金のそれぞれで財政均衡を図る必要があるため、1階部分と2階部分とで給付水準調整期間が異なってきていることが挙げられる。このことは、厚生年金の安定性を検証する上で国民年金の安定性の検証も併せて行う必要性につながっている。

また、財政検証における財政見通しは基礎年金交付金が収入、支出双方から控除

されて示されている。このことは、財政見通し上の収入額及び支出額が実際の収入額や支出額と異なることを示しており、特に収支実績との比較等においては注意が必要となる。

図表 2-4-1 財政構造で留意すべき点

厚 生 年 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになる。国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。そのため、国民年金財政が均衡するように基礎年金の調整期間を設定した上で、報酬比例年金も含めて厚生年金財政が均衡するように、報酬比例年金の調整期間を設定している。 ・ 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入、支出両面から控除して財政見通しを作成している。
------------------	--

今回は被用者年金一元化後の厚生年金全体の財政見通しが作成されているが、基礎年金交付金と同様に、一元化後に導入された厚生年金交付金及び厚生年金拠出金も収入、支出双方から控除されて示されていることにも注意が必要である。

以上のように、収入、支出双方から控除されている項目があるが、これらは実態を理解する上で必要であることから、公的年金の財政見通しの作成においては、できるだけすべての収入、支出項目が明らかになるよう明示されることが望まれる。

第3章 財政検証・財政再計算の実施体制の検証

1 財政検証・財政再計算の実施体制

平成26年財政検証・財政再計算の公表時における、各制度の実施体制の概要は、図表3-1-1から図表3-1-4のようになっている。

厚生年金及び国民年金は、厚生労働省年金局数理課長以下の11名体制となっている。それぞれの制度ごとに担当は課長補佐以下、厚生年金は4名、国民年金（基礎年金を含む）は3名となっており、数理調整管理室では室長補佐が共済年金を担当し、厚生年金担当と連携して実施している。そして、総括担当の課長補佐が全体を総括する役割を担っている。

国共済は、国家公務員共済組合連合会年金企画部長以下の9名体制となっている。数理第一課では課長を兼務している次長以下5名で数理を担当し、企画課では課長以下3名で統計を担当している。

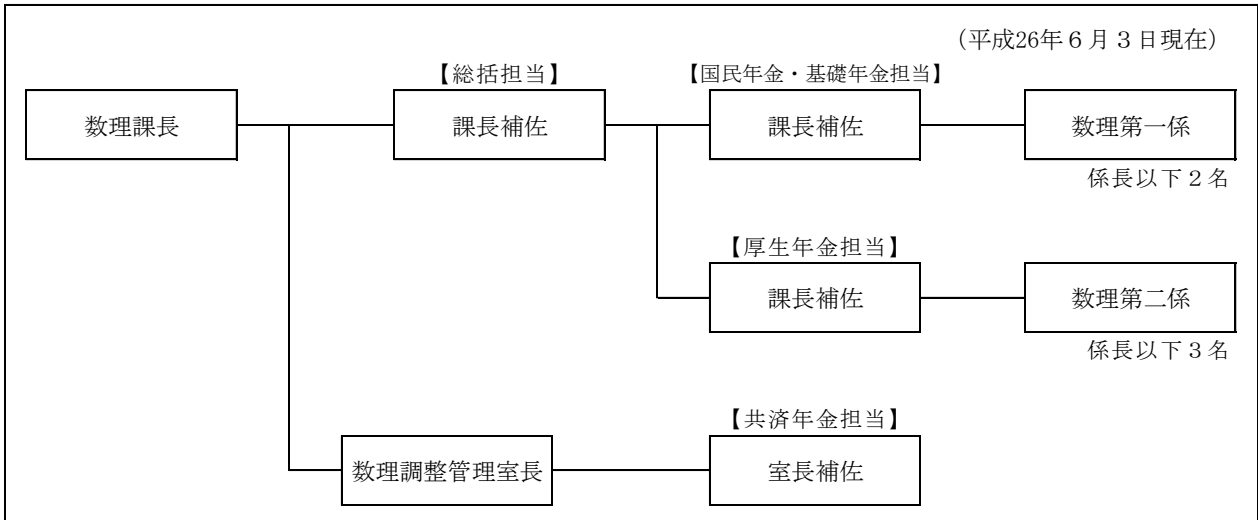
地共済は、地方公務員共済組合連合会年金業務部長以下の8名体制となっている。

私学共済は、日本私立学校振興・共済事業団数理統計室長（部長職）以下6名体制となっている。参事（課長職）の下に、数理及び統計それぞれ副主幹（係長職）及び主任の2名ずつで担当している。

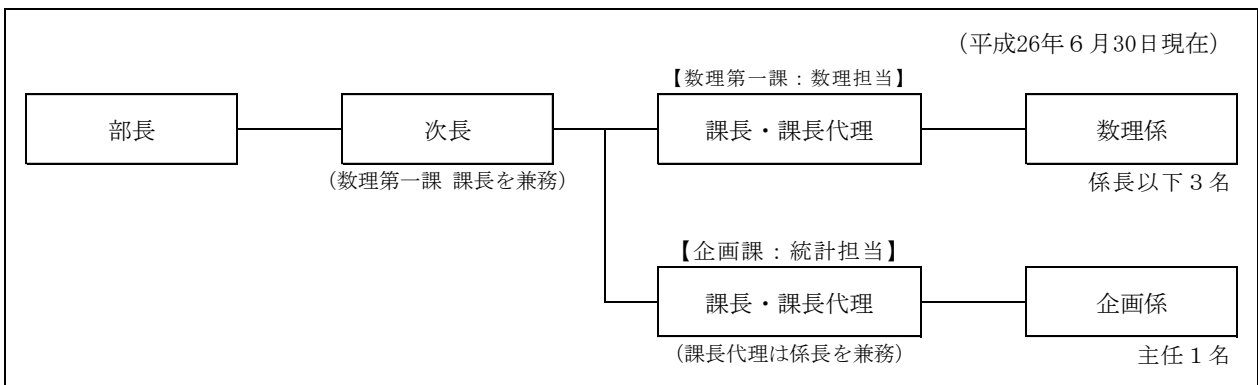
平成21年財政検証・財政再計算では、体制についての報告を求めていなかったため、前回との比較はできない。いずれにせよ、適切な体制であるかを判断することは難しいが、諸外国と比べると小規模であるとの指摘がある。

また、今回の財政検証では、経済前提のケースが増えたことや、同じ時期にオプション試算も並行して作業していたことを考慮すると、前回よりも相当作業量が増加したのではないかと思われる。今後の財政検証の実施に当たっては、十分な検討及び作業が行われるような体制への配慮を望みたい。

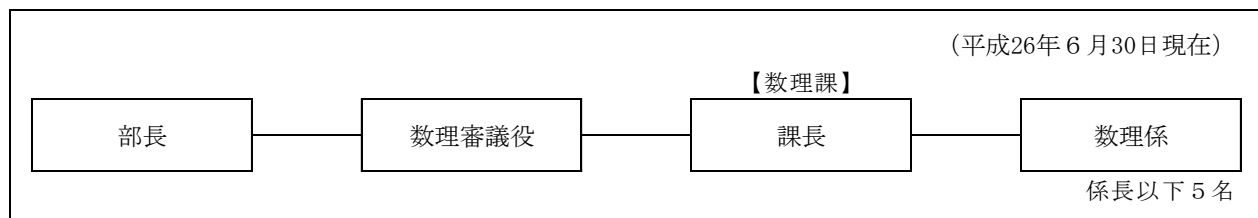
図表 3-1-1 厚生年金・国民年金の実施体制



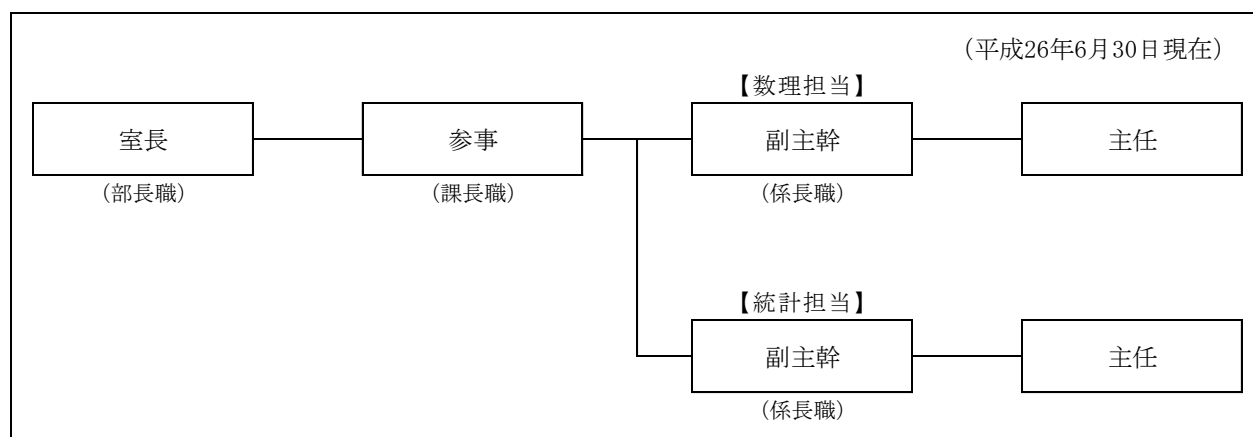
図表 3-1-2 国共済の実施体制



図表 3-1-3 地共済の実施体制



図表 3-1-4 私学共済の実施体制



2 担当職員の専門性

財政検証・財政再計算の実施に当たり必要となる専門性について、担当職員の経験年数や研修の実施状況は以下のとおりである。

(1) 担当職員の経験年数

担当職員の経験年数は図表 3-2-1 から図表 3-2-4 のようになっている。但し、経験年数に算入している業務に制度差があることに注意が必要である。¹

財政検証・財政再計算公表時における主たる責任者の年金関係業務にかかる経験年数は、厚生年金・国民年金（数理課長）が 29 年 2 ヶ月、国共済（次長）が 19 年、地共済が部長及び数理審議役それぞれ 33 年、私学共済（参事）が 29 年となっており、十分な経験を積んでいると考えられる。

一方、係長以下については、厚生年金・国民年金及び国共済では経験年数が長いとは言えないが、地共済は係長の経験年数が 19 年、私学共済は副主幹（係長級）が数理担当 20 年、統計担当 22 年となっており、制度間で差がある。

¹ 各制度ごとの経験年数の算入方法の違いについては、図表 3-2-1 から図表 3-2-4 の注釈を参照。

図表 3-2-1 厚生年金・国民年金担当職員の経験年数

(平成26年6月3日現在)

実施体制	入省後年数	年金関係経験年数	
		年金関係経験年数	数理課経験年数
数理課長	33年 2月	29年 2月	19年 9月
<総括担当> 課長補佐(総括担当)	18年 2月	9年 1月	6年 1月
<厚生年金担当> 課長補佐	13年 2月	7年 9月	3年11月
係長	4年 2月	4年 1月	4年 1月
係員	2年 2月	2年 1月	2年 1月
係員	2月	1月	1月
<国民年金・基礎年金担当> 課長補佐	10年 2月	7年 0月	2年10月
係長	3年 2月	11月	11月
主査	11年 2月	11年 2月	2月
数理調整管理室長	24年 2月	15年10月	13年 1月
<共済年金担当> 室長補佐	14年 2月	11年11月	8年 8月

※ 年金関係経験年数とは、厚生労働省年金局、財務省主計局給与共済課、日本年金機構、国民年金基金連合会、企業年金連合会、年金シニアプラン等における在籍年数。

図表 3-2-2 国共済担当職員の経験年数

(平成26年6月30日現在)

実施体制	年 数
年金企画部長	3年
次長	19年
<数理第一課> 課長代理	16年
係長	7年
係員	4年
係員	1年
<企画課> 課長	3年
課長代理	2年
主任	7年

※ 年数とは、年金企画部に在籍していた累計年数である。

図表 3-2-3 地共済担当職員の経験年数

(平成26年6月30日現在)

実施体制	年 数
年金業務部長	33年
数理審議役	33年
<数理課>	
課長	2年
係長	19年
係員	7年
係員	7年
係員	2年
係員	6月

※ 年数とは、年金業務関係の経験年数としている。

図表 3-2-4 私学共済担当職員の経験年数

(平成26年6月30日現在)

実施体制	年 数
数理統計室長	1年
参事	29年
<数理担当>	
副主幹	20年
主任	17年
<統計担当>	
副主幹	22年
主任	6年

※ 年数とは、医療保険も含めた全ての数理経験年数である。

(2) 担当職員の研修の実施状況

担当職員の研修の実施状況は図表 3-2-5 のとおりである。

図表 3-2-5 担当職員の研修の実施状況

国共済	地共済	私学共済
日本年金学会の研究発表会等に定期的に参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地共連内において、日本アクチュアリー会の正会員を講師とした勉強会の開催 ・日本アクチュアリー会の正会員の資格取得を推奨 	日本アクチュアリー会、日本年金数理人会の年次大会・実務研修会等に定期的に出席

※厚生年金・国民年金については、実施状況の報告なし。

このように、国共済、地共済及び私学共済の間での研修の手段や内容には差が認められる。今後、公的年金財政の実務を行っていく上で必要な担当職員の資質向上については、他制度の例も参考にしつつ、横断的な研鑽も含めた研修機会の拡大等、より一層の工夫、努力を望みたい。

第4章 財政検証・財政再計算時における推計方法の検証

1 基礎数・基礎率の設定の適切性及び検討の十分性

(1) 基礎数・基礎率の概要

図表 4-1-1 及び図表 4-1-2 は、各制度の基礎数・基礎率の概要についてまとめたものである。

前回までの財政検証・財政再計算では、各制度で独自に将来推計を実施していたため、基礎数・基礎率の種類や様式に関して、制度間に若干の差異¹が存在していたが、今回の財政検証・財政再計算では、被用者年金一元化後の厚生年金の財政見通しを厚生労働省で一元的に作成するため、被用者年金制度に関しては、基礎数・基礎率の様式を統一した結果、各制度の差異はほぼ無くなっている。

図表 4-1-1 基礎数の概要

		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
将来推計人口・加入者数の見込み		○	○	○	○	○	
労働力率の見直し		○	—	—	—	○	
基礎数		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
被 保 険 者	被保険者数	○	○ (組合員数)	○ (組合員数)	○ (加入者数)	○	
	平均加入期間	○	○ (平均組合員期間)	○ (平均組合員期間)	○	○	
	平均標準報酬月額	○	○	○ (平均給料月額)	○ (1人当たり標準給与月額)	—	地共は平均給料月額
	標準報酬月額の累計	○	○ (報酬累計額)	○ (報酬累計額)	○	—	
	保険料納付期間、保険料免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均	—	—	—	—	○	
待 期 者	待期者数	○	○	○ (待機者数)	○	○	厚年、国年は被保険者期間別
	(待期者の)平均加入期間	○	○ (平均組合員期間)	○	○	○	
	(待期者の)標準報酬月額累計	○	○ (平均標準報酬月額)	○	○	—	
	年金額	—	—	○	—	—	
受 給 権 者	保険料納付期間、保険料免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均	—	—	—	—	○	
	受給権者数	○	○	○	○ (年金者数)	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別
	年金額	○	○	○	○	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別 厚年、国年、私学は給付の種類別

注1. 各制度の報告に基づいて取りまとめたものである。

2. 厚生年金、国民年金における「性別」は、「被保険者種別」である。

3. 年金種別とは、厚生年金、国共済、地共済、私学共済については老齢(老齢相当、通老相当)、障害、遺族を指す。また、国民年金については老齢基礎、旧法老齢、障害基礎、旧法障害、遺族基礎、旧法遺族の各年金と死亡一時金を指す。

¹ 例えば、私学共済では、被保険者(加入者数)や報酬等の被保険者に係る基礎数・基礎率については、従来は制度に加入した年齢(初任年齢)により10のグループに分けて加入年数別に作成していたが、今回は他制度と同様、年齢別に作成している。

図表 4-1-2 基礎率の概要

基礎率		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
総脱退力	性別・年齢別	○	○	○ (総脱退率)	○	○	
死亡脱退力	性別・年齢別	○	○ (死力)	○ (在職死力)	○ (死亡力)	○	
障害年金発生日	性別・年齢別	○	○ (障害共済年金発生日)	○ (障害発生日)	○	○	
標準報酬指数	性別・年齢別	○	○	○ (給料指数)	○ (総報酬指数)	—	
ボーナス支給割合	性別・年齢別	—	○ (報酬年額に対する期末手当等の割合)	○ (期末手当等の割合)	—	—	
納付率	年齢・免除区分別	—	—	—	—	○	
免除率	年齢・免除区分別	—	—	—	—	○	
年金失権率	性別・年齢別・年金種別別	○	○	○	○ (年金者消滅率)	○	
有遺族率	性別・年齢別	○	○	○	○	○ (遺族年金発生割合)	厚年は年金種別別
被保険者であった者と遺族年金受給権者の年齢相関	性別・年齢別	○	○ (遺族の年齢)	○ (配偶者との年齢差、妻と子の年齢差)	○ (夫婦年齢差、親子年齢差)	○	
受給権者一人当たり加給年金対象者数割合	性別・年齢別	○	○ (加給年金対象率)	○ (有配偶者率)	○ (配偶者加給の対象者率)	○ (加算割合)	厚年、国年は年金種別別
障害年金等級割合		○	○ (障害共済年金等級別割合)	○	○ (障害年金発生日者等級割合)	○ (障害基礎年金の等級割合)	厚年、国共、私学は性別 国年は年金種別別
有子割合	年齢別	○	—	—	—	—	
寡婦の割合	年齢別	—	—	○	—	—	
再加入率	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
再加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
新規加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	○	○	○	—	
在職高齢年金受給額割合	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
経済的要素		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
物価上昇率		○	○	○	○	○	
賃金上昇率		○	○	○	○	○	
運用利回り		○	○	○	○	○	

注1. 各制度の報告に基づいて取りまとめたものである。
 2. 厚生年金、国民年金における「性別」は、「被保険者種別」である。
 3. 年金種別とは、厚生年金、国共済、地共済、私学共済については老齢(老齢相当、通老相当)、障害、遺族を指す。また、国民年金については老齢基礎、旧法老齢、障害基礎、旧法障害、遺族基礎、旧法遺族の各年金と死亡一時金を指す。

(2) 基礎数・基礎率の設定方法

図表 4-1-3 は、基礎数の設定方法を制度別にまとめたものである。被保険者数に係る基礎数は、私学共済は全数調査で、地共済は一部の共済組合を除いて全数調査で作成しているが、それ以外の制度は抽出調査で作成している。待期者に係る基礎数についてみると、厚生年金及び国民年金については抽出調査で作成しているが、共済制度ではすべて全数調査によって作成している。受給権者に係る基礎数についてはすべての制度で全数調査により作成している。

図表 4-1-3 基礎数の設定方法

	内容	使用年度	出所	抽出方法	作成方法
被保険者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	平成23年度末	個票	100分の1抽出	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正。
	国共済 性別・年齢別・組合員期間別	平成23年度末	動態統計調査	2割抽出	調査対象者合計が実績値に合うよう抽出倍率を乗じて作成した。
	地共済 性別・年齢別・組合員期間別	平成23年度末	組合員等 現況調査	全数(14組合) 20分の1(2組合)	一部の組合による抽出調査を行ったものは、抽出割合から母集団に復活。
	私学共済 性別・年齢別・加入年数別	平成23年度末	個票	全数	
	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	平成23年度末	個票	100分の1抽出	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正
待期者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	平成23年度末	個票	100分の1抽出	次の1～3を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。 3 1人で複数の記録を所有する者と推定される者の記録の接合 新規裁定受給者の平均被保険者期間の実績と基礎数作成に用いる被保険者・受給待期者のデータにおける平均被保険者期間とを比較しながら、被保険者期間の重複が全くないデータ同士を接合させる。
	国共済 性別・年齢別	平成23年度末	年金受給権者 統計	全数	脱退年度から23年度までの累積の生存率(1-失権率)を乗じて作成。
	地共済 性別・年齢別	平成23年度末	組合員等 現況調査	全数	待期間における死亡を考慮している。
	私学共済 性別・年齢別・ 退職20年以上未満別	平成23年度末	個票	全数	待期間における死亡を考慮している。
	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	平成23年度末	個票	100分の1抽出	次の1～2を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。
受給権者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 年金種別別	平成23年度末	個票	全数	
	国共済 性別・年齢別・年金種別別・ 退職年度別	平成23年度末	年金受給権者 統計	全数	
	地共済 性別・年齢別・年金種別別	平成23年度末	組合員等 現況調査	全数	
	私学共済 性別・年齢別・年金種別別	平成23年度末	個票	全数	
	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 年金種別別	平成23年度末	個票	全数	遺族年金については、妻及び末子に着目して推計を行っており、また妻及び子に係る基本年金額と加給年金額に分けて計上している。

注1. 各制度の報告に基づいて取りまとめたものである。

2. 年金種別とは、厚生年金、国共済、地共済、私学共済については老齢(老齢相当、通老相当)、障害、遺族を指す。また、国民年金については老齢基礎、旧法老齢、障害基礎、旧法障害、遺族基礎、旧法遺族の各年金と死亡一時金を指す。

本報告書の付属資料にある参考資料Ⅱは、経済前提を除く基礎率の設定方法を制度別にまとめたものである。今回の財政検証においては、基礎率設定の基礎となった使用する統計は全制度で同じ期間のものに統一する等の改善がみられるが、補整の方法等設定方法の細部においては、制度間によって若干の違いがみられる。

被用者年金制度が一元化された以上は、今後の財政検証における被用者年金各制度の基礎数及び基礎率の設定方法については、他制度と異なる方法をとる合理的な理由がある場合を除いては、できるだけ全制度共通の手法に統一していくべきである。また、基礎率については、将来の傾向が見込めるものについては、できるだけフォワードルッキングな観点で適切に作成されるように留意すべきである。

(3) 基礎率（経済前提を除く）の検証

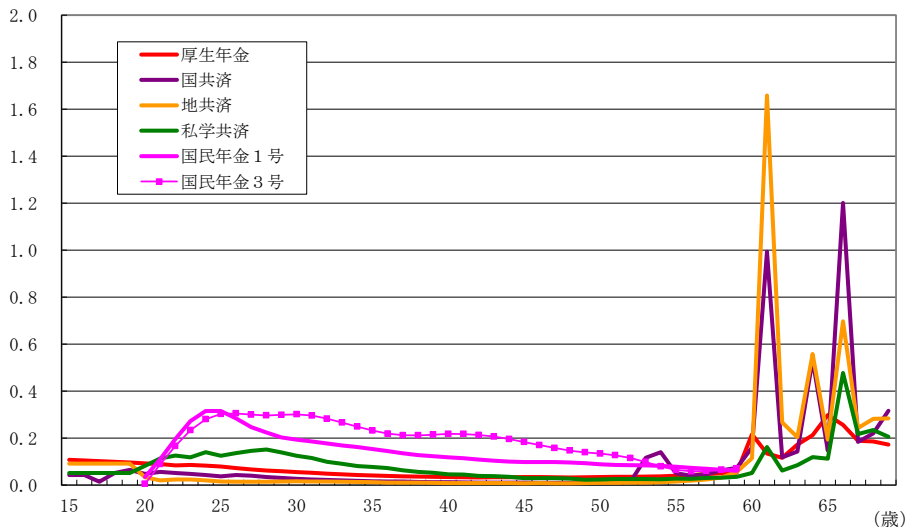
ここでは、各制度間での基礎率の数値的違いをみるために、主要な基礎率に関してグラフを作成して制度間で比較検証した。また、標準報酬指数については、さらに前回及び前々回の財政検証・財政再計算時の指数と比較することにより、制度ごとに時系列変化をみることにした。

① 総脱退力

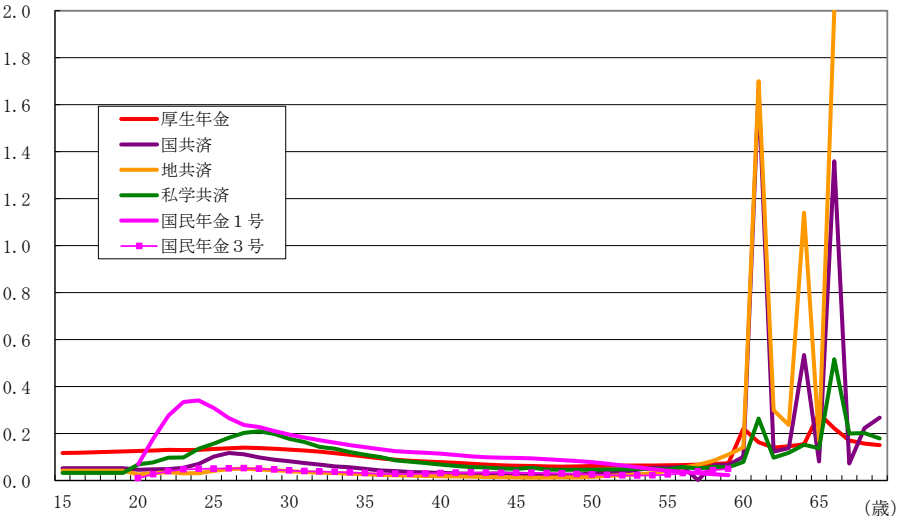
図表4-1-4は、総脱退力を制度別にみたものである。60歳未満では、国民年金第1号被保険者は男女とも、第3号被保険者は男が被用者年金よりも高くなっている。被用者年金の中では、私学共済が最も高く、その次に厚生年金が高くなっている。60歳以降では、国共済及び地共済の方が厚生年金及び私学共済よりも概して高くなっている。

図表4-1-4 総脱退力

(1) 男



(2) 女



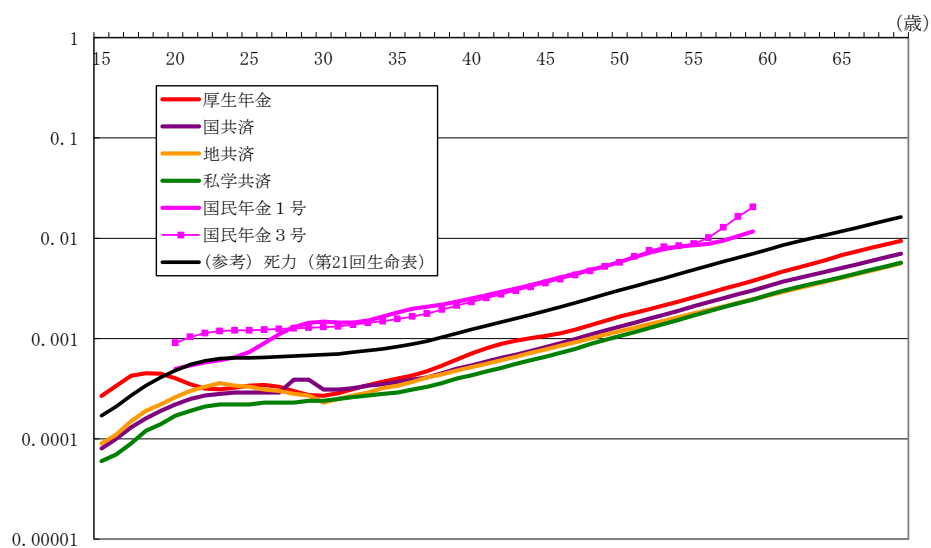
注：地共済は、総脱退率を総脱退力に変換したもので示している。

② 死亡脱退力

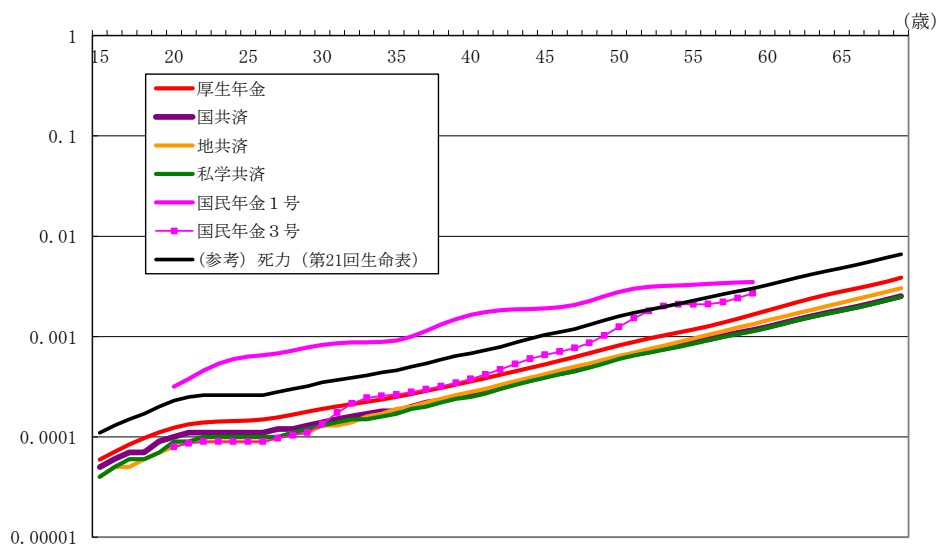
図表 4-1-5 は、死亡脱退力を制度別にみたものである。参考として、2010年の日本全体の死亡状況を表す第21回生命表の死力も掲載している。男では、国民年金第1号及び第3号被保険者の死亡脱退力が、女では、国民年金第1号被保険者の死亡脱退力が、生命表の死力を上回っている。また、被用者年金のなかでは、総じて厚生年金の死亡脱退力が各共済制度の死亡脱退力を上回る傾向にある。

図表 4-1-5 死亡脱退力

(1) 男



(2) 女



③ 標準報酬指数

被用者年金各制度では、年齢による賃金水準の違いを将来推計に反映させるため、年齢別の報酬（給料）指数を用いている²。制度により基準とする年齢が異なるため、20歳を1としてグラフを作成したのが図表4-1-6である。

厚生年金及び私学共済では、50歳前後から昇給が止まり、逆に低下していくが、国共済及び地共済ではそのような傾向は見られない。

また、過去の財政検証・財政再計算における年齢による昇給の違いをみるために、制度ごとに今回及び過去2回の財政検証・財政再計算の標準報酬指数を比較したグラフが、図表4-1-7である。

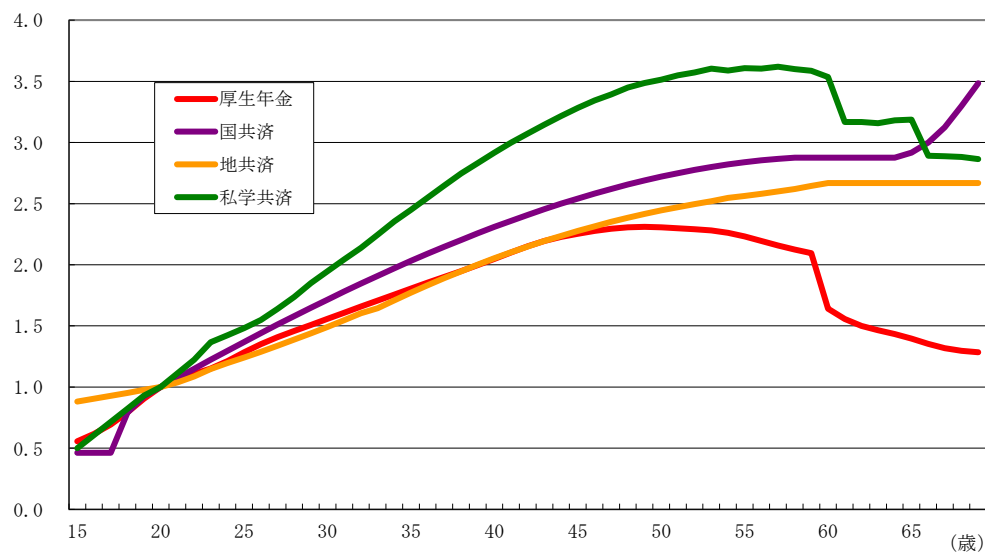
男では、各制度とも年齢による昇給のグラフの傾斜が以前に比べ緩やかになっているが、女では、明らかな傾向は見られない。年齢による賃金上昇の程度の低下について、それがもたらす年金財政への影響を注視していく必要がある。

なお、私学共済については、今回のグラフのみ掲載しているが、これは、前回まで私学共済の被保険者は初任年齢別にグループ分けして推計されていたことにより、標準報酬指数も当該グループ別に設定され、全被保険者に基づく指数が存在しないためである。

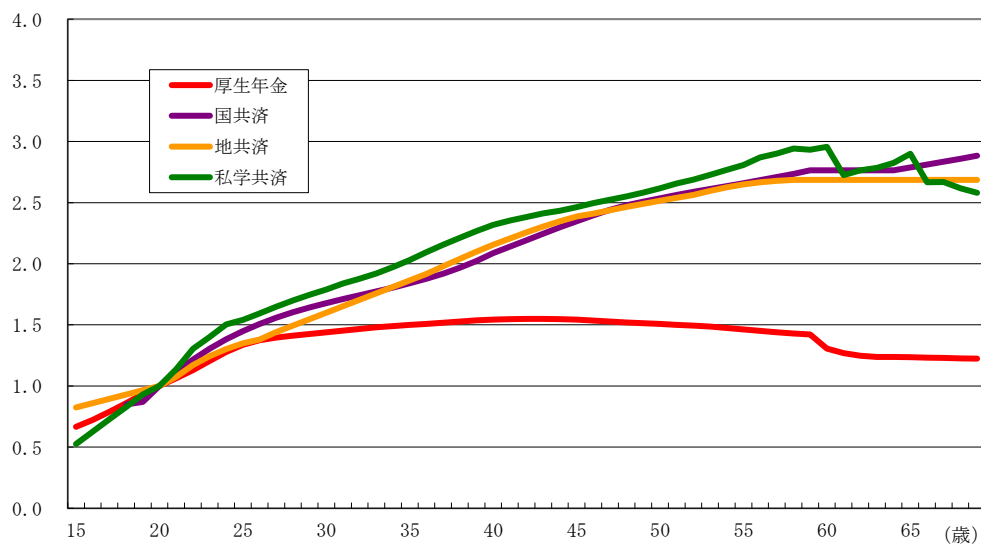
² 名称の違いは図表4-1-1及び図表4-1-2を、報酬や給料のベースの違いは図表4-1-6の注釈を参照のこと。

図表 4-1-6 標準報酬指数（制度間比較）

(1) 男



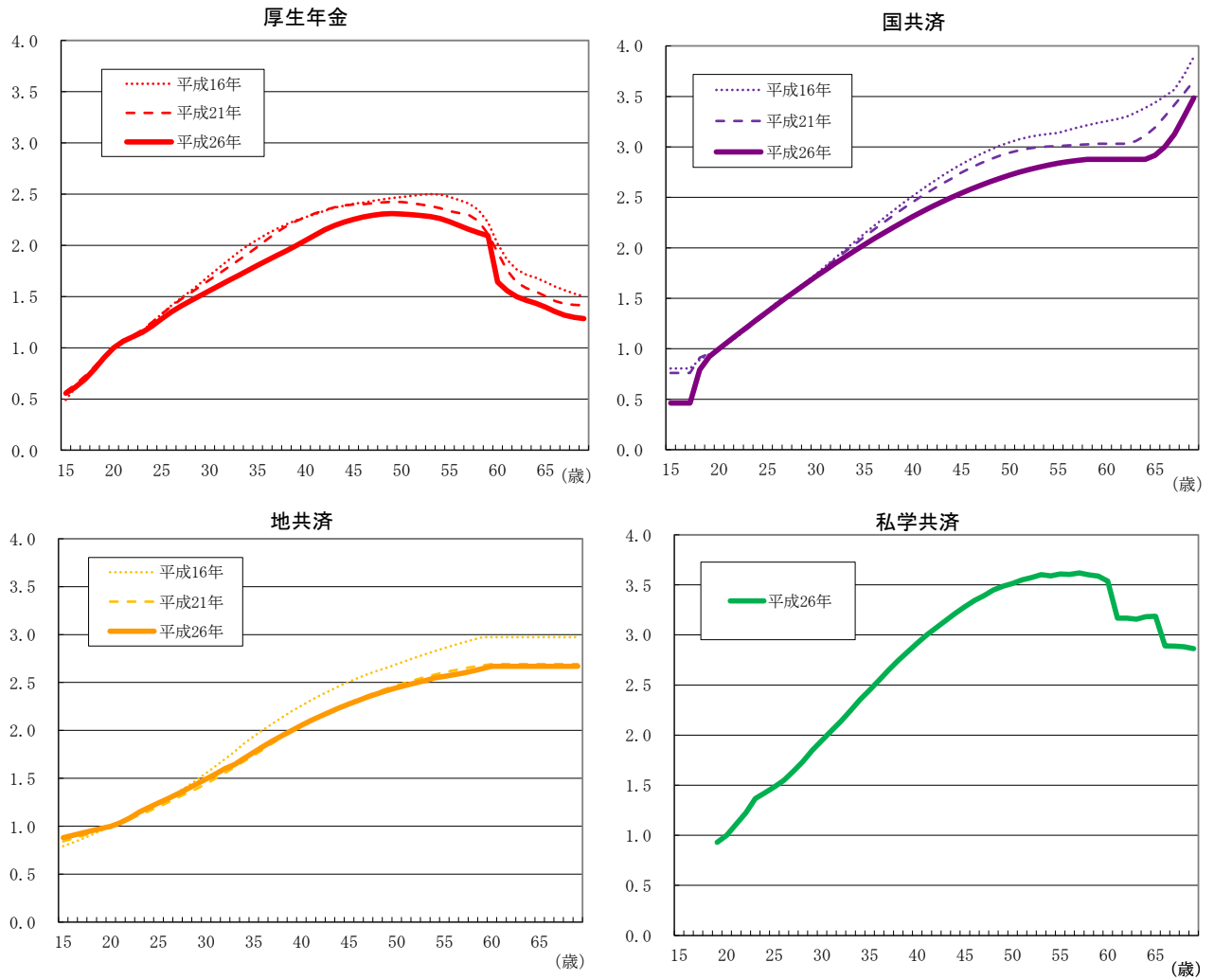
(2) 女



注：厚生年金及び私学共済は、賞与を含めた総報酬ベース、国共済は標準報酬月額、地共済は給料月額をベースに、20歳を1とした指数である。

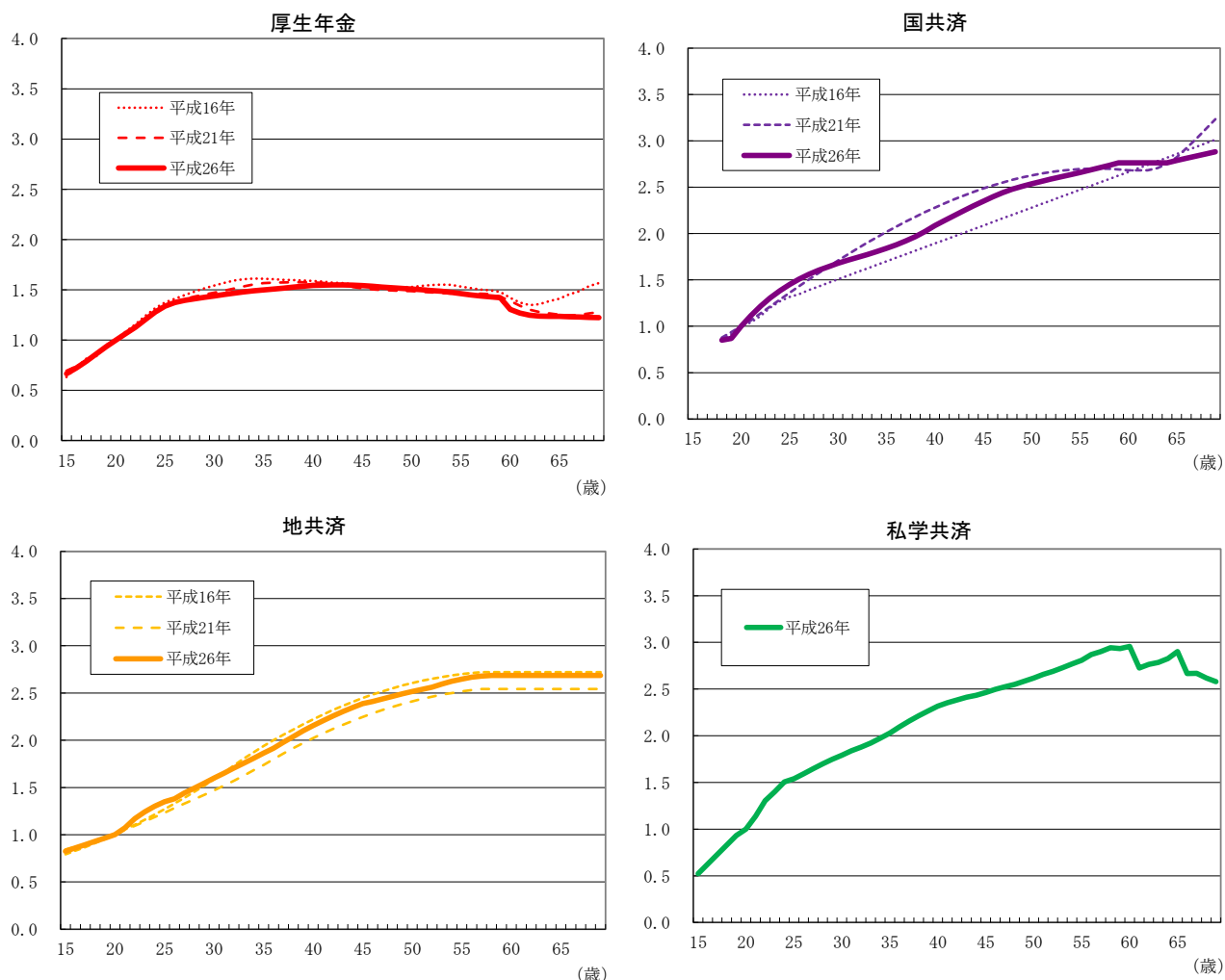
図表 4-1-7 標準報酬指数（過去の財政検証・財政再計算時の設定との比較）

(1) 男



注：私学共済の平成16年及び平成21年財政再計算の指数は、初任年齢別にグループごとに作成しており、全被保険者に基づく指数は存在しない。

(2) 女



注：私学共済の平成16年及び平成21年財政再計算の指数は、初任年齢別にグループごとに作成しており、全被保険者に基づく指数は存在しない。

④ 老齢年金失権率

図表4-1-8及び図表4-1-9は、老齢年金失権率を制度別にみたものである。参考として、2010年の日本全体の死亡状況を表す第21回生命表の死亡率も併せて掲載している（以下、⑤、⑥において同じ）。被用者年金制度の待期者死亡率³は、老齢年金失権率と共通の値を用いている。また、国民年金の失権率は、国民年金1号及び3号被保険者期間に係るものであるが、平成26年財政検証においては、厚生年金及び国民年金の65歳以上の老齢年金失権率は、国民年金の被用者化が進んだこと等により両制度で大きな差がなくなっていることに鑑み、両制度を合わせた共通の失権率として作成している。

³ 国民年金の待期者死亡率は、生命表の死亡率を使用している。

なお、図表 4-1-8 において、男女ともに国民年金の 65 歳未満の失権率⁴が他制度よりも高くなっているが、これは、老齢基礎年金の繰上げ支給を選択している者の死亡率が、他制度の老齢年金受給者の死亡率よりも高いためと考えられる。

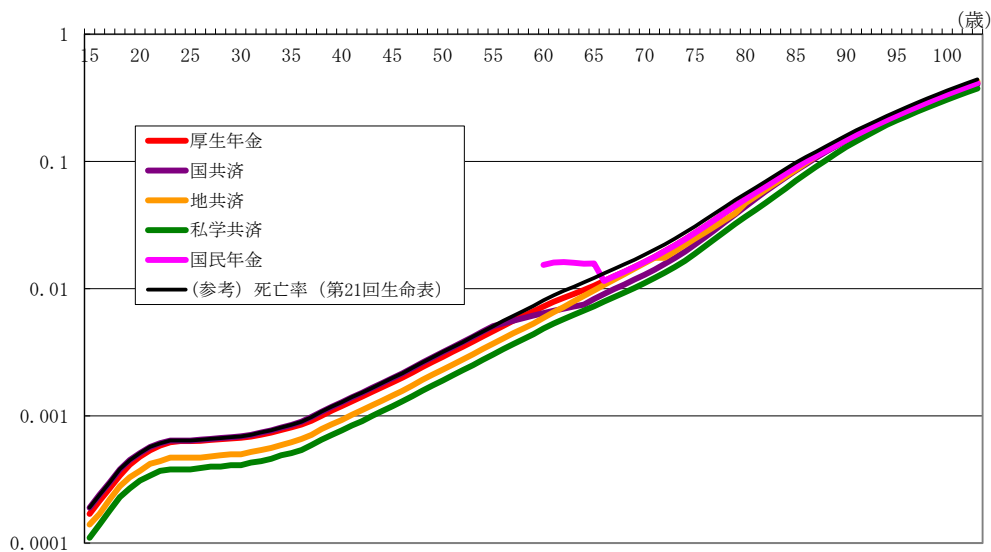
図表 4-1-8 及び図表 4-1-9 は、いずれも財政検証・財政再計算の足下（2010 年度）における老齢年金失権率である（⑤、⑥において同じ。）が、将来の老齢年金失権率は、将来推計人口⁵における将来の死亡率改善を基に、年度ごとに性・年齢別に失権率の改善を見込んでおり、各制度とも 2060 年度にかけて次第に将来推計人口における将来生命表の死亡率に近づいていくように設定している。この将来の失権率の改善については、以下の障害年金及び遺族年金においても、老齢年金と同じ改善率で織り込まれている。

⁴ 65 歳未満の老齢年金受給者について、老齢基礎年金の受給者はすべて繰上げ支給を選択した者であるが、被用者年金については、支給年齢を 65 歳に引上げ途中であるため、繰上げ支給を選択しなかった者も含まれている。

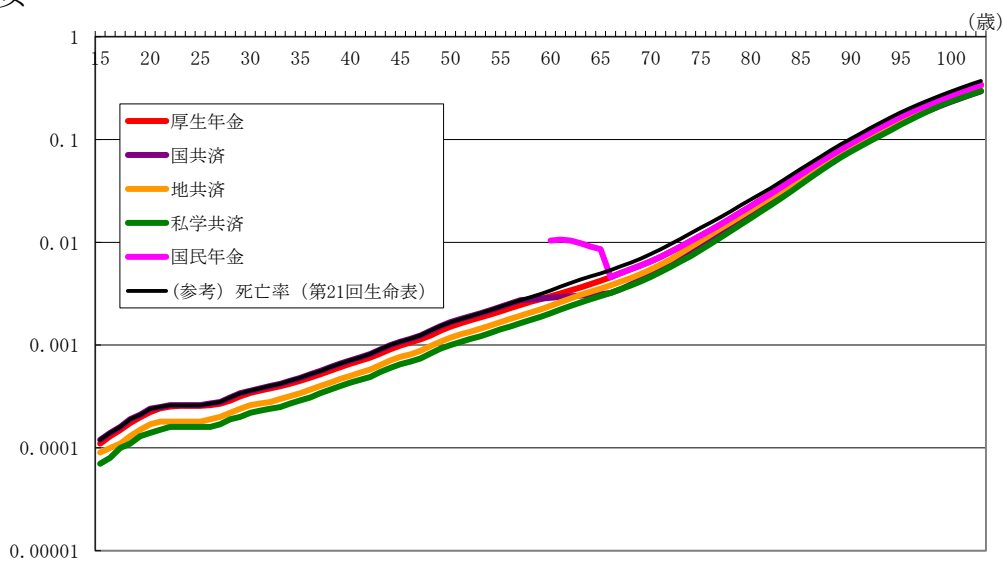
⁵ 「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）である。（後述の 2 推計方法の適切性及び検討の十分性（2）被保険者数の推計方法 ①将来推計人口（人口前提の設定）の記載内容も参照のこと。）

図表 4-1-8 老齡年金失権率

(1) 男



(2) 女

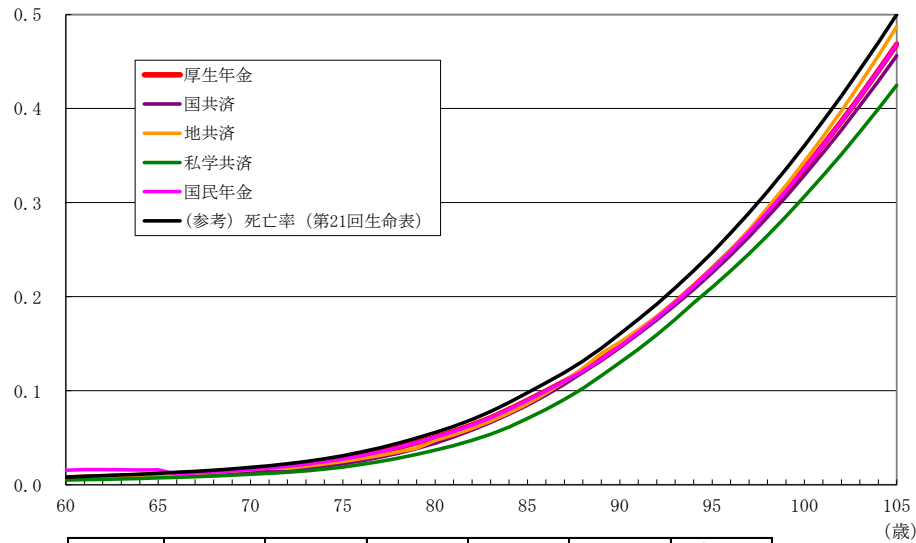


注1：厚生年金、国共済、地共済、私学共済の60歳未満の率は、待期者の死亡率である。

注2：失権率は2010年度に係るものである。なお、第21回生命表の死亡率は2010年(暦年)の率である。

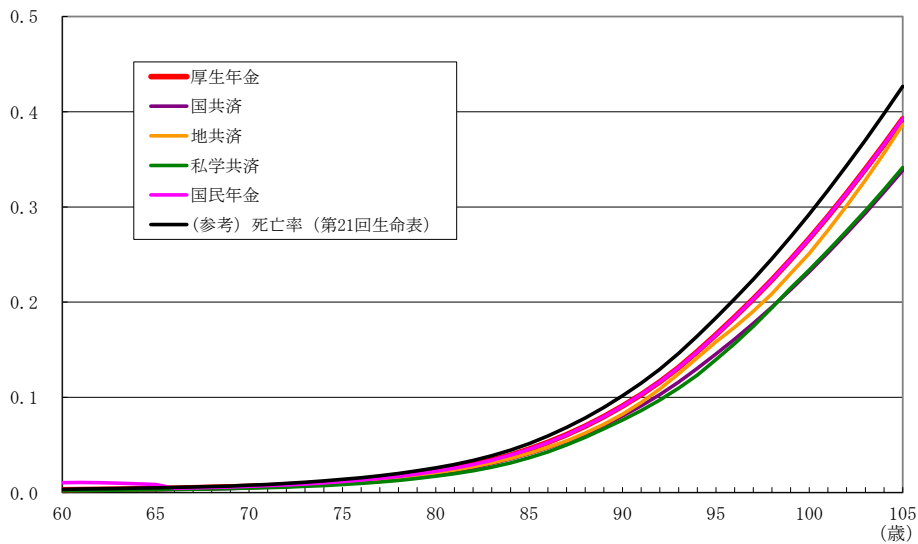
図表 4-1-9 老齢年金失権率（60歳以上）（再掲）

(1) 男



年齢	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	(参考)死亡率 (第21回生命表)
歳						
60	0.00725	0.00642	0.00590	0.00486	0.01536	0.00810
65	0.01056	0.00831	0.00967	0.00728	0.01578	0.01214
70	0.01619	0.01286	0.01586	0.01105	0.01619	0.01842
75	0.02741	0.02221	0.02470	0.01883	0.02741	0.03087
80	0.05052	0.04425	0.04700	0.03675	0.05052	0.05568
85	0.08972	0.08467	0.08607	0.07045	0.08972	0.09785
90	0.14726	0.14641	0.15166	0.12993	0.14726	0.16041
95	0.22910	0.22540	0.22959	0.20991	0.22910	0.24695
100	0.33609	0.32904	0.34356	0.30643	0.33609	0.36051

(2) 女



年齢	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	(参考)死亡率 (第21回生命表)
歳						
60	0.00298	0.00288	0.00241	0.00204	0.01037	0.00340
65	0.00422	0.00313	0.00353	0.00299	0.00855	0.00498
70	0.00652	0.00492	0.00544	0.00460	0.00652	0.00767
75	0.01162	0.00936	0.01032	0.00842	0.01162	0.01381
80	0.02249	0.01893	0.02062	0.01716	0.02249	0.02600
85	0.04557	0.04091	0.04122	0.03660	0.04557	0.05155
90	0.09089	0.08058	0.08239	0.07620	0.09089	0.10160
95	0.16575	0.14567	0.15844	0.13959	0.16575	0.18367
100	0.26699	0.23192	0.25111	0.23394	0.26699	0.29242

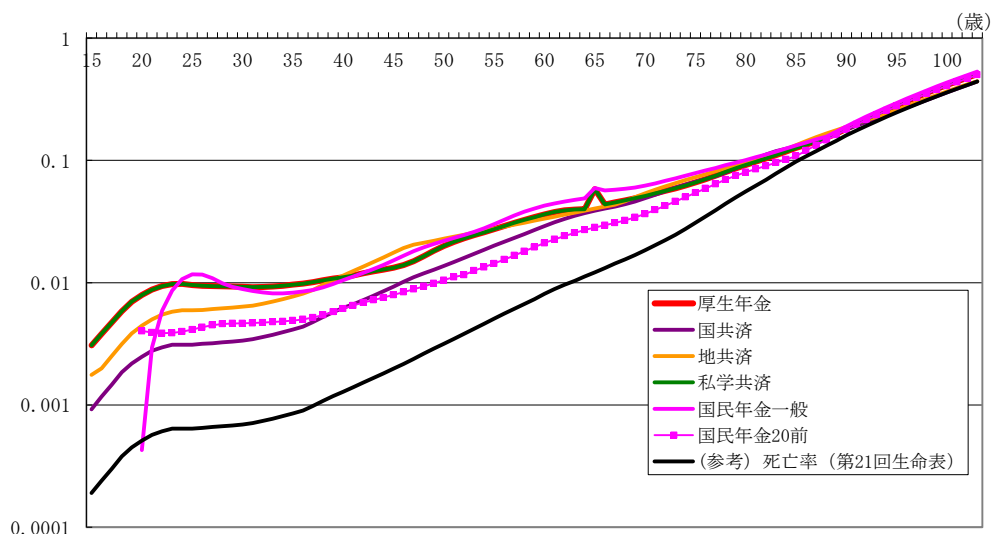
注：失権率は2010年度に係るものである。なお、第21回生命表の死亡率は2010年（暦年）の率である。

⑤ 障害年金失権率

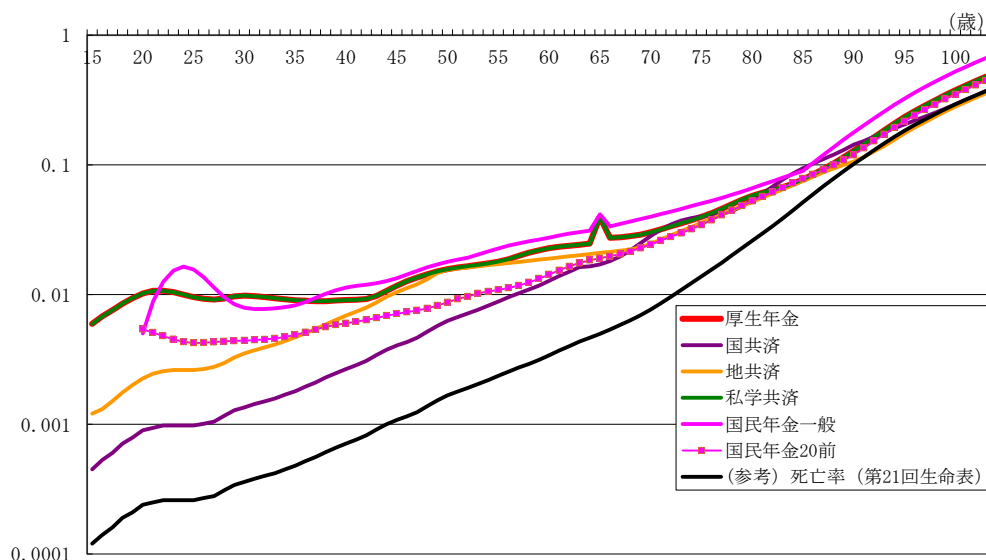
図表 4-1-10 は、各制度の障害年金失権率をみたものである。私学共済は厚生年金と全く同じ失権率を使用している⁶。各制度の障害年金失権率は、生命表の死亡率より高い傾向を示している。なお、厚生年金において 65 歳の失権率が一時的にわずかながら上昇しているが、これは、65 歳より前に障害状態でなくなった場合には、直ちに失権せず、3 年経過しかつ 65 歳に到達したときに失権することが反映されているものと考えられる。

図表 4-1-10 障害年金失権率

(1) 男



(2) 女



注：失権率は 2010 年度に係るものである。なお、第 21 回生命表の死亡率は 2010 年（暦年）の率である。

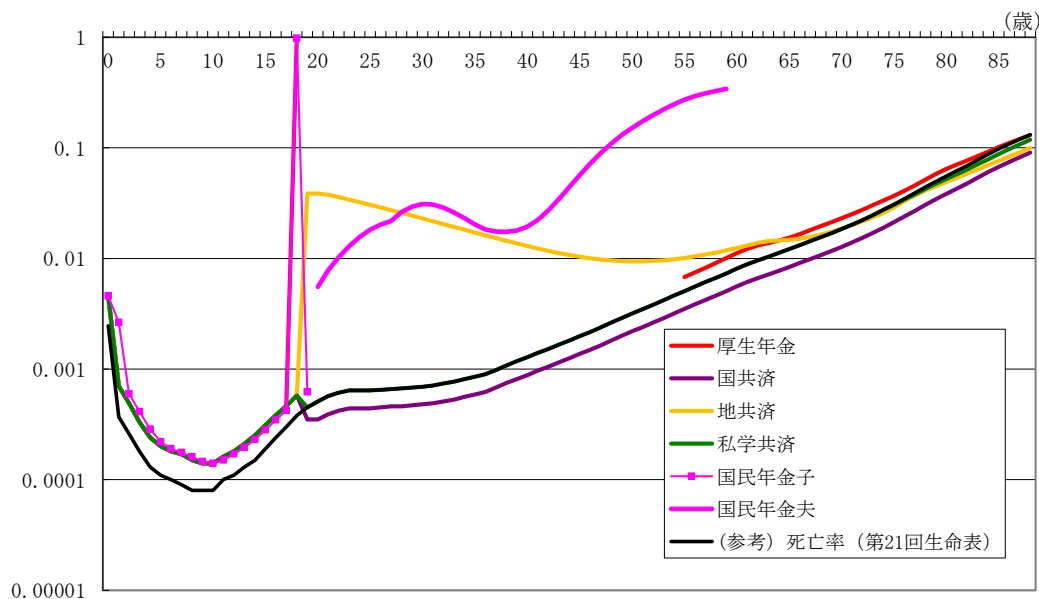
⁶ 当部会に対する私学共済のヒアリング時提出資料によると、「障害共済年金消滅者数（失権者数）について、年央の年金者数（受給者数）に厚生年金の障害年金失権率を乗じた予定数と実績値とを年齢計で過去 3 年間比較した結果、男女ともそのまま使用」と理由が説明されている。

⑥ 遺族年金失権率

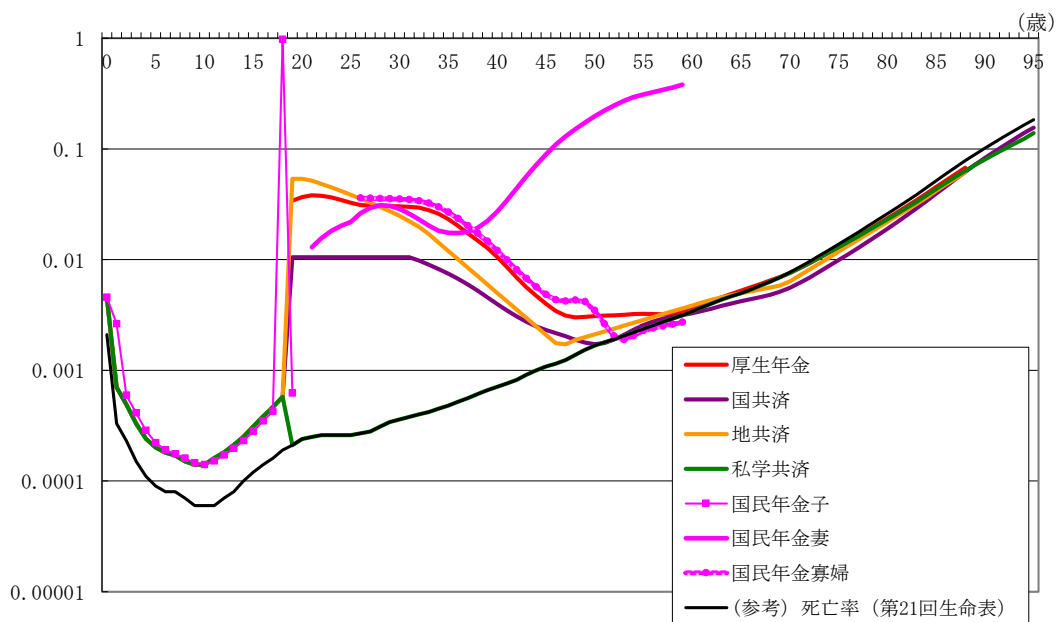
図表 4-1-11 は、遺族年金失権率を制度別にみたものである。ここでは、子の遺族年金と国民年金子を除き遺族年金受給権者の性別により別のグラフに分けて示している。共済制度における子の遺族年金は、各制度とも厚生年金と同じ失権率を使用している。なお、子の遺族年金は18歳到達年度の年度末（障害等級が1級または2級のときは20歳到達時）に失権するため18歳でほぼ1になっている。

図表 4-1-11 遺族年金失権率

(1) 遺族年金受給権者：男



(2) 遺族年金受給権者：女



注：失権率は2010年度に係るものである。なお、第21回生命表の死亡率は2010年（暦年）の率である。

⑦ 国民年金保険料の納付率及び免除率

国民年金の保険料納付状況に関する基礎率として、国民年金保険料の納付率及び免除率があるが、図表 4-1-12 及び図表 4-1-13 は、これらの基礎率と実績を比較したものである。

第1号被保険者の保険料納付状況の基礎率については、まず保険料の納付を要するかどうかについて免除や納付の特例の対象となる者の割合を作成している。具体的には、保険料の全額免除、部分免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）、学生納付特例、及び若年者納付猶予の対象になる者の割合をそれぞれ直近の実績に準拠して作成している。

納付率については、直近の納付区分（免除非対象、4分の1免除、半額免除、4分の3免除）別に年齢別納付率の実績を、全体の納付率が日本年金機構の中期計画⁷を踏まえて設定した納付率の前提（2018年度に65%）になるように年度ごとに補正⁸した後の納付区分別年齢別納付率を用いている。なお、今回の財政検証においては、全体の納付率が現状のまま推移した場合（60%）についても試算を行っている。

図表 4-1-12 国民年金保険料の納付率

(単位: %)

年度	平成26年財政検証		平成21年 財政検証	(参考) 実績
	今後の収納対策 等により向上した 場合	現状の納付率で 推移した場合		
2008			80	62.05
2009			80	59.98
2010			80	59.31
2011			80	58.64
2012			80	58.99
2013	60	60	80	
2014	61	60	80	
2015	62	60	80	
2016	63	60	80	
2017	64	60	80	
2018～	65	60	80	

注：実績は、現年度納付率（＝納付月数／納付対象月数×100）である。
ここで、「納付対象月数」は、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」はそのうち当該年度中に実際に納付された月数である。

⁷ 日本年金機構の第2期中期目標（2014年4月1日～2019年3月31日）を達成するための計画（「中期計画」）（2014年3月31日）では、「国民年金保険料収納対策」として、「現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。」としている。

⁸ 前回の財政検証では、全体の納付率を旧社会保険庁が設定した納付率の目標値(80%)になるように補正している

図表 4-1-13 国民年金保険料の免除率

(単位: %)

	全額免除率	4分の3 免除率	半額免除率	4分の1 免除率	学生納付 特例率	若年者納付 猶予率
平成26年財政検証	20.34	1.43	0.82	0.37	9.37	2.30
平成21年財政検証	15.72	1.29	0.89	0.38	8.28	1.85
(参考) 実績						
年度						
2008	16.21	1.36	0.89	0.39	8.40	1.89
2009	17.17	1.28	0.80	0.35	8.34	1.91
2010	18.27	1.28	0.72	0.29	8.72	1.97
2011	19.26	1.35	0.77	0.33	9.00	2.10
2012	20.34	1.43	0.82	0.37	9.37	2.30

注1：各年度末における国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を除く）に対する各免除者区分の人数の割合である。

注2：全額免除率には、学生納付特例者数および若年者納付猶予者数に係る割合は含まれない。

(4) 経済前提の設定について

ここでは、経済前提（物価上昇率、賃金上昇率及び運用利回り）の設定方法について検証を行う。各制度の財政検証・財政再計算における経済前提については、従来から制度共通の値が用いられている。平成16年財政再計算以降の長期の経済前提については、マクロ経済の観点から整合性のとれた推計を行い、長期間の平均として設定することが基本的な考え方とされており、足下の経済前提については内閣府の経済成長率等の試算に基づいて設定されている。

図表 4-1-13 平成26年財政検証・財政再計算における経済前提

(足下の設定)

○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提（ケースA～ケースE）

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.7%	2.7%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6%	▲0.2%	▲0.2%	1.4%	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%
名目賃金上昇率	1.0%	2.5%	2.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	3.9%	4.2%	4.1%
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3%	▲0.8%	▲0.5%	0.4%	1.1%	1.6%	2.0%	2.3%	2.6%	2.9%
名目運用利回り(※2)	1.3%	1.9%	2.2%	2.6%	3.1%	3.6%	4.0%	4.3%	4.6%	4.9%

○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提（ケースF～ケースH）

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.3%	2.0%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6%	▲0.7%	0.3%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%
名目賃金上昇率	1.0%	1.6%	2.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.7%	2.7%
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3%	▲0.7%	▲0.1%	0.7%	1.2%	1.5%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%
名目運用利回り(※2)	1.3%	1.6%	1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.1%	3.2%	3.4%

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。
(※2) 名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味して設定。また、平成21年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

(長期の前提)

【平成36(2024)年度以降の長期の前提】

内閣府試算を参考しつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした、幅の広い複数ケース(8ケース)を設定。

	将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考) 経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降20~30年	
	労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り			
					実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>		
ケースA	内閣府試算 「経済再生 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算 「参考 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進まない ケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

注:賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(H17~H24)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約15%解消)

平成26年財政検証の経済前提については、社会保障審議会年金部会のもとに設けられた専門委員会⁹（「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」）で報告された結果（「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について（検討結果の報告）」、2014年3月）に基づき、図表4-1-13のような複数のケースが設定されている。

これらの経済前提の設定に当たっては、平成16年財政再計算よりコブ・ダグラス型生産関数¹⁰によるマクロ経済モデルに基づき設定¹¹を行っており、今回の財政検証においても、基本的な設定方法は前回までと共通だが、細部の設定手法において若干の違いがみられる。

推計方法の概要を示したものが図表4-1-14である。「資本分配率」と「労働分配率」（＝1－資本分配率）は外生で与え、推計期間中一定としている。「全要素生産性（TFP）上昇率」も外生で将来にわたり一定の値として与え、労働投入量の推移は将来推計人口や労働力需給推計により推計され、資本投入量の推移は、外生で与えられる「資本減耗率」及び「総投資率」により推計されることになる。この設定のもとで、単位時間当たり実質GDP成長率及び利潤率が推計されるという構造になっている。

単位労働時間当たり実質GDP成長率と被用者1人当たり労働時間の変化率から被用者年金被保険者1人あたり実質GDP成長率が推計され、この値が実質（対物価）賃金上昇率と等しいとしている。また、利潤率から実質長期金利が推計され、さらに、分散投資効果を考慮することによって運用利回りが推計される。

⁹ 2011年10月から2014年3月にかけて検討が行われた。

¹⁰ 経済前提を設定するこのマクロ経済モデルでは、生産量（実質GDP） Y を、コブ・ダグラス型生産関数を用いて、 $Y = AK^\alpha L^\beta$ の形の関数（ただし、 α, β は $\alpha + \beta = 1$ を満たす正の定数）で表されると仮定している。ここで、 A は全要素生産性（Total Factor Productivity: TFP）、 K は資本ストック、 L は労働投入量、 α は資本分配率、 β は労働分配率を表す。

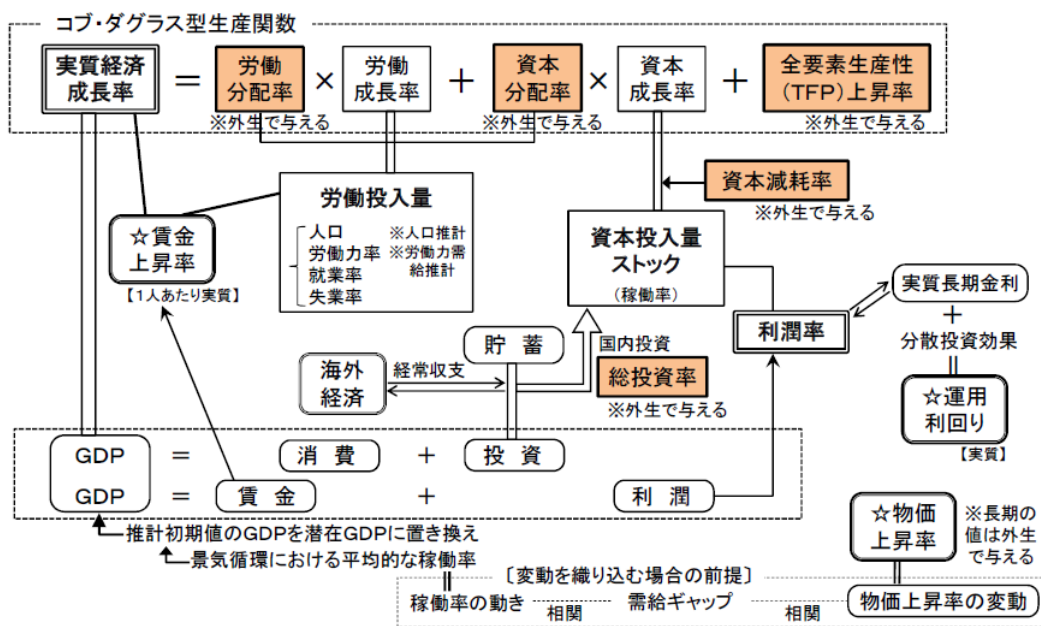
このとき、 $\frac{\Delta Y}{Y} = \frac{\Delta A}{A} + \alpha \frac{\Delta K}{K} + \beta \frac{\Delta L}{L}$ が成り立つことから、 A の変化率（TFP成長率） $\frac{\Delta A}{A}$ は、実質GDP成長率 $\frac{\Delta Y}{Y}$ のうち、資本成長率 $\frac{\Delta K}{K}$ や労働成長率 $\frac{\Delta L}{L}$ で説明できない残差を表しており、生産技術の進歩等を表していると考えられる。

¹¹ 専門委員会では、従来のマクロ経済モデルの他に、最新の計量経済モデルの一例として、世代重複モデル（OLGモデル）についても検討された。現在や将来の個人の効用に基づいた最適化された消費貯蓄行動を試算するモデルであり、利子率等の経済要素が内生的に決定されるものになっている。しかし、個人の効用等の前提の設定するに当たって恣意性が完全に除去できないこと、さらに、利子率等の収束計算に非常に労力がかかることなどから、従来のモデルを世代重複モデルに代替することは困難であると考えられたとされている。

モデルからは毎年の推計値が求められるが、2024年からそれぞれ2043年まで、2048年まで、及び2053年までの20年間、25年間及び30年間の3通りについて期間平均値をとり、これと総投資率の2通りによる計6通りについて最大値と最小値の中央値を経済前提における設定としている。

この方法により、全要素生産性上昇率の違い等に基づく8通りの経済前提が設定されている。

図表 4-1-14 長期の経済前提の設定に用いる経済モデル
(概念図・フローチャート)



前回財政検証・財政再計算までは労働分配率や資本減耗率等のパラメータを一通り設定していたが、今回は複数設定して推計を行うなどの工夫を行ったとされている。

また、今回は、総投資率の設定に当たり、従来の手法だけではなく、経常収支の先行きも考慮して、貯蓄と投資の差が経常収支に相当するものとして貯蓄と投資の差の推移を考慮した設定も加え、幅をもった推計を行ったとされている。

図表 4-1-15 財政再計算・財政検証における経済前提の設定方法の比較

	平成26年財政検証	平成21年財政検証	平成16年財政再計算
足下の前提の設定	内閣府「中長期における経済財政の見通し」(2014年1月)に準拠して、平成26(2014)年度から35(2023)年度までを経済再生ケース及び参考ケースの2通りで設定。	内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(2009年1月)に準拠して、平成21(2009)年度から27(2015)年度まで設定。	内閣府「改革と展望—2003年度改定」に準拠して、平成14(2004)年度から20(2008)年度まで設定。
長期の前提の元となるパラメータの設定について			
労働力率	独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」(平成26年2月)における「労働市場への参加が進むケース」(ケースA～E)と「労働市場への参加が進まないケース」(ケースF、G、H)に準拠して設定。	独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」(平成20年3月)における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定。	職業安定局「労働力率の見通し」(平成14年7月)に基づいて設定。
労働投入量	平成21年財政検証時と同様。	労働投入量をマンアワーベース(総労働時間)として推計。実質賃金上昇率の推計では、被用者1人あたりの平均労働時間の変化も考慮して推計。	労働投入量を労働力人口とし、労働力人口1人あたり実質GDP成長率を実質賃金上昇率とみなした(1人あたりの労働時間は変化しないものとして推計)。
全要素生産性(TFP)上昇率(長期の前提)	経済再生ケースに接続するケースA～E(1.0、1.2、1.4、1.6、1.8%)と参考ケースに接続するケースF、G、H(0.5、0.7、1.0%)の8通りで設定。	1.0%(経済中位ケース)、0.7%(経済低位ケース)、1.3%(経済高位ケース)の3通りで設定。	0.7%(基準ケース)、0.4%(経済悪化ケース)、1.0%(経済好転ケース)の3通りで設定。
資本分配率	(資－ア) 40.8% 1983～2012年の過去30年平均 (資－イ) 42.8% 2003～2012年の過去10年平均 ※ TFP上昇率が1.0%以上の場合(ケースA～F)は足下より労働分配率が高く(資本分配率が低く)なると考えられることから(資－ア)、1.0%より低く設定した場合(ケースG、H)は(資－イ)と組み合わせる。	39.1% (1997～2006年の過去10年平均)	37.3% (1992～2001年の過去10年平均)
資本減耗率	(資－ア) 7.5% 1983～2012年の過去30年平均 (資－イ) 7.1% 2003～2012年の過去10年平均 ※ TFP上昇率が1.0%以上の場合(ケースA～F)は足下より企業の設備投資が活発化すると考えられることから(資－ア)、1.0%より低く設定した場合(ケースG、H)は(資－イ)と組み合わせる。	8.9% (1997～2006年の過去10年平均)	8.2% (1992～2001年の過去10年平均)
総投資率の設定方法	(投－α) 総投資率の過去からの傾向を外挿したのから、総貯蓄率の過去からの傾向を外挿したものへ30年間かけて緩やかに遷移するように設定。 (投－β) 総投資率の過去からの傾向を外挿して設定。	平成16年財政再計算時と同様	総投資率の過去からの傾向を対数正規曲線により外挿して設定。
経済前提(物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り)の推計方法			
実質賃金上昇率の推計方法	平成21年財政検証時と同様。	モデルから推計される「単位労働時間当たり実質GDP成長率」に「被用者年金被保険者の平均労働時間の変化率」を加えることで、被用者年金被保険者1人当たりの実質GDP成長率を推計し、この値が実質賃金上昇率に等しいとしている。	労働力人口1人当たりの実質GDP成長率を実質賃金上昇率と等しいとして推計。(1人あたり労働時間は変化しないものとして推計)
実質長期金利の推計方法	TFP上昇率が1.0%以上のケース(ケースA～F)では、過去20、25、30年の実質長期金利の平均に将来利潤率の推計値に対する過去の利潤率平均の比率を乗じることによって推計。 TFP上昇率を1.0%より低く設定したケース(ケースG、H)では、市場のイールドカーブを基に設定。	過去15、20、25年の実質長期金利の平均に将来利潤率の推計値に対する過去の利潤率平均の比率を乗じることによって推計。	過去15、20、24年の実質長期金利の平均に将来利潤率の推計値に対する過去の利潤率平均の比率を乗じることによって推計。
運用利回りの設定方法	長期金利に分散投資効果(0.4%前後)を加えることで推計。分散投資効果は実質的なリターン(名目リターンから賃金上昇率を控除したもの)で有効フロンティアを作成し、各ケースごとに幅をもって推定。	長期金利に分散投資効果(0.3～0.5%)を加えることで推計。	長期金利に分散投資効果(0.5%)を加えることで推計。
物価上昇率の設定	0.6%～2.0% 日銀の「物価安定の目標」が2%とされていることや内閣府試算で2020年前後の物価上昇率の見通しが再生ケースで2.0%、参考ケースで1.2%となっていること、さらに過去30年の実績平均値が0.6%であることを勘案して、ケースA～Eについては1.2～2.0%の幅で、ケースF～Hについては0.6～1.2%の幅で設定。	1.0% 日銀金融政策決定会合において議決されたものとして、「『中長期的な物価安定の理解』は、消費者物価指数の前年比で0～2%の範囲内にあり、各委員の中心値は、大勢として、1%程度となっている」ことを踏まえ、1.0%と設定。	1.0% 過去20年(1983～2002年)平均が1.0%であることや内閣府試算において2004から2008年度にかけての平均物価上昇率が1.0%であることから1.0%と設定。

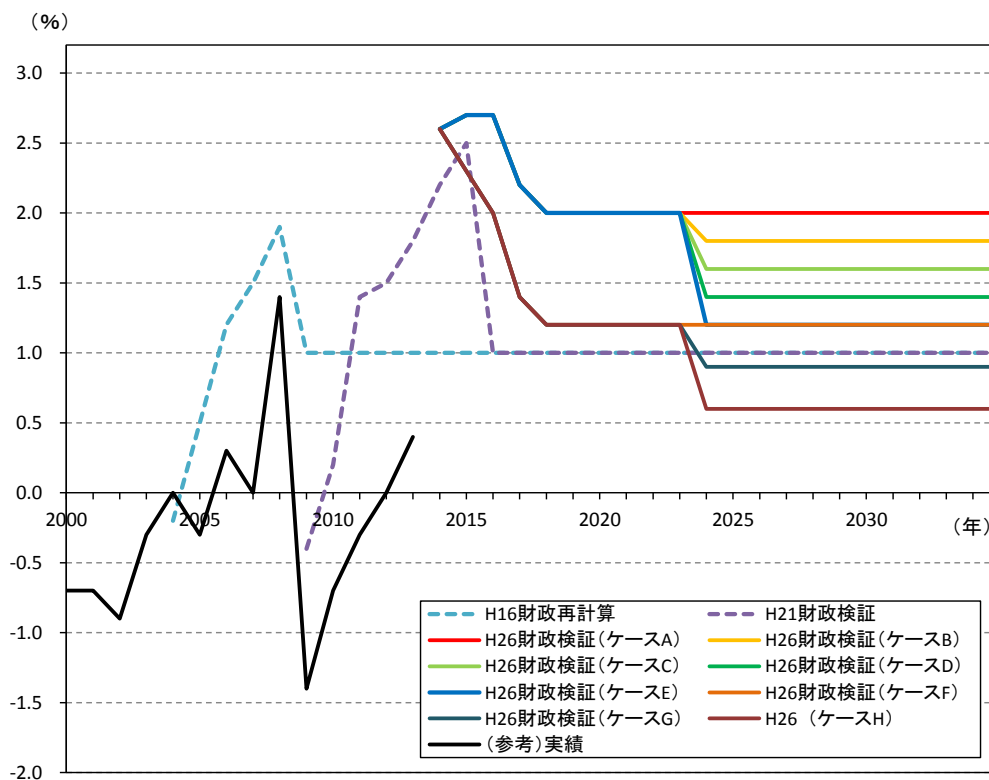
以下では、今回及び過去2回の財政検証・財政再計算時の経済前提¹²並びに過去の経済指標の実績値とを比較する。なお、今回の経済前提では、賃金上昇率は実質（対物価）により、運用利回りは実質（対物価）及びスプレッド（対賃金）により設定されている。したがって、まず、賃金上昇率については実質で、運用利回りについてはスプレッドで比較を行い、さらに、過去の分析との接続性やマクロ経済スライド制度導入後は名目値が重要になっていることに鑑み、それぞれの名目値でも比較することとする。

物価上昇率の前提及び消費者物価指数（全国、総合指数）の対前年比の実績値を示したのが、図表4-1-16である。

過去2回の前提では足下の水準から上昇することを見込んでいたが、実績はそれらを下回って推移している。長期の前提では、今回のケースA～Fでは過去2回の前提より高く設定されている。

¹² ここでは、平成21年財政検証・財政再計算時の経済前提は経済中位ケースを、平成16年財政再計算は基準ケースを比較対象としている。

図表 4-1-16 物価上昇率の前提と実績との比較



(単位:%)

年	平成26年財政検証								平成21年 財政検証	平成16年 財政再計算	(参考) 実績
	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	ケースH			
2004										-0.2	0.0
2005										0.5	-0.3
2006										1.2	0.3
2007										1.5	0.0
2008										1.9	1.4
2009									-0.4	1.0	-1.4
2010									0.2	1.0	-0.7
2011									1.4	1.0	-0.3
2012									1.5	1.0	0.0
2013									1.8	1.0	0.4
2014	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.2	1.0	
2015	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.3	2.3	2.3	2.5	1.0	
2016	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	
2017	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	1.4	1.4	1.4	1.0	1.0	
2018	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	
2019	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	
2020	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	
2021	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	
2022	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	
2023	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	
2024~	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.2	0.9	0.6	1.0	1.0	

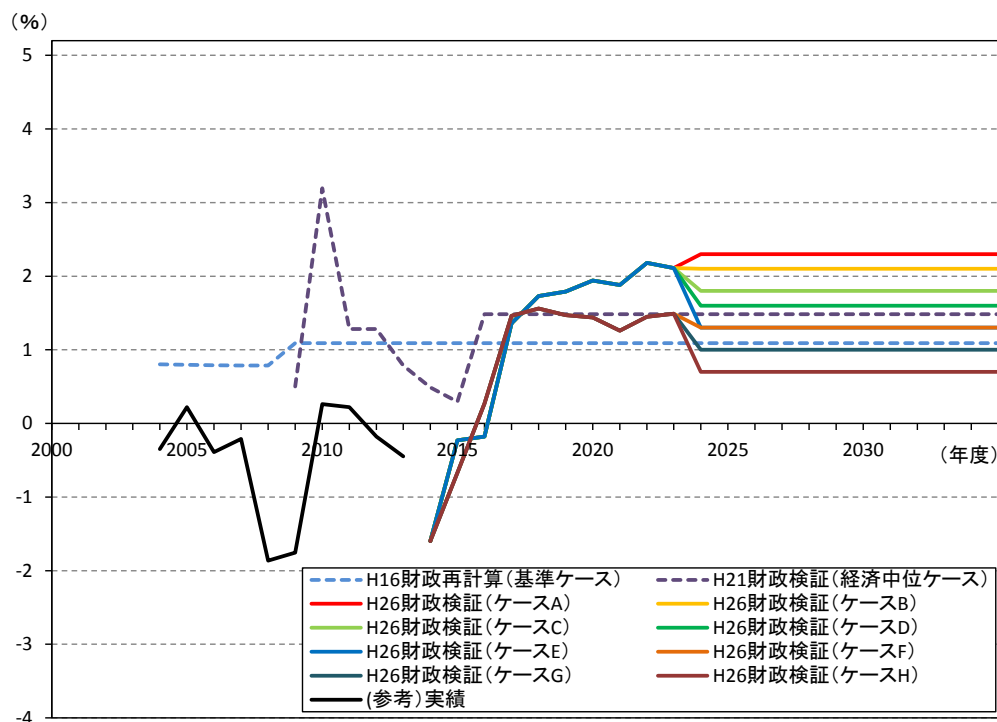
注：実績は、消費者物価指数（全国、総合指数）に基づく前年比としている。

賃金上昇率の前提及び各制度の実績データを基に当部会で算出した被用者年金制度全体の賃金上昇率¹³について、実質ベースで示したのが図表 4-1-17 であり、名目ベースで示したのが図表 4-1-18 である。

¹³ 総報酬ベースでみており、年齢構成の変動による影響を除いて算出している。

実質ベース、名目ベースのいずれにおいても実績値は過去2回の前提を下回って推移している。また、今回の前提では、足下の水準から上昇し、2024年度からの長期の前提で分かれているが、前回の長期の前提と同水準のケースは、実質ベースではケースD、名目ベースではケースE及びFとなっている。

図表 4-1-17 実質賃金上昇率の前提と実績との比較

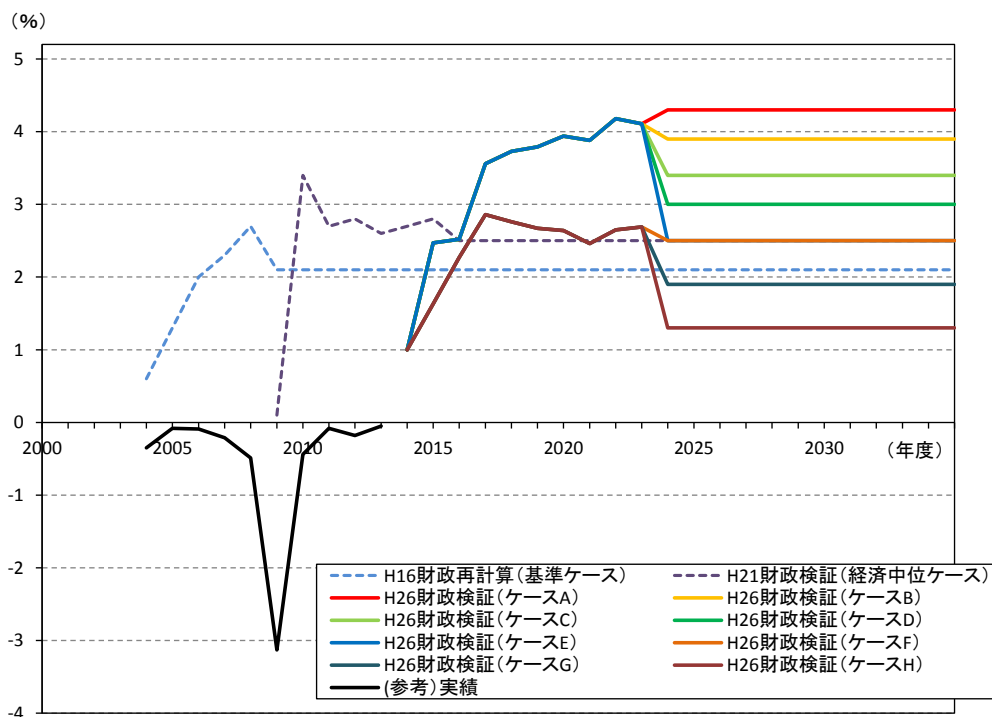


(単位: %)

年度	平成26年財政検証								平成21年 財政検証 (経済中位 ケース)	平成16年 財政再計算 (基準 ケース)	(参考) 実績
	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	ケースH			
2004										0.8	-0.3
2005										0.8	0.2
2006										0.8	-0.4
2007										0.8	-0.2
2008										0.8	-1.9
2009									0.5	1.1	-1.8
2010									3.2	1.1	0.3
2011									1.3	1.1	0.2
2012									1.3	1.1	-0.2
2013									0.8	1.1	-0.4
2014	-1.6	-1.6	-1.6	-1.6	-1.6	-1.6	-1.6	-1.6	0.5	1.1	
2015	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.7	-0.7	-0.7	0.3	1.1	
2016	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	0.3	0.3	0.3	1.5	1.1	
2017	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	
2018	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5	1.1	
2019	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	
2020	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.4	1.4	1.4	1.5	1.1	
2021	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.3	1.3	1.3	1.5	1.1	
2022	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	
2023	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	
2024~	2.3	2.1	1.8	1.6	1.3	1.3	1.0	0.7	1.5	1.1	

注：実績は、年金数理部会において、被用者年金制度全体の総報酬ベースの賃金上昇率（年齢構成による変動の影響を除いて算出。）及び物価上昇率から算出した実質賃金上昇率としている。

図表 4-1-18 名目賃金上昇率の前提と実績との比較



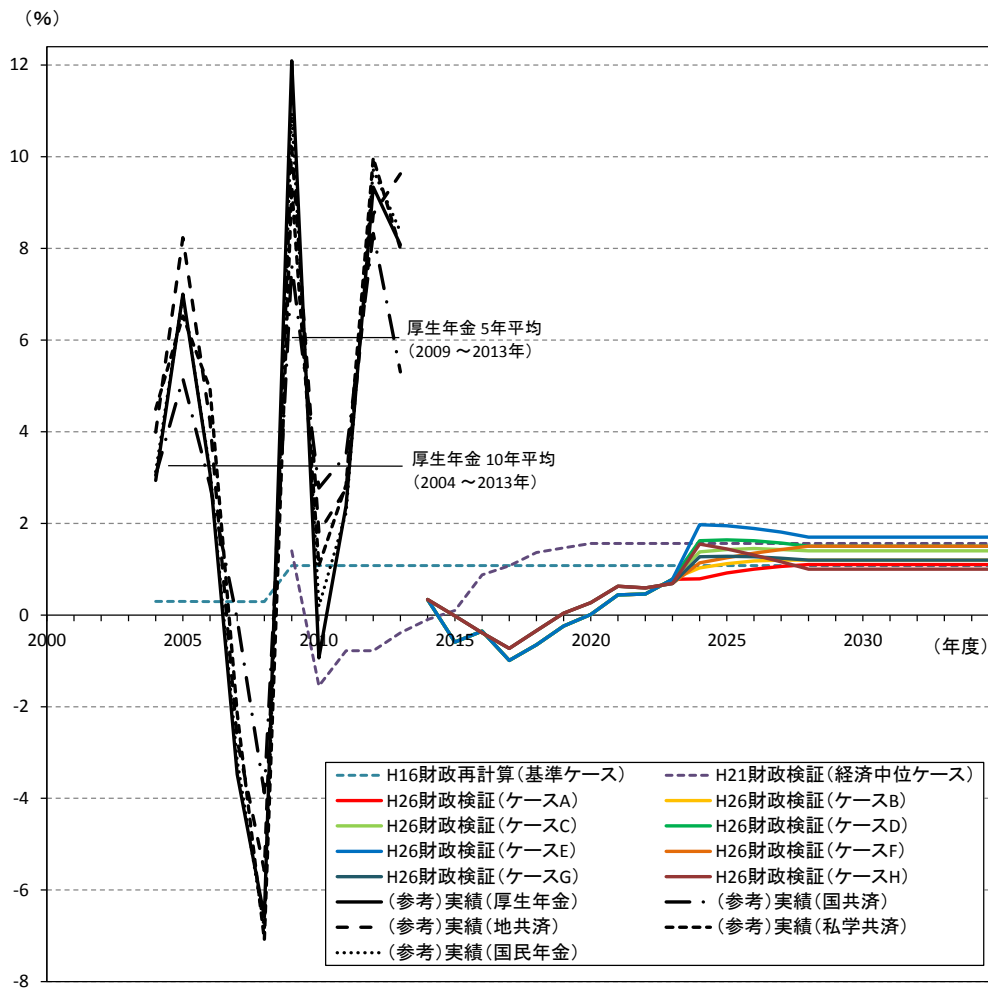
(単位:%)

年度	平成26年財政検証								平成21年 財政検証 (経済中位 ケース)	平成16年 財政再計算 (基準 ケース)	(参考) 実績
	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	ケースH			
2004										0.6	-0.3
2005										1.3	-0.1
2006										2.0	-0.1
2007										2.3	-0.2
2008										2.7	-0.5
2009									0.1	2.1	-3.1
2010									3.4	2.1	-0.4
2011									2.7	2.1	-0.1
2012									2.8	2.1	-0.2
2013									2.6	2.1	0.0
2014	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.7	2.1	
2015	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.6	1.6	1.6	2.8	2.1	
2016	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.5	2.1	
2017	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	2.9	2.9	2.9	2.5	2.1	
2018	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	2.8	2.8	2.8	2.5	2.1	
2019	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	2.7	2.7	2.7	2.5	2.1	
2020	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	2.6	2.6	2.6	2.5	2.1	
2021	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	2.5	2.5	2.5	2.5	2.1	
2022	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	2.7	2.7	2.7	2.5	2.1	
2023	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	2.7	2.7	2.7	2.5	2.1	
2024~	4.3	3.9	3.4	3.0	2.5	2.5	1.9	1.3	2.5	2.1	

注：実績は、各制度の実績データを基に、年金数理部会で算出した被用者年金制度全体の総報酬ベースの賃金上昇率としている。(年齢構成による変動の影響を除いて算出。)

運用利回りの前提及び各制度の時価ベースの実績値をスプレッドで示したのが図表 4-1-19 であり、名目ベースで示したのが図表 4-1-20 である。スプレッドでは、今回の長期の前提はケース E を除き、前回の長期の前提より低く設定されているが、名目値では、ケース A～E で前回の長期の前提より高く設定されている。

図表 4-1-19 スプレッドの前提と実績との比較



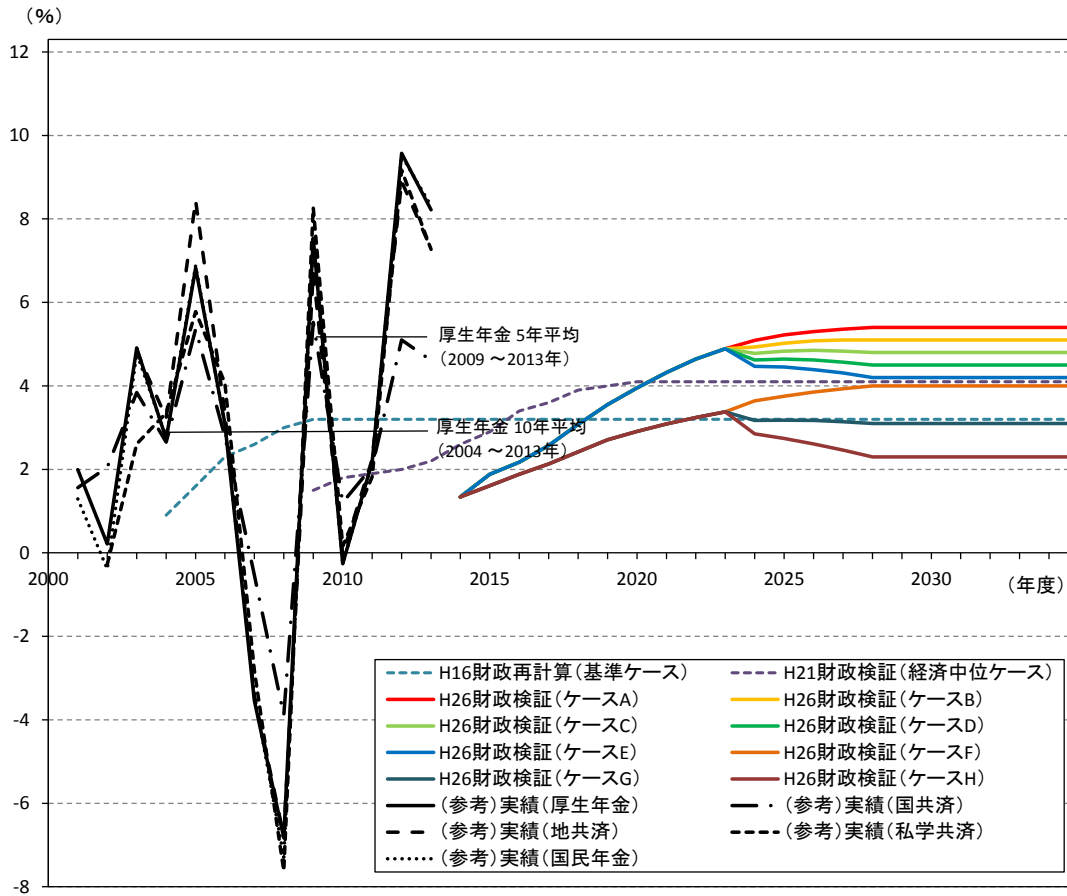
(単位: %)

年度	平成26年財政検証								平成21年 財政検証 (経済中位 ケース)	平成16年 財政再計算 (基準 ケース)	(参考) 実績				
	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	ケースH			厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
2004										0.3	2.9	3.1	4.0	4.5	3.1
2005										0.3	7.0	5.2	8.2	6.5	7.0
2006										0.3	3.1	2.8	4.2	4.9	3.2
2007										0.3	-3.5	-0.1	-2.7	-2.1	-3.2
2008										0.3	-6.6	-3.9	-5.6	-7.1	-6.8
2009									1.4	1.1	12.1	7.6	10.2	9.3	11.0
2010									-1.5	1.1	-0.9	2.8	1.8	1.1	0.2
2011									-0.8	1.1	2.4	3.5	2.8	2.8	2.2
2012									-0.8	1.1	9.3	8.3	8.7	10.0	9.7
2013									-0.4	1.1	8.1	5.3	9.6	8.0	8.4
2014	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	-0.1	1.1					
2015	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.6	-0.0	-0.0	0.1	1.1					
2016	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	0.9	1.1					
2017	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-0.7	-0.7	1.1	1.1					
2018	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.3	-0.3	1.4	1.1					
2019	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	0.0	0.0	0.0	1.5	1.1					
2020	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	1.6	1.1					
2021	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	1.6	1.1					
2022	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	1.6	1.1					
2023	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	1.6	1.1					
2024	0.8	1.0	1.4	1.6	2.0	1.1	1.3	1.6	1.6	1.1					
2025	0.9	1.1	1.4	1.6	2.0	1.3	1.3	1.4	1.6	1.1					
2026	1.0	1.2	1.5	1.6	1.9	1.4	1.3	1.3	1.6	1.1					
2027	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	1.4	1.2	1.2	1.6	1.1					
2028~	1.1	1.2	1.4	1.5	1.7	1.5	1.2	1.0	1.6	1.1					

5年平均 (2009~2013)	6.1	5.5	6.6	6.2	6.2
10年平均 (2004~2013)	3.2	3.4	4.0	3.7	3.3

注：実績は、各制度の時価ベースの名目運用利回り及び年金数理部会で算出した各制度の総報酬ベースの賃金上昇率（年齢構成による変動の影響を除いて算出。）を基に当部会で算出したスプレッド（実質的な運用利回り）としている。なお、国民年金については、賃金上昇率として被用者年金制度全体の賃金上昇率を用いている。

図表 4-1-20 名目運用利回りの前提と実績との比較



(単位: %)

年度	平成26年財政検証								平成21年 財政検証 (経済中位 ケース)	平成16年 財政再計算 (基準 ケース)	(参考) 実績				
	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	ケースH			厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
2004										0.9	2.7	2.7	3.2	3.4	2.8
2005										1.6	6.8	5.4	8.4	5.8	6.9
2006										2.3	3.1	2.8	3.4	4.1	3.1
2007										2.6	-3.5	-0.5	-3.4	-2.8	-3.4
2008										3.0	-6.8	-3.9	-6.8	-7.6	-7.3
2009									1.5	3.2	7.5	5.5	6.7	8.3	7.5
2010									1.8	3.2	-0.3	1.2	0.0	0.2	-0.3
2011									1.9	3.2	2.2	2.1	2.2	1.8	2.2
2012									2.0	3.2	9.6	5.1	8.9	9.2	9.5
2013									2.2	3.2	8.2	4.6	7.3	7.3	8.3
2014	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	2.6	3.2					
2015	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.6	1.6	1.6	2.9	3.2					
2016	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	1.9	1.9	1.9	3.4	3.2					
2017	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.1	2.1	2.1	3.6	3.2					
2018	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	2.4	2.4	2.4	3.9	3.2					
2019	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	2.7	2.7	2.7	4.0	3.2					
2020	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	2.9	2.9	2.9	4.1	3.2					
2021	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	3.1	3.1	3.1	4.1	3.2					
2022	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	3.2	3.2	3.2	4.1	3.2					
2023	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	3.4	3.4	3.4	4.1	3.2					
2024	5.1	4.9	4.8	4.6	4.5	3.6	3.2	2.9	4.1	3.2					
2025	5.2	5.0	4.8	4.6	4.5	3.8	3.2	2.7	4.1	3.2					
2026	5.3	5.1	4.9	4.6	4.4	3.9	3.2	2.6	4.1	3.2					
2027	5.4	5.1	4.8	4.6	4.3	3.9	3.1	2.5	4.1	3.2					
2028~	5.4	5.1	4.8	4.5	4.2	4.0	3.1	2.3	4.1	3.2					

注：実績は、各制度の時価ベースの名目運用利回りである。

5年平均 (2009~2013)	5.4	3.7	5.0	5.3	5.4
10年平均 (2004~2013)	2.8	2.4	2.9	2.8	2.8

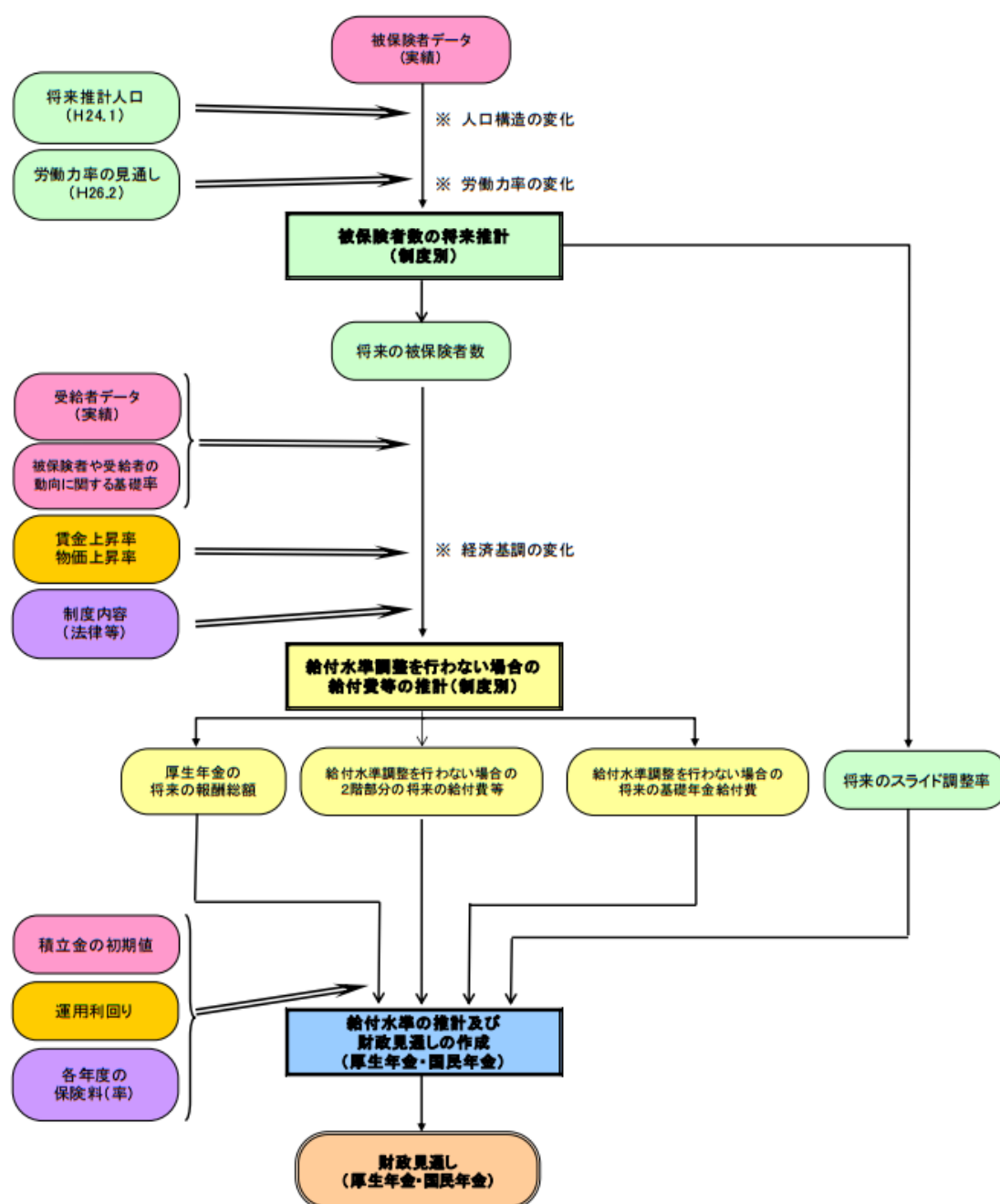
2 推計方法の適切性及び検討の十分性

(1) 推計作業の全体像

図表 4-2-1 は、財政検証における推計作業の全体像の概要を示したものである。

推計作業については、大きく分けて「被保険者数の将来推計」、「給付水準調整を行わない場合の給付費等の推計」、「給付水準の推計及び財政見通しの作成」に分けられるので、(2) 以降でそれぞれについて推計方法の検証を行う。

図表 4-2-1 財政検証推計作業の全体像（概要）



(2) 被保険者数の推計方法

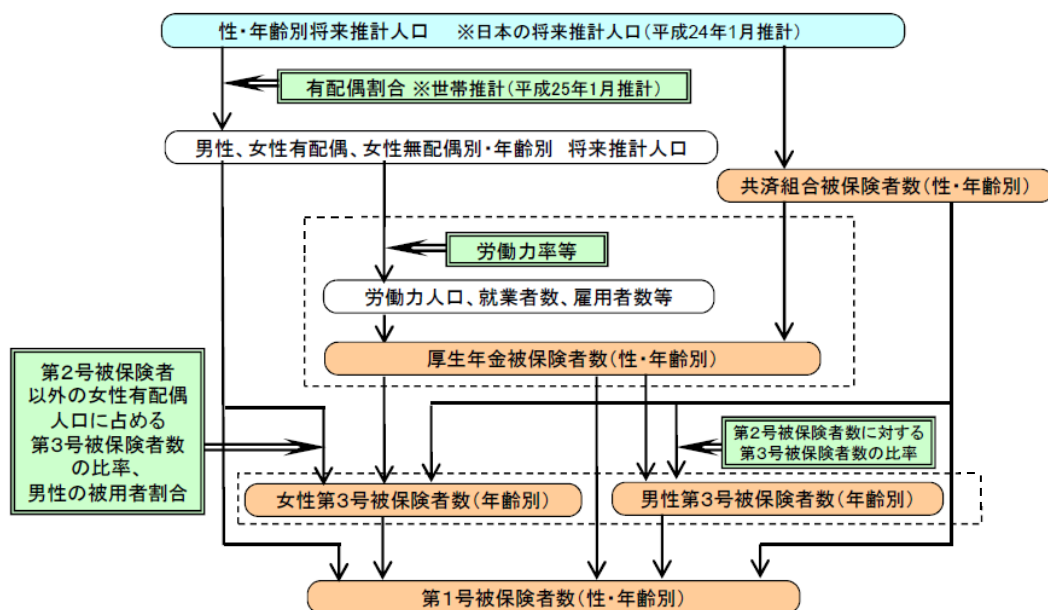
図表 4-2-2 は、公的年金被保険者数の将来推計の流れを示したものである。なお、この項で断りなく「厚生年金」というときは、被用者年金一元化前の厚生年金のことを指す。

まず、将来推計人口及び労働力率等の将来推計を基に労働力人口、就業者数及び雇業者数等を順次推計し、厚生年金被保険者数が推計される。

次に、将来推計人口、厚生年金被保険者数及び別途推計した共済年金被保険者数を基に国民年金第3号被保険者数が推計され、最後にこれらの被保険者数の合計を人口から控除することにより、第1号被保険者数が推計される。

以下では、個別の推計方法について検証を行う。

図表 4-2-2 公的年金被保険者数の将来推計の方法



① 将来推計人口（人口前提の設定）

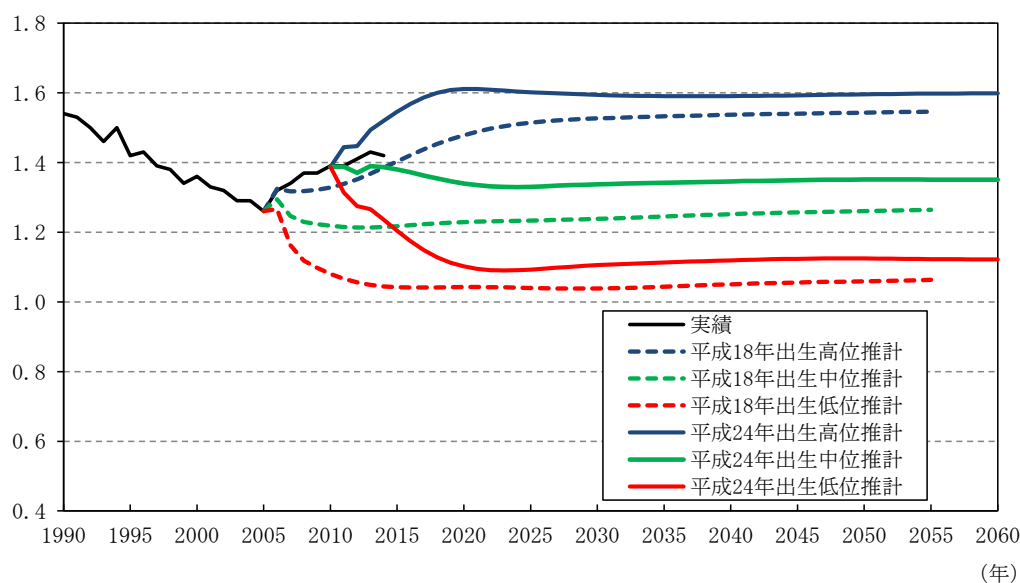
人口前提は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（以下、「平成24年推計」と略。）の推計結果を基礎にしている。

平成24年推計は、平成22年国勢調査を基準人口として、2060年までの各年の性別・年齢別人口について推計している。また、長期分析の参考とするため、2060年以降の仮定値が一定として、参考推計として、2110年までの人口を算出している。

推計方法は、人口の変動要因である出生、死亡、国際人口移動について将来の各年次において性・年齢別に仮定を設け、コーホート要因法¹⁴により将来の性別・年齢別人口を推計している。また、将来の出生及び死亡の動向については不確実性が高いことから、それぞれ高位、中位、低位の3つの仮定を設け、それらの組合せにより9通りの推計を行っている。

ここでは、平成24年推計と前回の財政検証・財政再計算の人口前提となった将来推計人口（平成18年12月推計）（以下、「平成18年推計」と略。）に関し、出生・死亡に関する状況及び推計結果から導かれる諸比率の比較を行う。

図表 4-2-3 合計特殊出生率の比較

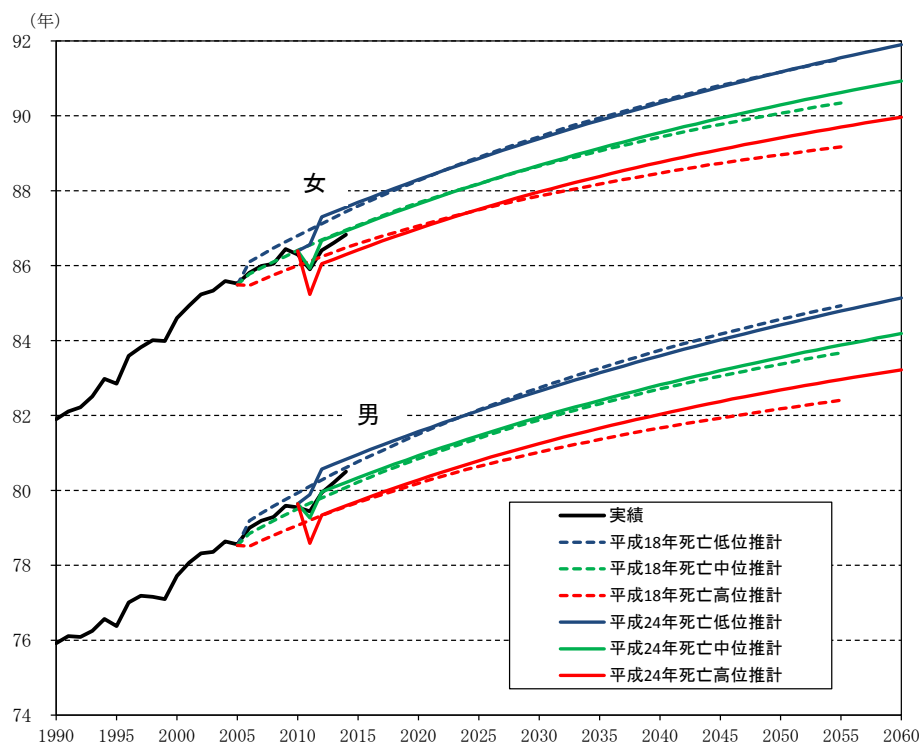


出生の仮定は、女性の出生コーホート¹⁵ごとの出生過程（完結にいたるまでの年齢別出生率）を推定することで定められる。各年の合計特殊出生率は、コーホート別の出生率を年次別の率に組み換えることで得られるが、平成24年推計と平成18年推計の推移について実績と比較したのが、図表4-2-3である。平成24年推計は、足下の実績を反映しているため、平成18年推計と比べ高い値で推移している。

¹⁴ コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因（死亡、出生及び国際人口移動）ごとに計算して将来の人口を推計する方法である。すでに生存する人口については、加齢とともに生じる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生まれる人口については再生産人口に生じる出生数、生存数、人口移動数を順次算出して求め、翌年の人口に組み入れる。

¹⁵ 同一年に出生した人口集団のこと

図表 4-2-4 平均寿命の比較



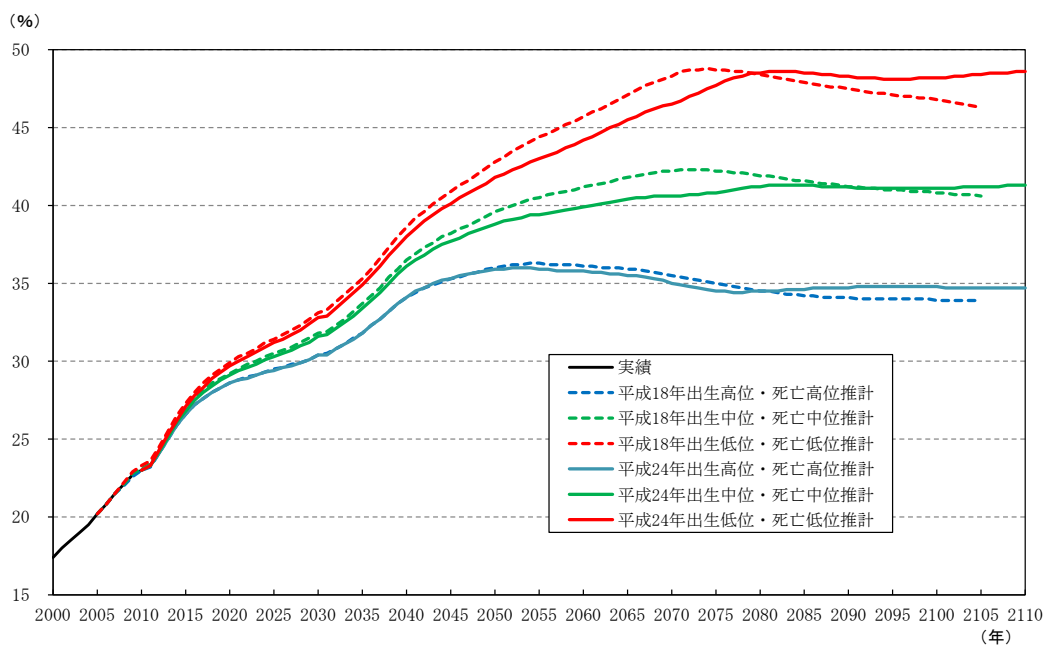
一方、将来推計人口における死亡についての状況を見るために、平均寿命（0歳平均余命）について、平成24年推計と平成18年推計を比較したものが図表4-2-4である。死亡中位推計及び死亡高位推計では、男女ともに平成18年推計よりも将来の平均寿命を高く見込んでいる。

以上の出生・死亡の状況を基にして推計される将来推計人口の見通しを平成24年推計と平成18年推計で比較するために、「65歳以上人口の対総人口比率」と「20歳以上65歳未満人口の対65歳以上人口比率」でみたのが、それぞれ図表4-2-5及び図表4-2-6である。

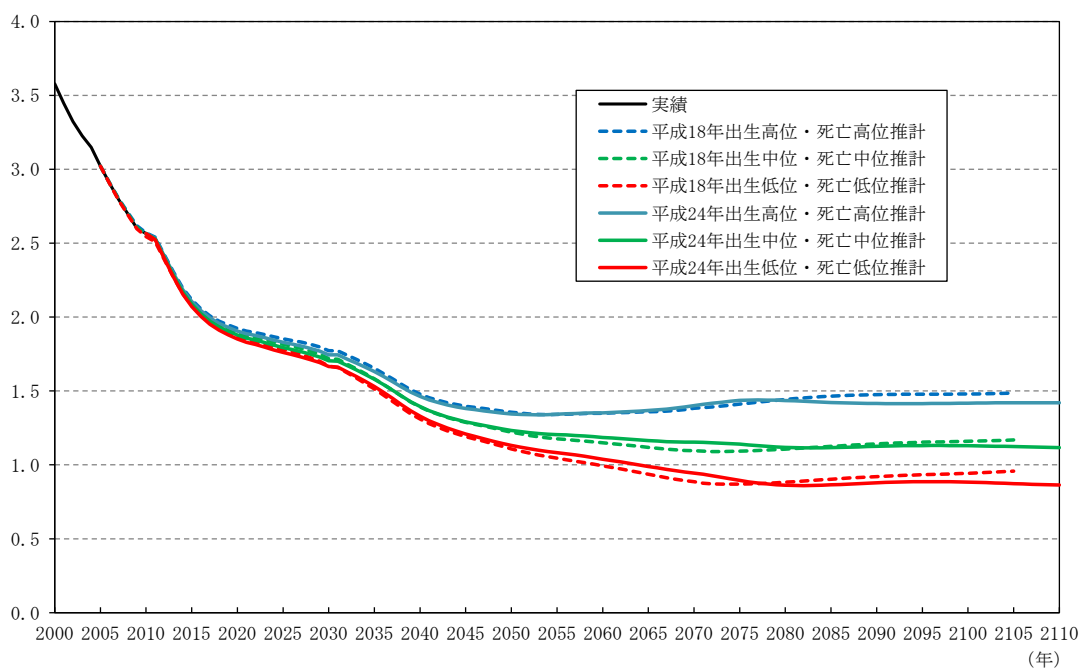
実際には、出生及び死亡についてそれぞれ低位・中位・高位の3通りの仮定が設定されているため、合計で9通りの将来推計が存在するが、ここでは、出生中位・死亡中位と、その場合から最も乖離が生じる出生高位・死亡高位及び出生低位・死亡低位の3通りの仮定を実績と併せて図示した。

2005年から2010年にかけては、2つの比率とも平成18年推計と実績の間にほとんど差はない一方、それ以降においては、2080年頃までは、平成24年推計の方が平成18年推計よりも出生の仮定値を高くみている影響等から、図表4-2-5では、65歳以上人口の対総人口比率は低く、図表4-2-6では、20歳以上65歳未満人口の対65歳以上人口比率は概して高くなっている。

図表 4-2-5 65 歳以上人口の対総人口比率



図表 4-2-6 20 歳以上 65 歳未満人口の対 65 歳以上人口比率



② 労働力率等の見通しについて

労働力率¹⁶及び就業率¹⁷の前提については、「労働力需給の推計」（2014年2月、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）（以下、「2014年推計」と略。）における、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加に係る3つのシナリオ¹⁸のうち、「労働市場への参加が進むケース」及び「労働市場への参加が進まないケース」の2ケースに準拠して設定されている。

一方、平成21年財政検証においては、同じくJILPTの「労働力需給の推計」（2008年3月）（以下、「2008年推計」と略。）における「労働市場への参加が進むケース（ケースC）」¹⁹のみを前提としていた。

年齢階級別労働力率及び就業率について、両者の将来見通し及び実績を比較したものが、それぞれ図表4-2-7及び図表4-2-8である。このうち、2014年推計の「労働市場への参加が進まないケース」では、労働力率、就業率ともに、足下である2012年の実績からほとんど変化しない。

2008年推計及び2014年推計の労働市場への参加が進むケースでは、労働力率、就業率ともに、男性では60歳以上、女性では30～50歳台で、2012年の実績から大幅に上昇することを見込んでいるが、2030年における将来推計を比較すると、男性の60歳以上では2008年推計の方が、女性の30～50歳では2014年推計の方が高い傾向となっている。

¹⁶ 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（「就業者」と「完全失業者」の合計）の割合のことである。

¹⁷ 就業率とは、15歳以上人口に占める就業者の割合のことである。

¹⁸ 具体的には、経済再生・労働参加進展シナリオ（経済成長と労働参加が適切に進むケース）、経済再生・労働参加漸進シナリオ（経済成長と労働参加が一定程度進むケース）、ゼロ成長・労働参加現状シナリオ（経済成長と労働参加が進まないケース）であり、本文中では、1番目のケースを「労働市場への参加が進むケース」、3番目のケースを「労働市場への参加が進まないケース」としている。

¹⁹ 2008年推計におけるケースC以外の仮定は、「労働市場への参加が進まないケース（ケースA）」、「労働市場への参加がやや進むケース（ケースB）」である。

図表 4-2-7 年齢階級別労働力率の実績推移と見通し

(単位:%)

性・年齢		実績				平成26年財政検証				平成21年財政検証			
						労働市場への参加 が進むケース		労働市場への参加 が進まないケース					
		1990年	2000年	2010年	2012年	2020年	2030年	2020年	2030年	2012年	2017年	2030年	
男	15～19歳	18.3	18.4	14.1	14.8	18.1	22.9	14.8	14.8	18.4	19.4	20.0	
	20～24歳	71.7	72.7	67.7	67.4	67.5	73.0	67.4	67.4	74.8	77.8	81.3	
	25～29歳	96.1	95.8	93.6	93.6	94.2	95.6	93.6	93.6	95.7	96.3	96.6	
	30～34歳	97.5	97.7	96.0	96.0	96.6	96.8	96.0	96.0	97.0	97.2	97.5	
	35～39歳	97.8	97.8	97.0	96.5	97.3	97.5	96.5	96.5	98.2	98.7	98.9	
	40～44歳	97.6	97.7	96.8	96.2	97.2	97.6	96.2	96.2	97.5	98.0	98.4	
	45～49歳	97.3	97.3	96.8	96.1	96.8	97.4	96.1	96.1	97.9	98.2	98.4	
	50～54歳	96.3	96.7	96.1	95.0	95.7	96.6	95.0	95.0	97.3	97.8	98.2	
	55～59歳	92.1	94.2	92.9	92.2	92.9	93.8	92.2	92.2	95.1	96.3	97.9	
性	60～64歳	72.9	72.6	75.8	75.4	86.0	90.9	75.4	75.4	77.6	84.8	96.6	
	65～69歳	54.1	51.1	48.7	49.0	58.0	66.7	49.0	49.0	51.0	52.5	63.9	
	女	15～19歳	17.8	16.6	15.8	14.6	16.1	16.7	14.7	14.7	19.2	20.6	21.4
		20～24歳	75.1	72.7	69.3	68.7	70.5	72.0	68.3	68.3	73.5	74.8	74.2
		25～29歳	61.4	69.9	77.1	77.6	82.1	87.5	78.3	78.3	79.4	81.2	84.5
		30～34歳	51.7	57.1	67.6	68.6	78.5	85.7	69.8	70.1	68.7	72.1	78.7
		35～39歳	62.6	61.4	66.0	67.7	75.8	84.4	69.0	69.7	67.9	71.2	76.6
		40～44歳	69.6	69.3	71.4	71.7	79.5	86.6	73.0	73.3	74.0	75.4	78.8
		45～49歳	71.7	71.8	75.4	75.7	80.9	84.5	77.3	77.4	77.1	79.2	84.8
50～54歳		65.5	68.2	72.5	73.4	80.6	85.4	74.4	74.8	74.8	77.8	84.1	
55～59歳		53.9	58.7	63.3	64.6	70.8	77.0	65.7	66.6	63.3	65.9	71.1	
性	60～64歳	39.5	39.5	45.6	45.8	49.4	55.1	46.2	47.1	41.8	43.7	47.9	
	65～69歳	27.6	25.4	27.3	28.3	30.2	34.2	28.4	28.7	26.0	27.2	30.8	
	有	15～19歳	33.3	33.3	0.0	0.0	21.8	21.8	21.8	21.8	50.0	50.0	50.0
		20～24歳	40.0	41.7	41.4	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	41.7	41.7	41.7
		25～29歳	40.6	44.1	53.0	55.5	63.4	68.9	55.5	55.5	54.6	57.1	62.7
		30～34歳	45.3	44.0	53.7	55.6	68.2	76.6	55.6	55.6	53.5	57.2	65.8
		35～39歳	59.8	55.4	57.7	60.0	68.7	78.5	60.0	60.0	58.2	61.8	67.5
		40～44歳	67.7	66.9	66.2	66.9	74.0	81.8	66.9	66.9	68.7	69.5	72.5
		45～49歳	70.1	70.1	73.2	72.4	75.0	77.6	72.4	72.4	74.4	76.1	81.9
50～54歳		63.6	66.0	70.9	71.4	75.5	79.0	71.4	71.4	71.9	74.5	80.9	
55～59歳		52.8	56.2	61.7	62.3	65.7	69.2	62.3	62.3	60.2	61.9	66.0	
配	60～64歳	39.0	37.9	43.4	43.5	47.1	49.9	43.5	43.5	38.9	40.6	43.4	
	65～69歳	29.3	25.6	26.0	26.6	29.2	31.4	26.6	26.6	24.5	25.8	28.9	
	偶	15～19歳	17.7	16.5	15.9	14.6	16.1	16.7	14.6	14.6	19.0	20.3	21.2
		20～24歳	80.2	76.7	72.1	70.7	73.1	74.8	70.7	70.7	77.4	78.8	78.1
		25～29歳	90.9	91.4	91.7	90.5	92.2	97.4	90.5	90.5	94.0	95.1	96.5
		30～34歳	86.7	89.6	91.1	89.3	92.8	97.8	89.3	89.3	92.3	94.0	96.1
		35～39歳	84.6	88.9	87.4	87.1	90.0	95.1	87.1	87.1	90.2	91.9	94.2
		40～44歳	83.9	83.9	88.1	85.8	90.9	96.0	85.8	85.8	88.5	90.3	92.8
		45～49歳	82.8	81.8	84.2	87.0	92.7	97.8	87.0	87.0	86.1	88.3	92.2
50～54歳		76.2	79.8	79.9	81.0	91.5	97.3	81.0	81.0	85.0	88.0	91.7	
55～59歳		58.4	69.4	70.2	74.4	83.9	91.1	74.4	74.4	73.8	78.6	83.5	
他	60～64歳	41.2	44.8	53.6	53.8	55.8	64.7	53.8	53.8	50.6	52.7	58.7	
	65～69歳	24.8	24.5	30.4	32.9	32.7	39.5	32.9	32.9	29.5	30.4	34.6	

図表 4-2-8 年齢階級別就業率の実績推移と見通し

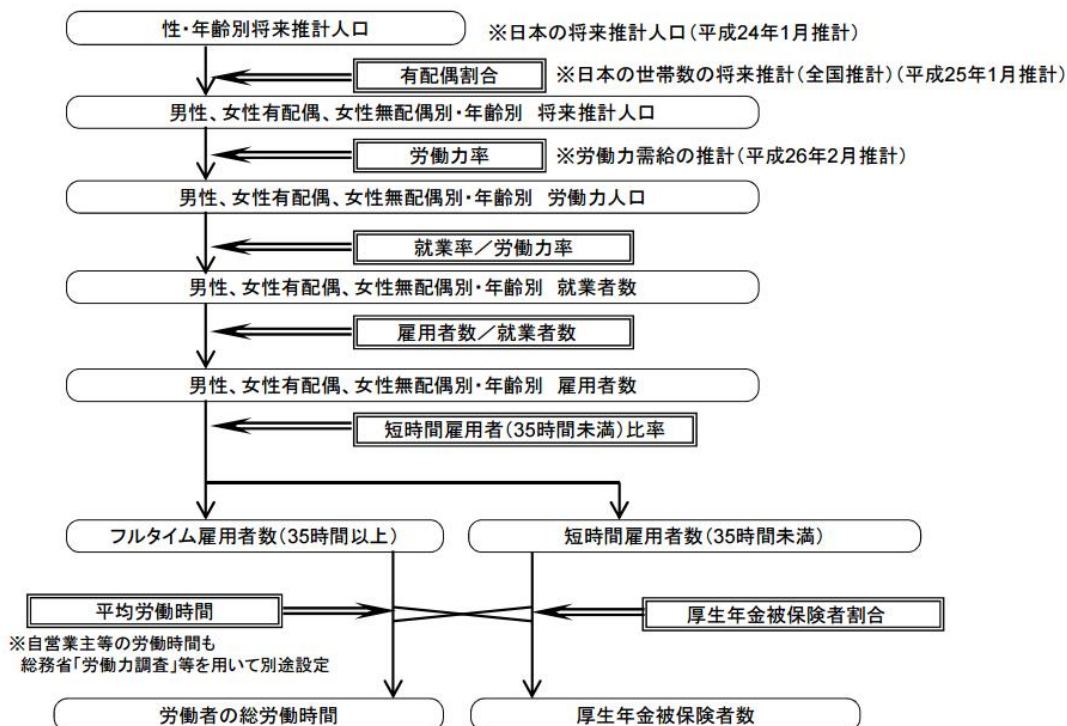
(単位:%)

性・年齢		実績				平成26年財政検証				平成21年財政検証			
						労働市場への参加 が進むケース		労働市場への参加 が進まないケース					
		1990年	2000年	2010年	2012年	2020年	2030年	2020年	2030年	2012年	2017年	2030年	
男	15～19歳	16.9	15.8	12.5	13.5	16.8	21.4	13.3	13.3	17.1	18.0	18.4	
	20～24歳	69.3	65.7	60.5	61.5	64.0	69.5	63.7	63.6	69.0	72.8	75.8	
	25～29歳	94.2	90.3	86.4	87.0	89.6	91.2	88.3	88.1	91.8	93.1	93.2	
	30～34歳	95.9	93.7	90.9	91.3	93.2	93.8	91.9	91.7	95.6	95.4	95.7	
	35～39歳	96.5	95.1	92.6	92.7	94.5	95.0	93.0	92.9	95.8	96.6	96.8	
	40～44歳	96.2	94.9	92.6	92.7	95.1	95.8	93.3	93.1	95.4	96.2	96.5	
	45～49歳	96.2	94.5	92.8	92.9	94.4	95.2	92.8	92.7	96.2	96.7	96.7	
	50～54歳	95.3	93.2	92.2	91.6	92.6	93.7	91.2	91.1	95.6	96.3	96.4	
	55～59歳	89.9	90.0	88.1	88.4	89.5	90.7	88.2	88.1	92.8	93.8	95.0	
性	60～64歳	69.2	65.1	70.3	71.3	82.1	87.1	71.0	70.8	73.7	80.6	90.9	
	65～69歳	53.2	48.6	46.5	46.9	56.1	64.7	46.7	46.6	50.0	51.4	62.7	
	女	15～19歳	16.8	15.0	14.5	13.6	15.6	16.2	13.6	13.6	17.9	19.3	20.0
		20～24歳	72.4	67.3	63.8	63.5	66.8	68.5	64.7	64.7	69.1	70.9	70.1
		25～29歳	59.1	65.0	72.5	73.3	78.1	83.4	74.0	73.9	76.4	78.4	81.0
		30～34歳	50.4	53.7	63.8	65.6	75.1	82.1	66.3	66.6	65.8	69.5	75.6
		35～39歳	61.3	58.9	62.6	64.7	72.9	81.5	66.0	66.6	65.4	69.0	74.1
		40～44歳	68.4	67.3	68.0	68.7	77.3	84.5	70.2	70.4	72.4	73.9	77.1
		45～49歳	70.6	69.8	72.9	73.0	79.3	83.1	75.1	75.1	75.7	77.9	83.3
50～54歳		64.5	66.1	70.5	71.0	78.8	83.8	72.3	72.5	73.8	76.7	82.8	
55～59歳		52.9	56.7	61.3	62.6	69.3	75.5	63.9	64.7	62.3	64.8	69.9	
性	60～64歳	39.0	37.8	43.8	44.5	48.2	53.9	44.7	45.5	41.1	42.9	47.0	
	65～69歳	27.6	25.1	26.8	27.8	29.9	33.9	27.9	28.2	26.0	27.2	30.7	
	有	15～19歳	31.4	30.1	0.0	0.0	21.1	21.2	20.2	20.2	46.5	47.0	46.8
		20～24歳	38.5	38.5	37.9	41.7	43.5	43.6	43.5	43.4	39.2	39.5	39.4
		25～29歳	39.1	41.2	50.1	52.3	60.3	65.7	52.5	52.4	52.5	55.1	60.2
		30～34歳	44.1	41.4	51.8	54.0	65.2	73.4	52.9	52.8	51.2	55.1	63.2
		35～39歳	58.5	53.1	55.6	57.9	66.1	75.8	57.4	57.3	56.0	59.9	65.3
		40～44歳	66.6	64.7	63.9	64.6	72.0	79.8	64.3	64.2	67.2	68.2	71.0
		45～49歳	69.0	68.0	71.2	70.8	73.6	76.3	70.4	70.3	73.1	74.8	80.3
50～54歳		62.6	63.9	69.3	69.7	73.9	77.5	69.4	69.3	71.0	73.4	79.6	
55～59歳		52.1	54.4	59.9	61.0	64.2	67.8	60.5	60.5	59.4	60.8	64.9	
配	60～64歳	38.4	36.2	41.8	42.5	45.9	48.8	42.1	42.0	38.3	39.9	42.6	
	65～69歳	29.3	25.4	25.6	26.1	28.8	31.2	26.1	26.1	24.5	25.8	28.9	
	偶	15～19歳	16.7	14.9	14.6	13.6	15.5	16.2	13.6	13.5	17.7	19.1	19.8
		20～24歳	77.2	71.0	66.4	65.4	69.3	71.1	67.0	67.0	72.7	74.7	73.8
		25～29歳	87.5	85.3	86.0	85.5	87.7	92.9	85.5	85.4	90.4	91.9	92.5
		30～34歳	84.5	84.2	84.0	84.0	88.8	93.7	84.9	84.8	88.3	90.6	92.3
		35～39歳	82.8	85.2	80.3	81.8	86.6	91.7	83.4	83.3	86.9	89.0	91.1
		40～44歳	82.5	81.2	81.1	80.8	88.4	93.7	82.6	82.4	86.7	88.6	90.9
		45～49歳	81.5	79.3	79.6	80.4	91.0	96.2	84.5	84.3	84.6	86.8	90.5
50～54歳		75.0	77.3	75.9	75.9	89.5	95.4	78.7	78.6	83.9	86.8	90.3	
55～59歳		57.6	67.3	67.3	69.2	82.0	89.3	72.3	72.2	72.7	77.2	82.0	
他	60～64歳	40.7	42.8	51.0	51.3	54.4	63.3	52.0	51.9	49.8	51.7	57.6	
	65～69歳	24.8	24.2	29.8	32.3	32.3	39.1	32.3	32.3	29.5	30.4	34.5	

③ 厚生年金の被保険者数の推計方法

厚生年金被保険者数の推計手順をフローチャートとして示したものが、図表 4-2-9 である。厚生年金被保険者数とともに経済前提を設定する際に用いられるマンアワーベースの労働投入量²⁰としての総労働時間を同時に推計している。

図表 4-2-9 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計手順



具体的には、

- (a) 「日本の将来推計人口」及び「日本の世帯数の将来推計」を基に男性、女性有配偶、女性無配偶別に年齢別の将来推計人口を算出する。
- (b) 「労働力需給の推計」における労働力率及び就業率を将来推計人口に順次乗じて男性、女性有配偶、女性無配偶別に年齢別の労働力人口及び就業者数を算出する。
- (c) コーホート別に将来推計した雇用者比率²¹を就業者数に乗じて、男性、女性有配偶、女性無配偶別に年齢別雇用者数を算出する。

²⁰ 図表 4-1-15 の労働投入量の欄の記載を参照。

²¹ 就業者に占める雇用者の割合。

- (d) 雇用者数及び短時間雇用者割合²²を用いてフルタイム雇用者数（週間就業時間 35 時間以上）及び短時間雇用者数（35 時間未満）を算出する。
- (e) フルタイム雇用者数及び短時間労働者数それぞれについて厚生年金被保険者割合²³を乗じて、厚生年金被保険者数を推計する。

という流れになっている。

なお、ここで推計したものは、被用者年金一元化前の厚生年金被保険者数であり、被用者年金一元化後の厚生年金被保険者数は、後述する④の共済年金の被保険者数と合計することで得られる。また、2016年4月施行の短時間労働者に対する厚生年金適用拡大の影響は、対象者数²⁴を別途推計した上で、上記で推計した厚生年金被保険者数に加算し、併せて第1号及び第3号被保険者数を減じることで推計を行っている。

マンアワーベースの労働投入量としての総労働時間については、「労働市場への参加が進むケース」、「労働市場への参加が進まないケース」それぞれについてフルタイム雇用者と短時間労働者の平均労働時間を設定して推計している。なお、就業者のうち雇用者でない者（自営業主等）の平均労働時間については、労働力調査における自営業主と家族従業者の平均就業時間を加重平均したものに基づいて別途設定している。

④ 共済年金の被保険者数の推計方法

国共済及び地共済の被保険者数（組合員数）の将来見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所における「将来推計人口（平成24年1月推計）」を基礎に、各共済の組合員数の総人口に対する割合が、2012年度末での割合のまま変化しないものとして推計が行われている。前回の平成21年財政再計算においては、将来推計人口の生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）に対する割合が一定であるものとして、将来の被保険者数

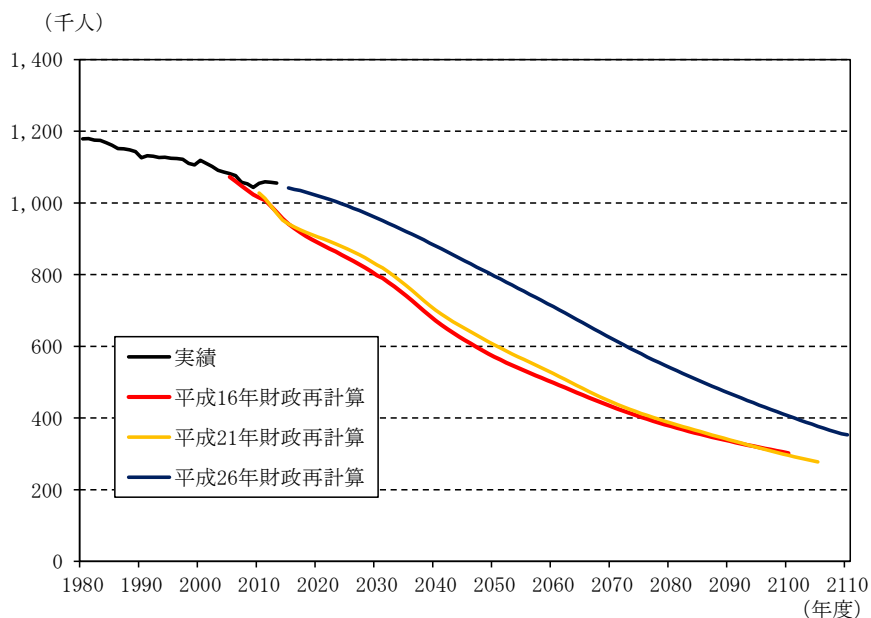
²² 雇用者に占める短時間労働者の割合。労働力需給の推計の前提に基づき、「労働市場への参加が進むケース」では、足下の2012年から2030年にかけて、当該比率が上昇し、2030年以降は一定になることを見込んでいる。「労働市場への参加が進まないケース」では、足下から変化せず一定と見込んでいる。

²³ 雇用者に占める厚生年金被保険者の割合であり、性、年齢にはよらず設定している。フルタイム就業者は統計に基づいて、95.5%と設定し、将来にわたって一定としている。短時間雇用者については、「労働市場への参加が進むケース」では、短時間雇用者の平均労働時間の伸びに伴う厚生年金被保険者割合の増加を織り込んで、33.2%（2012年）から55.3%（2030年）に高まると見込んでいる。「労働市場への参加が進まないケース」では、足下から変化せず一定としている。

²⁴ 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成23年）の特別集計結果等を基に、2016年4月に適用拡大によって新たに厚生年金被保険者となる者を推計し、将来に向けては、週就業時間が20～30時間の雇用者数の将来推移に連動するように対象者数を推計している。

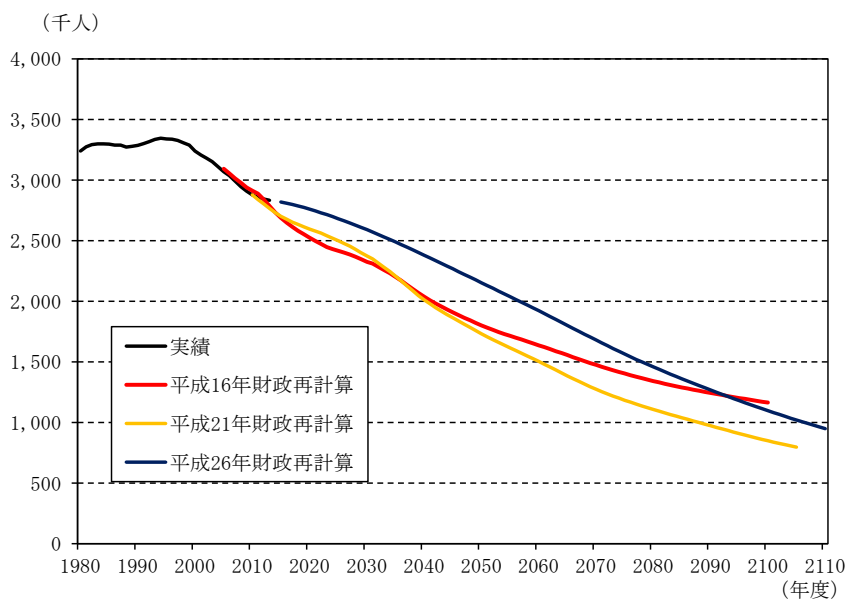
を見込んでいたが、それよりも減少の程度が低くなっている（図表 4-2-10 及び図表 4-2-11）。

図表 4-2-10 国共済の被保険者数の将来見通し



年度	実績	平成26年財政再計算			平成21年 財政再計算	平成16年 財政再計算
		被保険者数	総人口 比率	生産年齢 人口比率		
	千人	千人	%	%	千人	千人
1980	1,179		1.01	1.49		
1985	1,161		0.96	1.41		
1990	1,126		0.91	1.31		
1995	1,125		0.90	1.29		
2000	1,119		0.88	1.30		
2005	1,082		0.85	1.28		1,073
2010	1,055		0.82	1.29	1,028	1,015
2015		1,042	0.82	1.36	942	942
2020		1,020	0.82	1.39	905	889
2025		992	0.82	1.40	872	847
2030		958	0.82	1.41	827	798
2035		920	0.82	1.45	770	741
2040		880	0.82	1.52	701	672
2045		838	0.82	1.57	650	617
2050		796	0.82	1.59	604	571
2055		754	0.82	1.60	563	533
2060		711	0.82	1.61	524	498
2065		666	0.82	1.62	483	464
2070		621	0.82	1.63	445	431
2075		579	0.82	1.64	413	402
2080		539	0.82	1.65	386	377
2085		503	0.82	1.65	362	355
2090		469	0.82	1.64	339	336
2095		436	0.82	1.64	317	318
2100		406	0.82	1.64	296	302
2105		377	0.82	1.64	277	
2110		353	0.82	1.66		

図表 4-2-11 地共済の被保険者数の将来見通し



年度	実績	平成26年財政再計算			平成21年 財政再計算	平成16年 財政再計算
		被保険者数	総人口 比率	生産年齢 人口比率		
	千人	千人	%	%	千人	千人
1980	3,239		2.77	4.11		
1985	3,295		2.72	3.99		
1990	3,286		2.66	3.81		
1995	3,339		2.66	3.83		
2000	3,239		2.55	3.75		
2005	3,069		2.40	3.64		3,092
2010	2,878		2.25	3.52	2,877	2,912
2015		2,818	2.23	3.67	2,700	2,688
2020		2,759	2.22	3.76	2,595	2,525
2025		2,681	2.22	3.78	2,500	2,416
2030		2,590	2.22	3.82	2,373	2,324
2035		2,489	2.22	3.92	2,208	2,201
2040		2,380	2.22	4.11	2,012	2,037
2045		2,267	2.22	4.23	1,863	1,908
2050		2,152	2.22	4.30	1,732	1,800
2055		2,038	2.22	4.33	1,616	1,714
2060		1,922	2.22	4.35	1,503	1,637
2065		1,801	2.21	4.38	1,385	1,556
2070		1,680	2.21	4.40	1,275	1,475
2075		1,565	2.21	4.43	1,184	1,403
2080		1,458	2.21	4.46	1,107	1,342
2085		1,360	2.21	4.46	1,039	1,289
2090		1,268	2.21	4.44	973	1,243
2095		1,180	2.21	4.43	908	1,202
2100		1,097	2.21	4.44	849	1,164
2105		1,020	2.21	4.45	796	
2110		948	2.21	4.46		

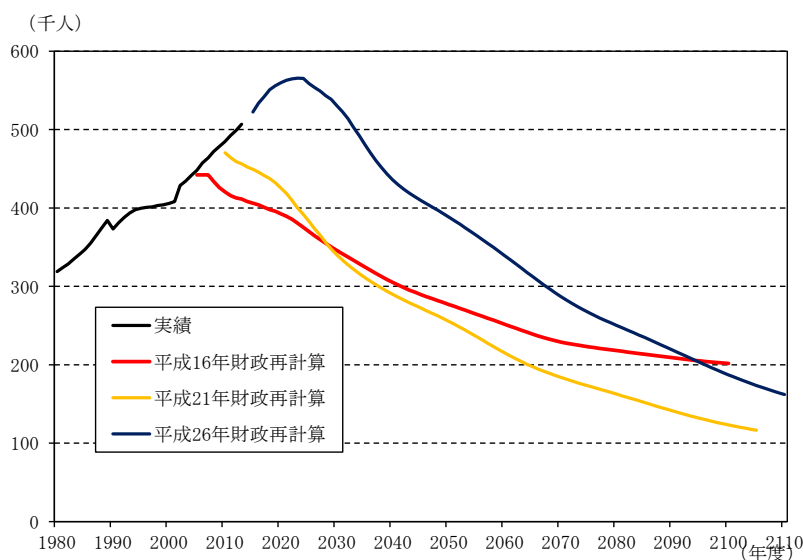
私学共済については、2014年度から2024年度までは、学種別²⁵（小学校、中学校等の種別）加入者数の過去の実績の動向を踏まえた推計を行い、2025年度以降については、各学種別の加入者数が対応する学齢対象人口²⁶に比例するものとして、将来推計人口に基

²⁵ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、各種学校、専修学校、私学事業団の11の学種に分けて推計を行っている。

²⁶ 大学は18～21歳、短期大学及び専修学校は18～19歳、高等専門学校及び各種学校は15～19歳、高等学校は15～17歳、中学校は12～14歳、小学校は6～11歳、幼稚園は3～5歳、特別支援学校は3～21歳の人口を各学種に対応する学齢対象人口としている。

づいて推計を行っている。一方、前回は、足下から将来の学齢人口の推移に応じて、加入者数が減少すると見込んでいた。その結果、前回までの財政再計算における推計結果とは異なり、今回は、2023年度までは増加するが、2024年度以降は減少するという推計結果となっている（図表4-2-12）。

図表4-2-12 私学共済の被保険者数の将来見通し



年度	実績	平成26年財政再計算			平成21年 財政再計算	平成16年 財政再計算
		被保険者数	総人口 比率	生産年齢 人口比率		
	千人	千人	%	%	千人	千人
1980	319		0.27	0.40		
1985	347		0.29	0.42		
1990	373		0.30	0.43		
1995	400		0.32	0.46		
2000	406		0.32	0.47		
2005	448		0.35	0.53		442
2010	485		0.38	0.59	471	420
2015		522	0.41	0.68	449	406
2020		560	0.45	0.76	425	393
2025		559	0.46	0.79	383	370
2030		531	0.45	0.78	340	346
2035		481	0.43	0.76	311	325
2040		436	0.41	0.75	290	305
2045		410	0.40	0.77	272	290
2050		388	0.40	0.78	255	277
2055		365	0.40	0.77	236	264
2060		339	0.39	0.77	215	252
2065		312	0.38	0.76	198	239
2070		287	0.38	0.75	184	229
2075		267	0.38	0.75	173	223
2080		250	0.38	0.77	163	218
2085		235	0.38	0.77	152	214
2090		219	0.38	0.77	141	209
2095		203	0.38	0.76	131	205
2100		187	0.38	0.76	123	202
2105		174	0.38	0.76	116	
2110		162	0.38	0.76		

⑤ 第3号被保険者数の推計方法

第3号被保険者数は、女性については、被用者年金被保険者を除く女性有配偶者に対する女性の第3号被保険者数の比率を実績統計から年齢別に作成し、この比率が男性の

総人口に対する被用者年金被保険者数の割合の上昇に応じて高まるものとみて将来推計をしている。

男性については、実績統計から年齢別に女性有配偶者の第2号被保険者に対する男性の第3号被保険者の比率を作成し、この比率が将来にわたり一定であるとして推計している。

⑥ 第1号被保険者数の推計方法

第1号被保険者数については、人口から被用者年金被保険者数と第3号被保険者数を控除することにより推計している。また、60歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性別・年齢別にみた総人口に対する比率を算出し、それらが将来にわたって一定であると仮定して推計している。

⑦ 被保険者数の将来推計の制度間比較

ここでは、各制度の被保険者数の推計結果の制度間比較を行う。将来推計人口の前提が出生中位・死亡中位の場合でも、②で説明した労働力率等に係る2通りの将来推計の前提（「労働市場への参加が進むケース」及び「労働市場への参加が進まないケース」）に応じ、厚生年金や国民年金の被保険者数には2通りの将来推計²⁷がある。

図表4-2-13及び図表4-2-14は「労働市場への参加が進むケース」について、図表4-2-15及び図表4-2-16は「労働市場への参加が進まないケース」について、それぞれ被保険者数の見通しの実数と指数（2015年度＝1と設定）をみたものである。なお、図表4-2-13及び図表4-2-15の「厚生年金」には、被用者年金一元化により厚生年金となる共済年金被保険者も含まれているが、図表4-2-14及び図表4-2-16では共済年金が別掲のため、上記の厚生年金と区別するために「旧厚生年金」と表している。

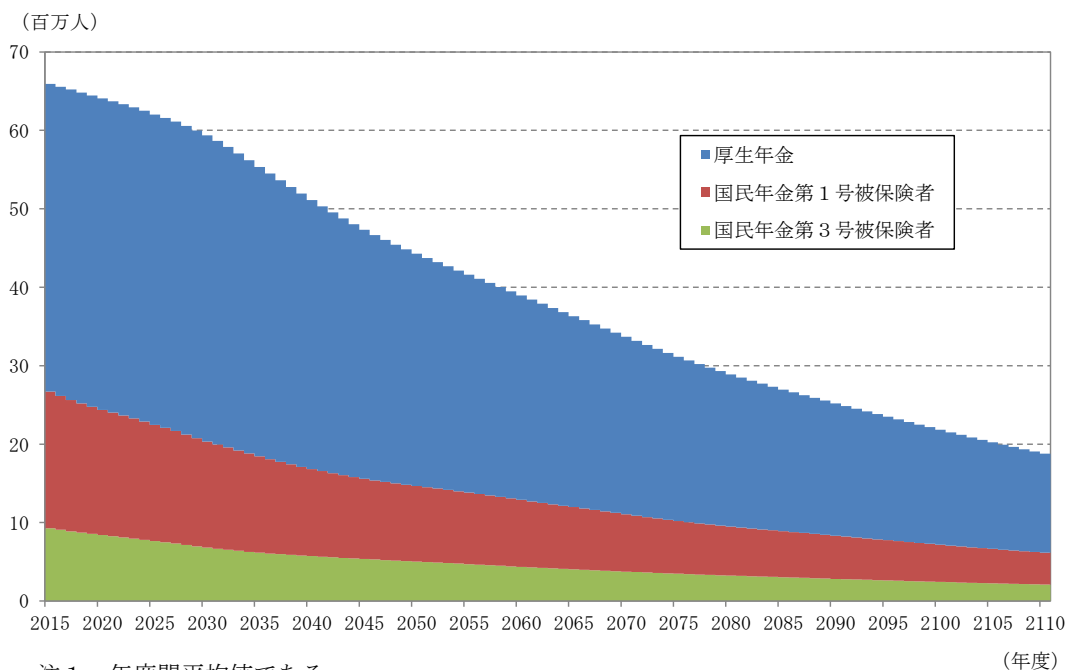
私学共済で2023年度にかけて一時的に増加することを除き、将来の総人口の減少を受けて、全制度で将来の被保険者数は減少していくと見込んでいる。旧厚生年金の被保険者数は、「労働市場への参加が進むケース」の方が減少の程度が少ないが、国民年金の第1号被保険者数及び第3号被保険者数は逆に「労働市場への参加が進むケース」の方が減少の程度が大きくなっている。共済年金は、「労働市場への参加が進むケース」の旧厚生年金と同程度の減少を見込んでおり、特に、国共済と地共済は同じ手法により被保険

²⁷ 人口前提は出生中位、死亡中位としている。また、共済年金の被保険者数については、労働力率の見直しを用いていないことから、将来推計は1通りである。

者数（組合員数）を推計していることから、指数で見た場合の推移は全く同じである（図表 4-2-14 及び図表 4-2-16）。

図表 4-2-13 被保険者数の見通し

（出生中位、死亡中位、労働市場への参加が進むケース）

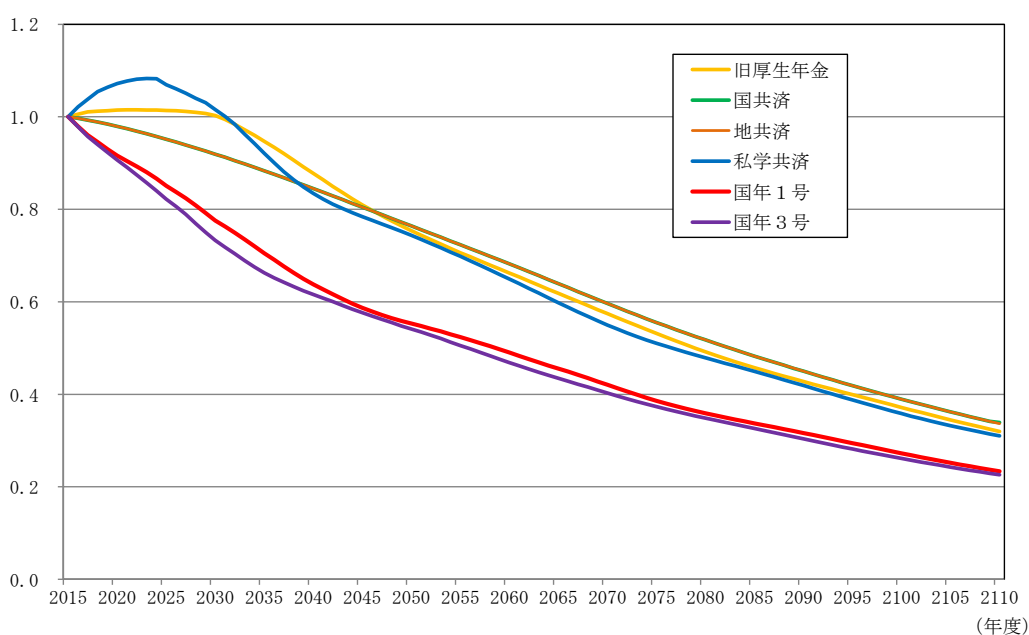


注1：年度間平均値である。

注2：厚生年金には、共済年金の被保険者も含まれる。

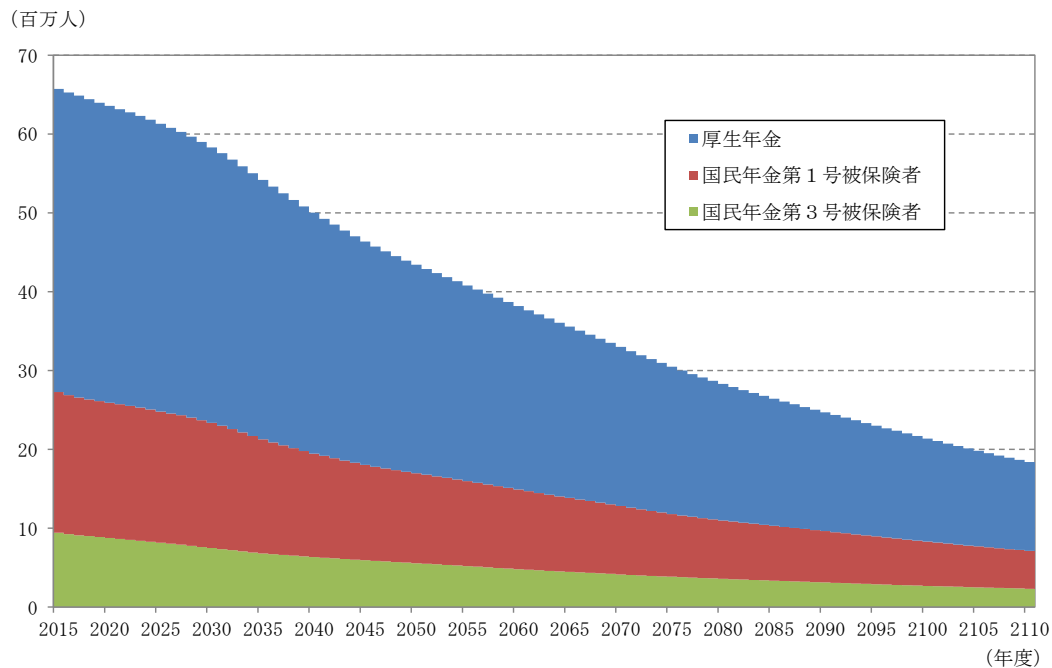
図表 4-2-14 被保険者数の見通し（2015年度＝1とした場合の指数）

（出生中位、死亡中位、労働市場への参加が進むケース）



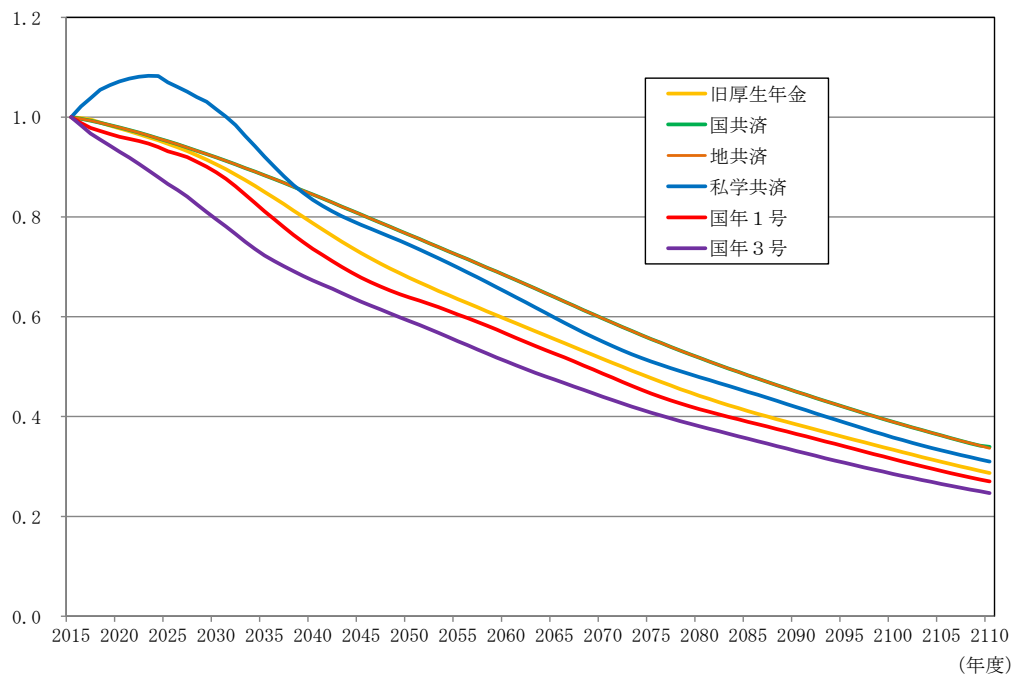
注：旧厚生年金、国年1号及び3号は年度間平均値であり、国共済、地共済及び私学共済は年度末値である。

図表 4-2-15 被保険者数の見通し
 (出生中位、死亡中位、労働市場への参加が進まないケース)



注1：年度間平均値である。
 注2：厚生年金には、共済年金の被保険者も含まれる。

図表 4-2-16 被保険者数の見通し (2015年度=1とした場合の指数)
 (出生中位、死亡中位、労働市場への参加が進まないケース)



注：旧厚生年金、国年1号及び3号は年度間平均値であり、国共済、地共済及び私学共済は年度末値である。

(3) 給付水準調整前の年金総額の推計方法

以下では、主として厚生年金の場合を説明する。

① 新規加入者数、脱退者数の推計

被保険者種別別・年齢別・被保険者期間別に、前年度末被保険者数と脱退力から脱退者数を求め、前年度末被保険者数から脱退者数を除いた者の数を当年度末残存被保険者数（前年度末から引き続き被保険者であった者の数）とする。次に、(2)で推計した当年度末被保険者数と残存被保険者数との差は、新規加入者数と再加入者数の合計に相当するものとして、これを再加入率により新規加入者数と再加入者数に振り分けて推計している。

なお、共済及び国民年金については、再加入者を見込んでおらず、被保険者数と残存被保険者数の差がすべて新規加入者であるとしている。

② 待期者数の推計

被保険者種別別・年齢別・被保険者期間別に、前年度末待期者数と死亡率から年度末まで生存している者の数を求め、再加入者数を控除し、生存脱退者数を加えることにより年度末の待期者数を推計している。

③ 被保険者期間・報酬累計の推計

ア 被保険者期間

年度末被保険者の当該年度に係る被保険者期間は被保険者種別別・年齢別・被保険者期間別に、残存被保険者については1人当たり1年間、再加入者及び新規加入者については1人当たり半年間加入したとみなして推計している。

なお、国民年金については、被保険者期間だけではなく保険料全額納付期間及び免除期間等も被保険者と待期者それぞれについて推計している。

年度末待期者の場合には、当該年度中の生存脱退者のみ1人当たり半年間加入したとみなして推計している。

イ 報酬年額

年度末被保険者の当該年度に係る年度末報酬年額は、被保険者種別別・年齢別・被保険者期間別に、残存被保険者については、前年度末の報酬年額に標準報酬指数の伸

び率及び賃金上昇率²⁸を乗じて推計し、当年度中加入者（新規加入者及び再加入者）については、別途基礎数の設定によって推計している。

ウ 報酬累計

被保険者及び待期者が受給者になったときの報酬比例部分の年金額算定の基礎となる報酬累計は、残存被保険者については、前年度末報酬年額に賃金上昇率を乗じたものと当年度末報酬年額との和半、当年度中加入者については、加入時報酬年額の1/2、当年度中生存脱退者については、前年度末報酬年額に賃金上昇率を乗じたものの1/2として算定した額に賃金や物価に係るスライド率を乗じつつ累積していくことで推計している。

④ 新規裁定年金の推計

ア 老齢年金の新規裁定

新規裁定者数は、被保険者種別別・年齢別・被保険者期間別に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定し、さらに、繰上げ受給を考慮し、在職者については、繰上請求率×被保険者数で、退職者については、繰上請求率×待期者数で推計している。

また、新規裁定年金額は、報酬比例部分については、被保険者種別別・年齢別・被保険者期間別に報酬累計に給付乗率を乗じることにより、また、定額部分（基礎年金部分を含む。）については、被保険者期間に定額単価を乗じることにより推計している。

イ 障害年金の新規裁定

障害年金の新規裁定者数は、年央被保険者数×障害年金発生力により推計している。障害年金の新規裁定年金額についても老齢年金と同様に報酬比例部分及び厚生年金の障害脱退者から発生する基礎年金給付費を個別に推計している。

なお、国民年金の20歳前障害基礎年金の新規裁定者数は、被保険者でなくても発生するため、総人口×20歳前障害年金発生割合としている。

ウ 遺族年金の新規裁定

遺族年金の新規裁定者数は、被保険者数、待期者数、老齢年金受給者数及び障害年金受給者数に死亡率（または失権率）と有遺族率を乗じて推計している。なお、受給者の年齢は死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。遺族年金の新規裁定

²⁸ 厚生年金については、男女間の賃金水準の差が過去（2005年度から2012年度まで）の傾向で2030年度まで縮小（すなわち、男女間の賃金格差が約15%解消）するものとして、性別に賃金上昇率を設定している。

年金額についても老齢年金と同様に報酬比例部分と厚生年金加入期間に係る遺族基礎年金給付費を個別に推計している。

⑤ 受給者数・年金額の推計

ア 受給者数

当年度末受給者数は、

前年度末受給者数×(1－失権率)＋当年度新規裁定者数
で計算している。

イ 年金額

当年度末年金額は、

前年度末年金額×(1－失権率)×年金改定率＋新規裁定年金額
として推計している。

(4) 給付水準調整期間の推計方法及び財政見通しの作成

① 給付水準調整後年金額

被保険者種別別・年齢別に、(3)で推計した年度末年金額に、マクロ経済スライドによる2014年度分からある年度まで(ただし、当該年度までの調整率が限度)の給付水準調整率を乗じて、給付水準調整後年金額を推計する。

② 給付水準調整後の給付費等

年金の支給月を考慮し、被保険者種別別・年齢別に、前年度末の給付水準調整後年金額の2か月分及び当年度末の給付水準調整後年金額の10か月分の加重平均により給付水準調整後の給付費等を推計する。

なお、国民年金の給付費等においても同様である。

③ 基礎年金部分の給付水準調整期間

国民年金における給付水準調整後給付費等による財政見通しにおいて、財政均衡期間の終了年度である2110年度の積立度合が1、すなわち、2109年度末(=2110年度初)の積立金が2110年度の支出に一致する水準となるように基礎年金部分の給付水準調整期間を推計する。

2014年度からの給付水準調整期間を1年ずつ延長させていったときに、2110年度の積立度合が1を初めて超えるときの調整期間最終年度を給付水準調整終了年度としている。

なお、財政見通しの作成に当たり、当年度末の積立金額は

$$\text{前年度末積立金} + \text{当年度収入額} - \text{当年度支出額}$$

として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については

$$\begin{aligned} & \text{前年度積立金} \times \text{当年度運用利回り} + (\text{運用収入以外の当年度収入額} - \text{当年度支出額}) \\ & \times \text{当年度の半期運用利回り}^{29} \end{aligned}$$

として推計している。

²⁹ 運用利回りを R とするとき、半期運用利回りは $\sqrt{1+R}-1$ で計算される。

④ 報酬比例年金部分の給付水準調整期間

③により推計された給付水準調整後の基礎年金拠出金を反映して、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。推計方法は、③と同様であり、厚生年金の2110年における積立度合が1になるように、給付水準調整終了年度を推計している。給付調整後の財政見通しは③と同様にして作成される。

3 推計作業における制度間の連携について

図表 4-3-1 から図表 4-3-3 は、各共済制度の推計作業の流れを示したものである。

今回の各共済制度の財政再計算では、被用者年金一元化法により 2015 年 10 月から厚生年金制度になることを前提としており、基礎数及び基礎率³⁰や被保険者数の将来推計は各共済制度において独自に作成するものの、受給者数の推計や 1・2 階部分（厚生年金部分）の財政見通しの推計については、厚生労働省で一元的に行っている。一方で、旧職域年金部分の財政見通し等³¹は各制度で独自に推計を行っている。

なお、国共済と地共済の間では、財政単位が一元化されていることから、1・2 階部分及び旧職域年金部分とともに、必要となる基礎数、基礎率等のデータを交換して協力して作業を行い、互いに検証するなどの連携が図られている。

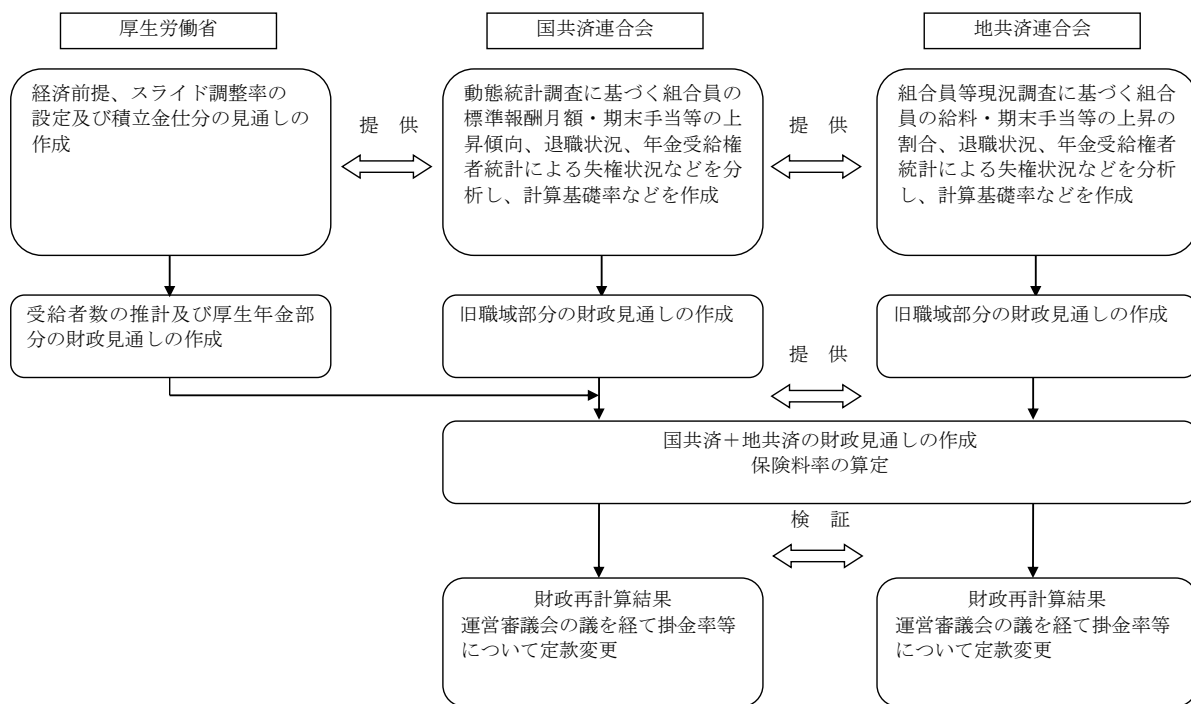
従来 of 財政検証・財政再計算では、共済組合で推計した各共済制度に属する 3 号被保険者数の将来見通しと厚生労働省で実施した国民年金の財政検証で推計した 3 号被保険者数が一致しない等、年金制度全体からみたときに不整合な点があったが、今回の財政検証・財政再計算においては、厚生年金部分の財政見通しを一元的に推計することになった結果、整合性がとられるよう図られた。

³⁰ ただし、子の遺族年金失権率等の発生することがまれであり、制度間の特性による差が生じにくいと考えられるものについては、厚生年金の基礎率と同一の値に設定している。

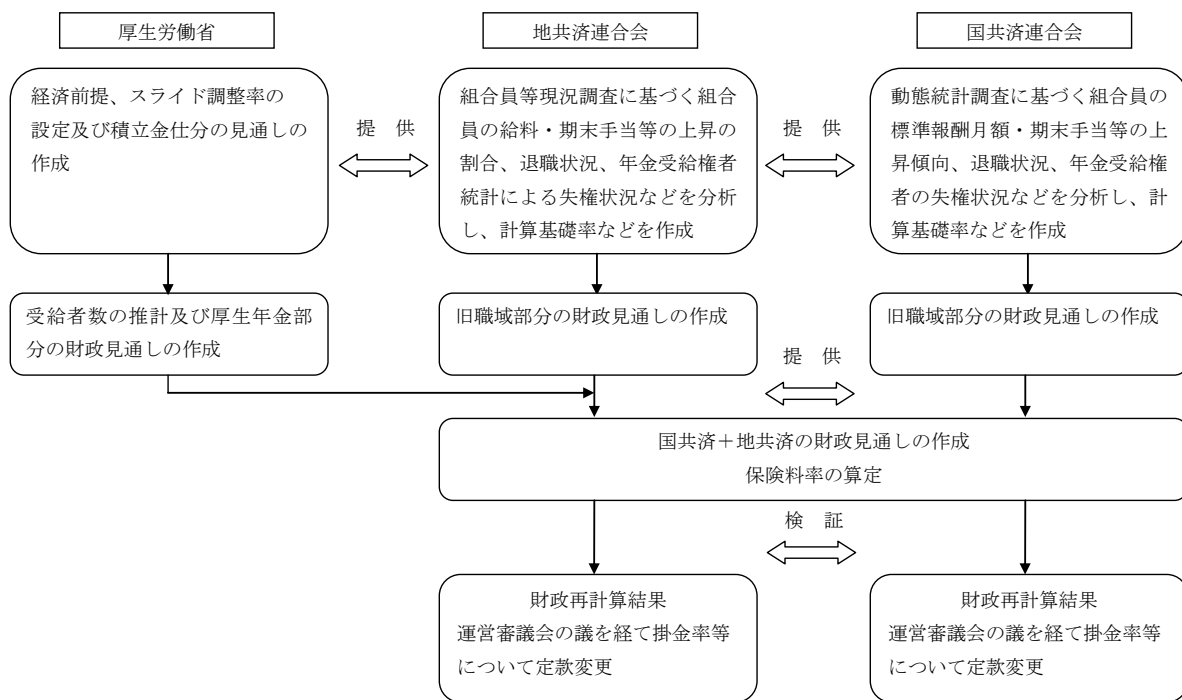
³¹ 国共済・地共済では、旧職域年金部分の財政見通しとして、国共済＋地共済の旧職域年金部分に係る運用収入を除く収支差額の現在価値合計が、経済前提のケース A から G のいずれの場合においても独自財源（仕分け後に共済に残る積立金）の額を下回っていることを確認している。

私学共済では、上記の旧職域年金部分の財政見通しの他に、保険料負担軽減額の見通しについて試算を行い、経済前提のケース A から G のいずれの場合においても、保険料負担軽減額の現在価値合計と上記収支差額の現在価値合計の和が独自財源の額を下回っていることを確認している。

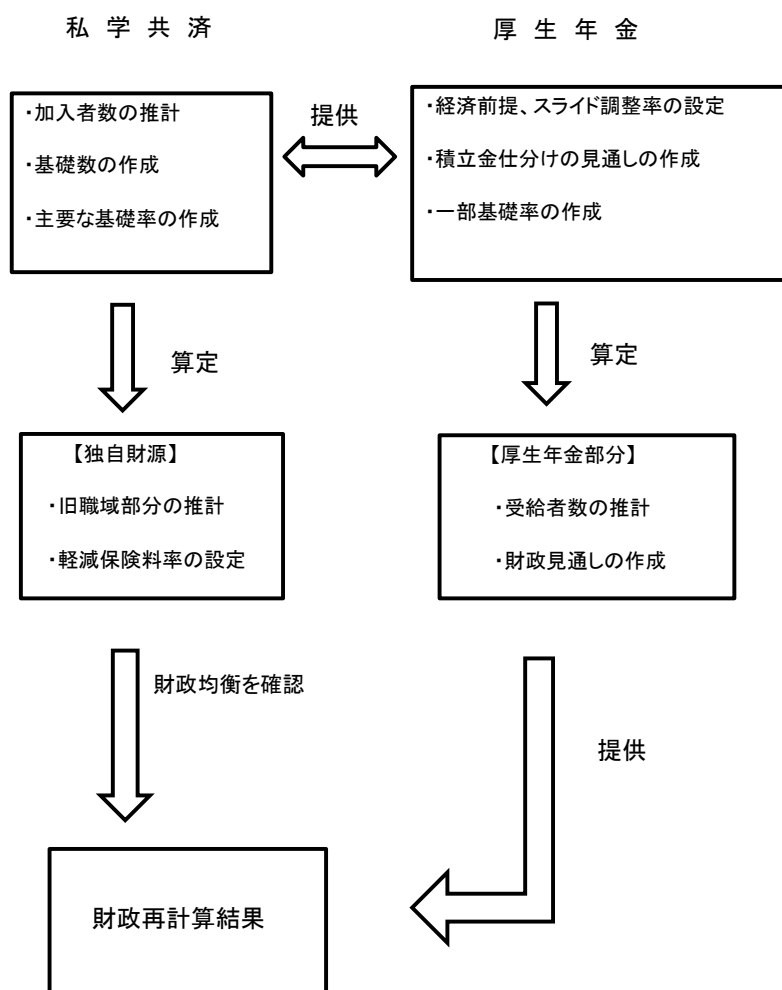
図表 4-3-1 国共済の推計作業の流れ



図表 4-3-2 地共済の推計作業の流れ



図表 4-3-3 私学共済の推計作業の流れ



第5章 推計結果の分析及び結果の示し方の適切性の分析・検証

1 推計結果の分析及び結果の示し方に対する基本的な考え方

平成26年財政検証・財政再計算における推計結果の分析及び結果の示し方に対する各制度の基本的な考え方は、図表5-1-1のとおりである。

図表 5-1-1 推計結果の分析及び結果の示し方に対する基本的な考え方

厚生 国民 年金	今回の財政検証を行うに当たっての基本的なスタンスは、幅の広い経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかを幅広く示すことで、何が年金制度にとって重要なファクターなのか、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るかなど、様々な議論のベースとなるものを提供することである。
国 共 済	今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果として、厚生年金部分及び旧職域部分について、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを確認した。 結果の示し方に対する基本的な考え方については、経済前提等、厚生年金の平成26年財政検証と同様の前提を置いていることから、厚生年金の考え方に準拠している。
地 共 済	今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果として、厚生年金部分及び旧職域部分について、それぞれが対象期間内において財政均衡が図られていることを確認した。 結果の示し方に対する基本的な考え方については、経済前提等、厚生年金の平成26年財政検証と同様の前提を置いていることから、厚生年金の考え方に準拠している。
私 学 共 済	今回の財政再計算で求められている（必要とされる）結果として、平成27年10月の積立金仕分け後の独自財源における旧職域部分及び軽減保険料については、財政均衡が図られていることを検証している。

厚生年金及び国民年金では、幅広い経済前提を設定して結果を示すことで、持続可能性や年金水準確保のための対応の可能性に係る様々な議論のベースを提供することである、としている。

また、各共済では厚生年金の考え方に準拠する、としている。

2 推計結果の分析及び結果の示し方の適切性の分析・検証

この節では厚生年金及び国民年金について、推計結果の分析及び結果の示し方の適切性の分析及び検証を行う。

(1) 複数の推計結果を並列に位置付けて示したことの考え方と既存の平成16年改正財政フレームとの関係

今回の財政検証において、複数の推計結果を並列に位置付けて示したことの考え方と既存の平成16年改正財政フレームとの関係に係る所管省の報告内容は、図表5-1-2のとおりである。

図表 5-1-2 複数の推計結果を並列に位置付けて示したことの考え方と既存の平成16年改正財政フレームとの関係

厚生年金	<p>平成16年改正では、少子高齢化が急速に進展する中、将来の現役世代の負担を過重なものとしないうために、最終的な保険料水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、給付水準を自動的に調整する仕組み（いわゆるマクロ経済スライド）が導入された。財政検証は、このような給付と負担の均衡を自動的に図る仕組みの下で、厚生年金及び国民年金の長期的な財政の健全性を定期的に検証するものである。</p> <p>財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要である。このため、財政検証にあたっては、複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要があるものである。</p> <p>このような観点から、今回の財政検証では、幅の広い8通りの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということ幅広く示すことで、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論を行うベースを提供したものである。</p>
------	--

このように、平成26年財政検証では、前節の基本的な考え方に則り、年金制度の様々な議論を行うベースが提供できるよう、幅の広い8通りの経済前提を設定して幅広い結果が示されている。このこと自体は、将来の年金財政が盤石かどうかにつき様々な可能性から検証し制度改正の議論に資していく必要性から、その意図は大いに評価できる。

しかしながら、今回当該8通りの結果は並列的に扱われていることから、このような示し方では、厚生年金保険法第34条第2項に規定するマクロ経済スライド調整の終了年度をいつとするかの判断ができないのではないかという懸念がある。このことについて、厚生労働省からは「幅の中で総合的にマクロ経済スライドの停止を考えていく話」であり「高い成長をするケースで早くとめてもいいという見通しがあったからといって、それをもって直ちにとめるというものでもない」との説明が別途なされている。しかしながら、第2章1でみたように、マクロ経済スライド調整の終了年度を定めることは財政検証の最も重要な目的の一つであり、どのようにこの目的を果たすのかという課題があると思われる。

この問題を解決するため、過去の財政検証のような基本となるケースを設定する方法の他に、当部会がかねてより提言している確率的将来見通しといった方法により確率的に最も起こり得るケースを設定することも考えられるが、いずれにせよ、今回の幅広い結果を示したことの意図を生かしつつも、財政検証の目的を確実に果たしていけるよう、結果の示し方につきさらなる発展、改善の検討を望みたい。

（2）複数の推計結果の相対的な関係の妥当性に関する分析

複数の推計結果の相対的な関係の妥当性に関する分析に係る所管省の報告内容は、図表5-1-3のとおりである。

図表 5-1-3 複数の推計結果の相対的な関係の妥当性に関する分析

厚国 生民 年年 年金	<p>給付水準調整終了後の所得代替率については、基本的に実質経済成長率が高いほど高い水準となる見通しである。しかしながら、経済再生ケースにおいて、実質経済成長率が高いケースAよりもケースCのほうが所得代替率は高い水準となっている。</p> <p>これは、公的年金においては、給付も負担も賃金に連動することから、運用利回りと賃金上昇率の差である「実質的な運用利回り」が財政に大きく影響することによるものである。</p> <p>今回の財政検証の経済前提においては、ケースA～ケースEでみれば、経済成長が高いケースになればなるほど、賃金上昇率を上回る「実質的な運用利回り」が小さくなる設定とされている。</p>
----------------------	--

このように、公的年金においては、名目運用利回りではなく実質的な運用利回りが重要であることは、これらのケースによりある程度理解はできるものの、ケースAからEの順に財政が単純に良くなる、というわけでもなく、経済前提と所得代替率等の結果との関係が複雑になっており、分かりにくくなっている。幅広い経済前提を設定し幅広く示すという基本的考え方と分かりやすさとを、どのように両立させるかについて工夫が必要と考えられる。

(3) 結果の表示方法の変更点

結果の表示方法の変更点に係る所管省の報告内容は、図表 5-1-4 のとおりである。

図表 5-1-4 結果の表示方法の変更点

厚国 生民 年年 年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の財政検証では、経済前提について中位ケースを基本ケースとし設定していたが、今回の財政検証では、幅の広い経済前提を設定した。 これにより、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということを幅広く示し、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論を行うベースを提供した。 ・ 今回の財政検証結果においては、平成36年度以降の長期の前提のうち、賃金上昇率は実質<対物価>、運用利回りは実質<対物価>およびスプレッド<対賃金>で表示している。 運用利回りについては、年金財政にとってはスプレッド<対賃金>が重要であるにもかかわらず、名目運用利回りが重要との誤解が広がっていることを考慮して、今回はこのような表示とした。 このように、経済前提の表記方法として重要性を鑑みてスプレッド<対賃金>を示すとともに、その構成要素である実質運用利回り<対物価>と賃金上昇率（実質<対物価>）を示したところである。 また、将来の年金額の見通しについても、名目表示では年金額の価値が分かりにくいことや異なる経済前提における結果の比較に当たっては実質額のほうが比較しやすいこと等から、物価で割り戻した実質額で表示している。
----------------------	---

(4) 平成 21 年財政検証からの変化の分析

平成 21 年財政検証からの変化の分析に係る所管省の報告内容は、図表 5-1-5 のとおりである。

図表 5-1-5 平成 21 年財政検証からの変化の分析

厚国 生民 年年 年金	<p>社会保障・税一体改革により、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」等が成立したことを踏まえ、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、厚生年金において産休期間中の保険料免除、遺族基礎年金の父子家庭への支給、特例水準の解消を織り込んで財政計算を行った。</p> <p>なお、受給資格期間の短縮については、財政検証においては、受給資格期間を満たさない者の状況を将来にわたって見込むことが困難であることから、保険料納付期間は全て将来の給付に反映するという前提を置いて計算を行っているため、受給資格期間の短縮により増加する給付費は予め見込んでおり、保守的な推計となっている。</p>
----------------------	---

このように、平成 26 年財政検証では、前回財政検証後に成立した、社会保障と税の一体改革による「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」等を踏まえた推計となっているが、これらによる各制度改正前後の財政影響については、分析が示されなかった。

(5) 被用者年金一元化の影響についての分析

被用者年金一元化の影響についての分析に係る所管省の報告内容は、図表 5-1-6 のとおりである。

図表 5-1-6 被用者年金一元化の影響についての分析

厚国 生民 年年 年金	<p>給付水準を測る指標である所得代替率の算出に当たっては、法律の規定に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金（2人分） ② 平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金 ③ 厚生年金男子被保険者の平均的取り賃金 <p>とすると、③に対する①と②を合算した額の比率として定義される。</p> <p>今回の財政検証においては、被用者年金の一元化が実現することとなったため、所得代替率は一元化を前提とした一元化モデルで示しており、基準となる厚生年金男子の平均賃金は共済組合に加入する男子組合員等も含めて算出される。</p> <p>従来モデル（共済組合を除く旧厚生年金（被用者年金一元化前の厚生年金）男子の平均賃金を基準として算出したもの）から一元化モデルに変更すると、基準となる賃金水準が旧厚生年金男子から、共済組合を含む厚生年金男子へ変更となるため平均取り賃金が1.3万円上昇する。この結果、②と③は上昇するが①は変化しないので、平成26年度の所得代替率は、従来モデルでみると64.1%であるが一元化モデルでみると62.7%となり見かけ上1.4%低下する。</p> <p>なお、共済組合の平均報酬は旧厚生年金よりも高いので、一元化は厚生年金の財政にプラスになる要素も持つことから、必ずしも被用者年金制度の一元化により厚生年金の財政が悪化するということではない。</p>
----------------------	---

このように、被用者年金一元化そのものは厚生年金の財政を悪化させるものではない、との定性的な説明がなされているが、その具体的な財政影響の分析は、前節のその他の制度改正同様に示されなかった。

なお、当部会では、本報告書第8章において独自に被用者年金一元化の財政影響について分析を行っている。

3 財政検証・財政再計算結果の情報公開について

財政検証・財政再計算結果に係る各制度の情報公開の状況については、図表 5-1-7、図表 5-1-8 のとおりである。

図表 5-1-7 財政検証結果の情報公開について

国 民 年 金 厚 生 年 金	<p>今回の財政検証では、平成26年6月3日に開催された社会保障審議会年金部会において、財政検証結果及びオプション試算結果として下記（1）～（4）を公表したところである。また、これと同時に厚生労働省ホームページにおいて、（1）～（4）に加えて、財政検証に係る詳細なデータとして（5）を公開した。</p> <p>その後、同月27日に開催された同部会において、生年度別に見た年金受給後の年金額の見通しなど財政検証に関する参考資料として（6）を公表した。</p> <p>今回の財政検証結果については、前述の通り、厚生労働省ホームページに詳細なデータを公開し周知を図っている。財政検証結果の詳細を解説する報告書として（7）をとりまとめ、刊行物及びホームページにより公表した。</p> <p>また、同ホームページにおいて、公的年金の仕組みや財政検証のことを分かりやすく説明するために、平成26年5月に「いっしょに検証！公的年金」を開設した。</p> <p>さらに、国民の皆様へ、年金制度についてご理解いただき、制度に関する議論が深まるように、経済財政諮問会議の有識者議員との勉強会やシンクタンク等に所属する研究員との勉強会を実施したほか、社会保険労務士等と意見交換を行う場（18回）を設け、財政検証結果等を説明し、参加者の意見を伺う等、情報発信に努めてきたところである。</p> <p>今後とも、年金財政に関する情報をできる限りわかりやすく公開していくことが必要と考えている。</p> <p>○第21回社会保障審議会年金部会（平成26年6月3日）資料 （1）（資料1-1）国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果） （2）（資料1-2）国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（詳細結果）（平成26年財政検証詳細結果（財政見通し等）） （3）（資料2-1）国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算（オプション試算結果） （4）（資料2-2）国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算（詳細結果）（オプション試算詳細結果（財政見通し等））</p> <p>○厚生労働省ホームページ掲載データ （5）財政検証詳細結果等</p> <p>○第22回社会保障審議会年金部会（平成26年6月27日）資料 （6）平成26年財政検証関連資料</p> <p>○刊行物 （7）平成26年財政検証結果レポート―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）―</p>
--	---

図表 5-1-8 財政再計算結果の情報公開について

国 共 済	<p>1 国家公務員共済組合組合員に対して</p> <p>(1) 一般組合員向け広報 全組合員を対象としたリーフレットの作成、配布 平成25年10月「共済年金の現状について」 平成26年 1月「財政再計算の方法等について」 平成26年 7月「財政再計算結果と新保険料率について」 合計3回実施</p> <p>(2) 組合員の代表者に対して</p> <p>① 年金業務懇談会 平成25年6月から平成26年6月にかけて3回開催</p> <p>② 運営審議会 運営審議会 (平成25年12月26日及び平成26年6月26日) 運営審議会懇談会 (平成26年6月12日) 合計3回開催</p> <p>2 国民一般に対して 国家公務員共済組合連合会ホームページへの掲載 平成26年6月「財政再計算結果について」 「リーフレット」については、発行毎随時ホームページに掲載し公表している。</p>
地 共 済	<p>1 組合員向け広報</p> <p>(1) 一般組合員向け広報 全組合員を対象としたリーフレットの作成、配布 平成26年 7月「財政再計算結果と新保険料率について」 ※ その他、各地方公務員共済組合が発行する広報誌（組合員を対象としたもの）に、保険料率に関する広報用の原稿を提供した。</p> <p>(2) 組合員の代表者に対して</p> <p>① 運営審議会 運営審議会 (平成26年6月26日)</p> <p>2 ホームページへの公表状況等 地方公務員共済組合連合会ホームページへの掲載 平成26年6月10日 総務省の定める算定方法 平成26年6月27日 財政再計算結果 平成26年7月29日 財政再計算結果について（連合会だより7月号記事） 掛金率及び負担金率の改定について（連合会だより7月号記事） 全組合員向けリーフレットの掲載</p>
私 学 共 済	<p>平成26年8月に私学事業団のホームページに財政再計算結果を掲載した。 財政再計算結果について、全加入者向け及び学校法人向けの広報誌に掲載し、配付するとともに、全国78会場で、私立学校の事務担当者に対する説明会を開催し、周知を図った。</p>

財政検証・財政再計算結果の情報公開については、各制度とも各種資料がホームページに公開されたり、パンフレットが作成、配付されたりしている。

しかしながら、その一方で、一般被保険者（組合員・加入者）に必ずしもこれらの理解が十分進んでいないのではないかとも思われることから、各制度においては、情報公開の方法等につき、さらに検討、努力していただきたい。

第6章 前回財政検証・財政再計算との比較

ここでは、平成26年財政検証・財政再計算の推計結果について、前回（平成21年）財政検証・財政再計算の結果¹と比較し、分析をしていく。なお、今回の財政検証・財政再計算では被用者年金一元化を踏まえた将来見通しが作成されていることから、前回財政検証・財政再計算の将来見通しと比較可能なものについて、分析をしていく。

1 被保険者数の見通しの比較

厚生年金の被保険者数の見通し²について、平成26年財政検証・財政再計算と前回財政検証・財政再計算とを比較したものが図表6-1-1である。また、国民年金の第1号被保険者数と第3号被保険者数の見通しについて、比較したものが図表6-1-2である。

図表6-1-1 厚生年金の被保険者数の見通しの比較

年度 (末)	旧厚生年金			国共済		地共済		私学共済	
	平成26年財政検証		平成21年 財政検証	平成26年 財政再計算	平成21年 財政再計算	平成26年 財政再計算	平成21年 財政再計算	平成26年 財政再計算	平成21年 財政再計算
	労働市場への参加 が進むケース	労働市場への参加 が進まないケース							
	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
2010			3,455		103		288		47
2015	3,485	3,407	3,458	104	94	282	270	52	45
2020	3,536	3,330	3,396	102	91	276	260	56	43
2025	3,533	3,226	3,323	99	87	268	250	56	38
2030	3,495	3,085	3,206	96	83	259	237	53	34
2035	3,300	2,897	2,996	92	77	249	221	48	31
2040	3,059	2,683	2,765	88	70	238	201	44	29
2045	2,822	2,479	2,553	84	65	227	186	41	27
2050	2,627	2,310	2,372	80	60	215	173	39	26
2055	2,461	2,164	2,213	75	56	204	162	36	24
2060	2,308	2,028	2,058	71	52	192	150	34	22
2065	2,155	1,891	1,902	67	48	180	138	31	20
2070	2,002	1,757	1,754	62	44	168	127	29	18
2075	1,853	1,625	1,627	58	41	156	118	27	17
2080	1,715	1,505	1,519	54	39	146	111	25	16
2085	1,595	1,401	1,423	50	36	136	104	23	15
2090	1,490	1,309	1,333	47	34	127	97	22	14
2095	1,392	1,222	1,247	44	32	118	91	20	13
2100	1,295	1,136	1,165	41	30	110	85	19	12
2105	1,201	1,054	1,092	38	28	102	80	17	12
2110	1,114	978		35		95		16	

注：旧厚生年金は年度間平均値、国共済、地共済及び私学共済は年度末の値の見通しである。

¹ 基本ケース（人口の前提を出生中位、死亡中位、経済前提を経済中位）と比較している。

² 国共済、地共済及び私学共済については、被用者年金一元化前の各制度で実施された平成21年財政再計算結果と比較している。

図表 6-1-2 国民年金の被保険者数の見通しの比較

年度	第1号被保険者			第3号被保険者		
	平成26年財政検証		平成21年 財政検証	平成26年財政検証		平成21年 財政検証
	労働市場への参加 が進むケース	労働市場への参加 が進まないケース		労働市場への参加 が進むケース	労働市場への参加 が進まないケース	
	万人	万人	万人	万人	万人	万人
2010			1,910			1,012
2015	1,742	1,785	1,718	928	942	950
2020	1,596	1,715	1,673	841	876	892
2025	1,482	1,663	1,632	763	815	833
2030	1,351	1,587	1,538	680	749	766
2035	1,228	1,448	1,386	615	680	702
2040	1,111	1,313	1,263	571	633	652
2045	1,023	1,211	1,170	535	593	604
2050	963	1,140	1,094	502	557	560
2055	912	1,079	1,028	469	519	521
2060	854	1,010	950	435	481	480
2065	794	939	869	403	446	443
2070	733	868	801	374	414	412
2075	672	796	747	346	384	385
2080	625	740	701	323	358	360
2085	587	695	659	302	335	337
2090	551	652	617	282	312	314
2095	513	607	575	262	289	294
2100	475	562	536	243	269	276
2105	439	519	504	225	249	260
2110	407	482		210	232	

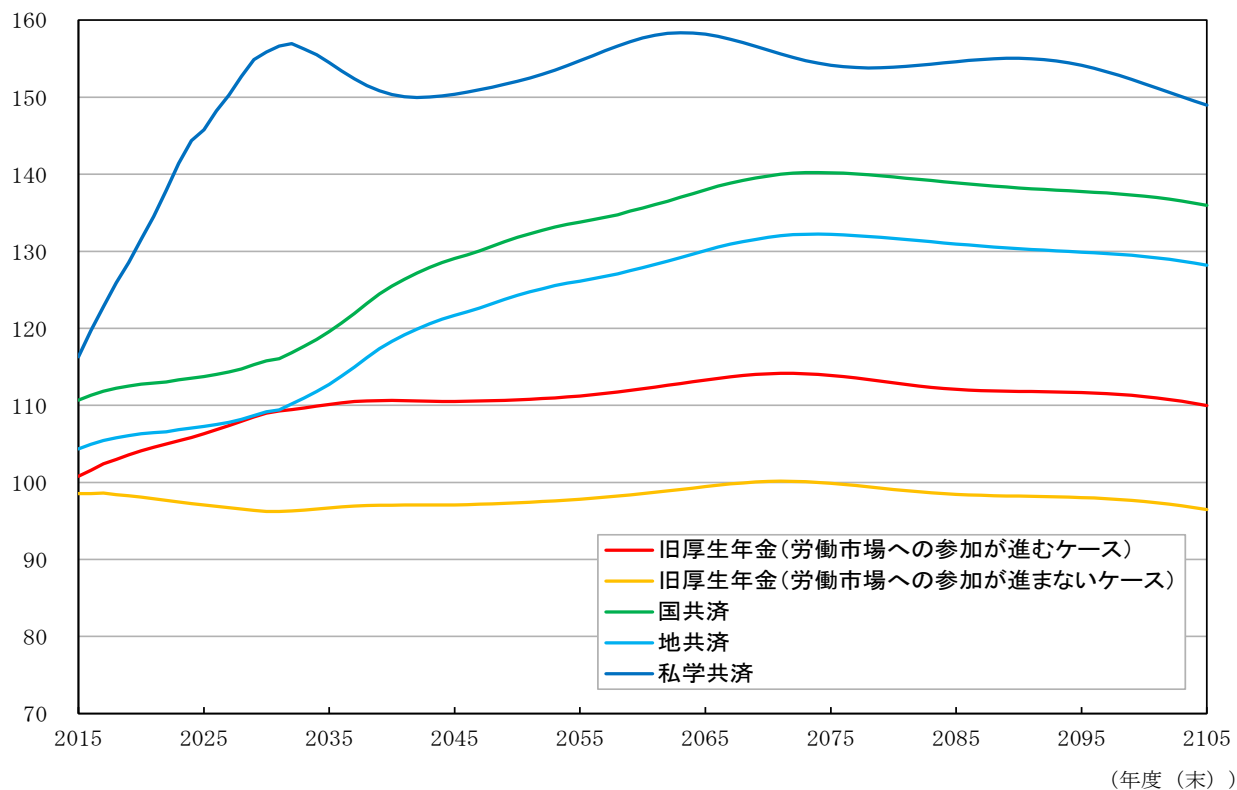
注：年度間平均値の見通しである。

また、各年度の被保険者数について、前回財政検証・財政再計算の見通しを100として、比較して図示したものが図表 6-1-3 及び図表 6-1-4 である。

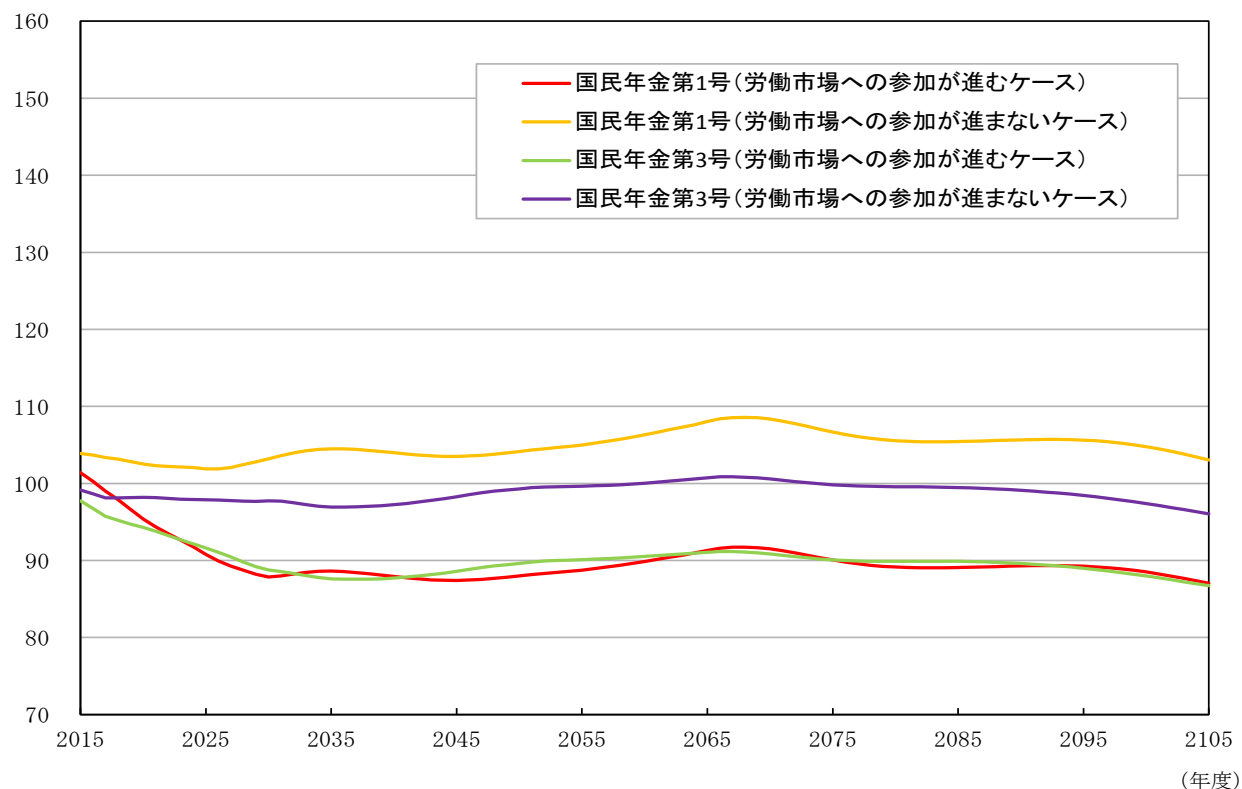
厚生年金では、労働市場への参加が進まないケースは前回財政検証の見通しを下回るが、労働市場への参加が進むケースは上回る結果となっている。国共済、地共済及び私学共済については、3共済とも前回財政再計算の見通しを上回る結果となっている³。

³ 共済年金における被保険者数の見通しの作成方法については、前回財政再計算に係る当部会の検証（ピアレビュー）時の指摘を受け変更しており、その影響があると考えられる（第9章参照）。

図表 6-1-3 厚生年金の被保険者数の見通しの比較
 (平成 21 年財政検証・財政再計算の見通しを 100 とした場合の指数)



図表 6-1-4 国民年金の被保険者数の見通しの比較
 (平成 21 年財政検証の見通しを 100 とした場合の指数)



2 標準報酬総額の見通しの比較

厚生年金の標準報酬総額の見通しについて、平成26年財政検証・財政再計算と前回財政検証・財政再計算とを比較したものが図表6-2-1である。ここでは、比較のため、平成21年財政検証・財政再計算の標準報酬総額の見通しについては、旧厚生年金と各共済制度のものを合計している。

また、各年度の標準報酬総額について、前回財政検証・財政再計算の見通しを100として比較して⁴図示したものが図表6-2-2である⁵。比較に際し参考とするため、物価上昇率及び賃金上昇率の長期的な前提の比較を図表6-2-3に示している。

標準報酬総額の見通しは、足下で少なくなっているが、これは賃金上昇率の実績が前回財政検証・財政再計算における見通しを下回ったことが要因として考えられる。一方、第1節でみたように、労働市場への参加が進むケースでは被保険者数が前回財政検証・財政再計算を上回る見通しとなっていることもあり、標準報酬総額は長期的にケースEが前回と同程度となっている。また、今回の経済前提の各ケースは、前回の経済高位及び経済低位と比べかなり幅広であることがわかる。

⁴ 基本ケースと比較している。

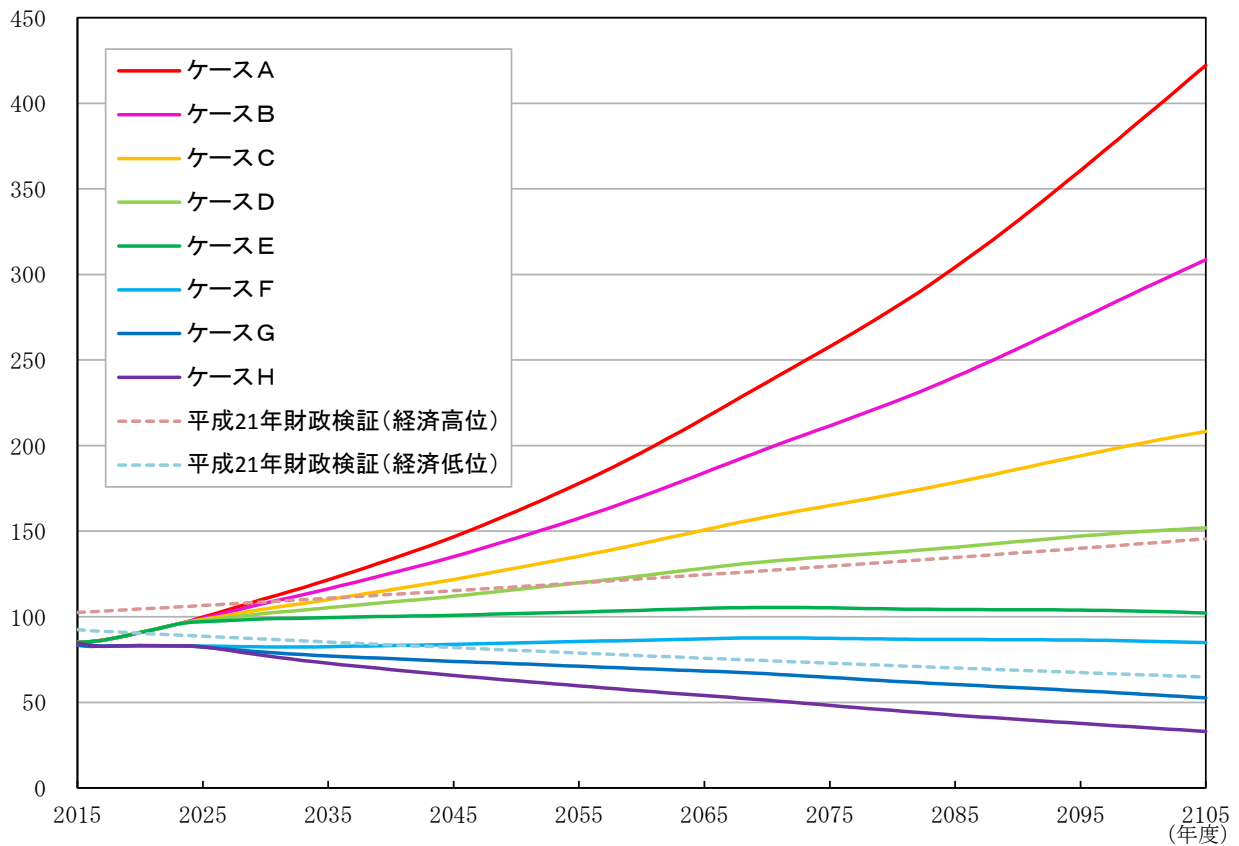
⁵ 参考のため、前回財政検証・財政再計算の経済高位及び経済低位それぞれの基本ケースとの比較も併せて示している（人口前提は出生中位、死亡中位）。

図表 6-2-1 標準報酬総額の見通しの比較

年度	ケース A	ケース B	ケース C	ケース D	ケース E	ケース F	ケース G	ケース H	平成21年 財政検証・ 財政再計算
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2014	177	177	177	177	177	176	176	176	207
2015	181	181	181	181	181	177	177	177	213
2020	215	215	215	215	215	197	197	197	237
2025	261	259	257	256	254	217	215	213	262
2030	315	307	298	290	281	234	225	217	284
2035	365	350	331	316	299	248	232	217	301
2040	420	395	364	342	315	262	237	215	315
2045	484	446	402	369	333	277	244	215	330
2050	560	506	445	401	353	294	251	215	346
2055	648	574	493	437	375	312	259	215	364
2060	749	651	546	474	397	330	266	215	382
2065	862	735	601	512	418	348	272	213	399
2070	988	826	660	551	440	365	278	211	417
2075	1,130	927	723	592	461	383	283	209	438
2080	1,296	1,043	794	638	485	403	289	207	463
2085	1,492	1,178	875	690	511	425	296	206	490
2090	1,719	1,331	966	746	540	449	304	205	519
2095	1,976	1,501	1,063	806	569	473	311	204	548
2100	2,265	1,688	1,167	868	598	497	317	202	579
2105	2,595	1,897	1,280	934	628	522	323	200	615
2110	2,976	2,134	1,406	1,006	660	549	330	198	

注 平成21年財政検証の標準報酬総額は、旧厚生年金及び各共済年金制度の標準報酬総額の見通しを合計することにより、年金数理部会において推計したものである。

図表 6-2-2 厚生年金の標準報酬総額の見通しの比較
 (平成21年財政検証・財政再計算の見通し(経済中位)を100とした場合の指数)



図表 6-2-3 物価上昇率及び名目賃金上昇率の長期的な前提の比較

	平成26年 財政検証・財政再計算 (2024年度～)		平成21年 財政検証・財政再計算 (2020年度～)				
	%		%				
物価上昇率	ケースA	2.0	〔経済高位〕	1.0			
	ケースB	1.8		1.0			
	ケースC	1.6		1.0			
	ケースD	1.4		1.0			
	ケースE	1.2	〔経済低位〕	1.0			
	ケースF	1.2		1.0			
	ケースG	0.9		1.0			
	ケースH	0.6		1.0			
賃金上昇率		実質	名目				
		%		%			
	ケースA	2.3	4.3	〔経済高位〕	1.9	2.9	
	ケースB	2.1	3.9		1.5	2.5	
	ケースC	1.8	3.4		〔経済低位〕	1.1	2.1
	ケースD	1.6	3.0			1.1	2.1
	ケースE	1.3	2.5	1.1		2.1	
	ケースF	1.3	2.5	1.1		2.1	
ケースG	1.0	1.9	1.1	2.1			
ケースH	0.7	1.3	1.1	2.1			

3 保険料収入の見通しの比較

旧厚生年金⁶の保険料収入の見通しについて、平成26年財政検証・財政再計算と前回財政検証・財政再計算とを比較したものが図表6-3-1である。また、国民年金について、比較したものが図表6-3-2である。ここでは、前回財政検証・財政再計算と比較するため、旧厚生年金と国民年金について比較している⁷。

さらに、各年度の保険料収入の見通しについて、平成21年財政検証・財政再計算の見通しを100として比較して図示したものが図表6-3-3及び図表6-3-4である⁸。

図表6-3-1 旧厚生年金の保険料収入の見通しの比較

年度	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	平成21年 財政検証
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2014	25.9	25.9	25.9	25.9	25.9	25.6	25.6	30.3
2015	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	26.3	26.3	31.7
2020	33.4	33.4	33.4	33.4	33.4	30.4	30.4	36.9
2025	40.7	40.4	40.1	39.9	39.6	33.4	33.1	40.8
2030	49.1	47.9	46.4	45.3	43.9	36.0	34.6	44.5
2035	56.8	54.4	51.4	49.2	46.5	37.9	35.4	47.0
2040	65.0	61.0	56.3	52.8	48.8	39.7	36.1	49.1
2045	74.4	68.5	61.7	56.8	51.2	41.7	36.8	51.5
2050	85.9	77.5	68.2	61.6	54.1	44.2	37.8	54.1
2055	99.4	88.1	75.7	67.0	57.5	46.9	39.0	57.0
2060	114.8	99.8	83.7	72.6	60.8	49.6	40.1	59.8
2065	131.9	112.5	92.1	78.4	64.1	52.2	40.9	62.5
2070	151.0	126.3	100.9	84.3	67.2	54.8	41.7	65.2
2075	172.5	141.5	110.4	90.4	70.4	57.3	42.4	68.5
2080	197.4	158.9	121.0	97.2	73.8	60.2	43.2	72.4
2085	227.2	179.4	133.3	105.1	77.9	63.6	44.3	76.7
2090	262.1	203.0	147.3	113.8	82.4	67.2	45.5	81.2
2095	301.7	229.2	162.4	123.1	86.9	70.9	46.6	85.8
2100	346.0	257.9	178.3	132.5	91.3	74.5	47.5	90.7
2105	396.0	289.5	195.4	142.5	95.8	78.1	48.4	96.2
2110	453.5	325.3	214.3	153.2	100.6	82.0	49.4	

⁶ 旧厚生年金について公表されているケースAからケースGまでについて比較している（この章において同じ）。

⁷ 平成21年財政再計算における国共済、地共済及び私学共済の保険料収入は、旧職域年金部分も含んだものとなっているため、単純に比較することができない。

⁸ 参考のため、前回財政検証・財政再計算の経済高位及び経済低位それぞれの基本ケースとの比較も併せて示している（人口前提は出生中位、死亡中位）。

図表 6-3-2 国民年金の保険料収入の見通しの比較

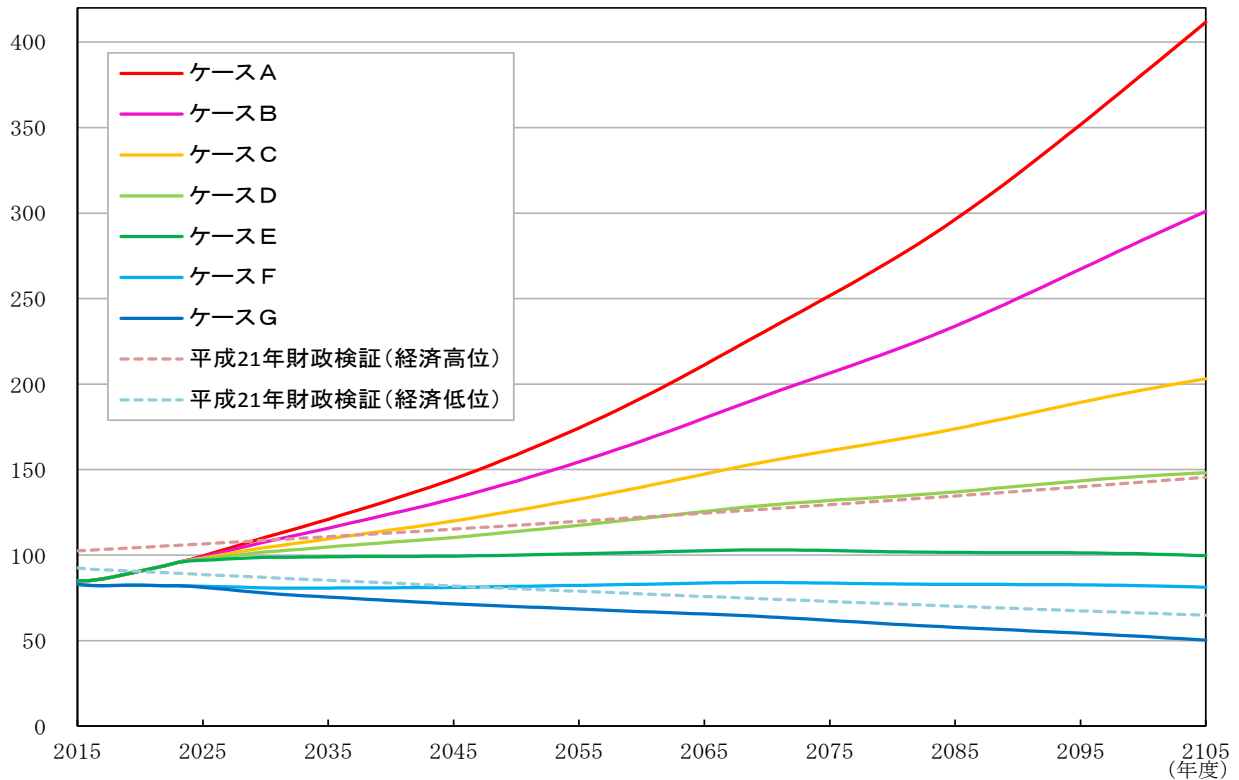
年度	ケース A	ケース B	ケース C	ケース D	ケース E	ケース F	ケース G	平成21年 財政検証
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2014	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	2.4
2015	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	2.5
2020	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	2.9
2025	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	3.2
2030	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.1	2.0	3.4
2035	2.3	2.2	2.1	2.1	2.0	2.1	2.0	3.5
2040	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	2.2	2.0	3.6
2045	2.9	2.7	2.5	2.3	2.1	2.3	2.0	3.8
2050	3.4	3.1	2.8	2.5	2.2	2.4	2.1	4.0
2055	4.0	3.5	3.1	2.8	2.4	2.6	2.2	4.2
2060	4.6	4.0	3.4	3.0	2.5	2.7	2.3	4.4
2065	5.3	4.5	3.8	3.2	2.7	2.9	2.3	4.6
2070	6.0	5.1	4.1	3.5	2.8	3.0	2.3	4.8
2075	6.8	5.6	4.4	3.7	2.9	3.1	2.4	5.1
2080	7.8	6.3	4.9	4.0	3.1	3.3	2.4	5.4
2085	9.0	7.2	5.4	4.3	3.2	3.5	2.5	5.7
2090	10.5	8.2	6.0	4.7	3.4	3.7	2.6	6.1
2095	12.0	9.2	6.6	5.1	3.6	3.9	2.6	6.4
2100	13.7	10.3	7.2	5.4	3.8	4.1	2.7	6.7
2105	15.7	11.6	7.9	5.8	4.0	4.3	2.7	7.2
2110	17.9	13.0	8.7	6.3	4.2	4.5	2.7	

旧厚生年金では、ケースEが前回と同程度の見通しとなっている。国民年金では、ケースFがケースEを上回るなど厚生年金とは異なった動向を示しているが、これは、労働市場への参加が進まないケースの方が、国民年金の被保険者数は多くなる見通しとなっていることも要因として考えられる。

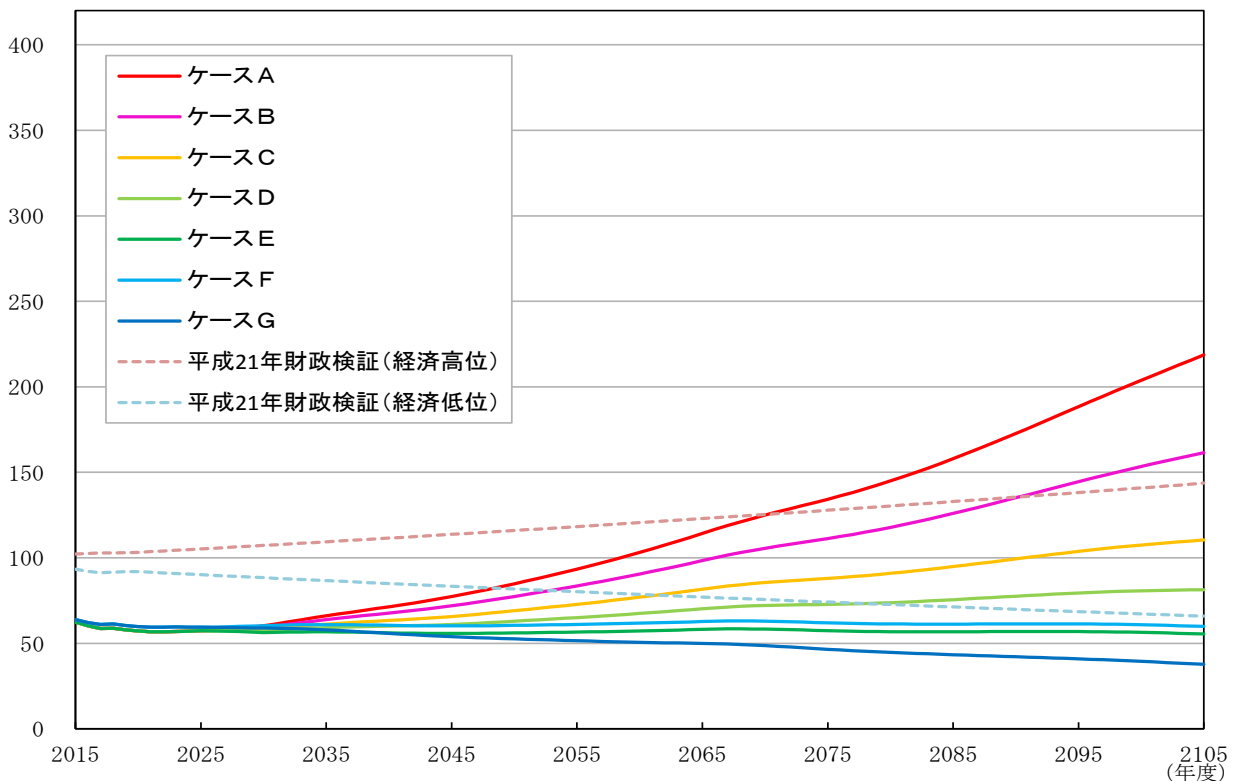
また、国民年金の保険料収入が足下で少なくなっているが、これは納付率の前提を変更したことも要因として考えられる⁹。

⁹ 国民年金の納付率の前提については、前回財政再計算における当部会の検証（ピアレビュー）時の指摘を受け変更している（第9章参照）。

図表 6-3-3 旧厚生年金の保険料収入の見通しの比較
 (平成21年財政検証の見通し(経済中位)を100とした場合の指数)



図表 6-3-4 国民年金の保険料収入の見通しの比較
 (平成21年財政検証の見通し(経済中位)を100とした場合の指数)



4 受給者数の見通しの比較

厚生年金の受給者数の見通しについて、平成26年財政検証・財政再計算と前回財政検証・財政再計算とを比較したものが図表6-4-1である。ここでは、比較のため、平成21年財政検証・財政再計算の受給者数の見通しについては、旧厚生年金と各共済制度のものを合計している。なお、平成21年財政再計算における国共済+地共済及び私学共済の受給者数の見通しは年度末値であったが、ここでは、これを和半したものを年度間平均値として厚生年金に合わせ、旧厚生年金と合計している。

基礎年金の受給者数の見通しについて、平成26年財政検証と前回財政検証とを比較したものが図表6-4-2である。

さらに、各年度の受給者数について、平成21年財政検証・財政再計算の見通しを100として、比較して図示したものが図表6-4-3及び図表6-4-4である。老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数の見通しについてみると、労働市場への参加が進むケースと進まないケースとでは、2030年度から乖離が大きくなり、進まないケースは2075年度まで前回はやや下回る水準で推移する。なお、受給者数については、2075年度以降、平成26年財政検証における推計期間に生まれる見込みの者に順次置き換わっていくこととなるため、前回との出生率の前提の違いの影響が現れているものと考えられる。老齢基礎年金の受給者数については、前回は下回る水準で推移し2075年度には前回は5%ポイント程度下回る見通しとなっているが、2075年度以降は平成21年財政検証の水準に近づいていく見通しとなっている。これは、2075年度以降は、老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数の見通しと同様、平成26年財政検証における推計期間に生まれる見込みの者に順次置き換わっていくこととなるため、前回との出生率の前提の違いの影響が現れているものと考えられる。

図表 6-4-1 厚生年金の受給者数の見通しの比較

年度	老齢厚生年金					
	老齢相当			通老相当		
	平成26年財政検証・財政再計算		平成21年 財政検証・ 財政再計算	平成26年財政検証・財政再計算		平成21年 財政検証・ 財政再計算
	労働市場への参加 が進むケース	労働市場への参加 が進まないケース		労働市場への参加 が進むケース	労働市場への参加 が進まないケース	
	万人	万人	万人	万人	万人	万人
2015	1,760	1,763	1,810	1,338	1,338	1,350
2020	1,792	1,793	1,825	1,450	1,451	1,398
2025	1,767	1,765	1,798	1,478	1,480	1,383
2030	1,785	1,775	1,808	1,526	1,531	1,385
2035	1,862	1,837	1,865	1,582	1,598	1,415
2040	1,989	1,935	1,960	1,610	1,646	1,432
2045	2,044	1,956	1,977	1,555	1,618	1,406
2050	2,051	1,928	1,949	1,467	1,559	1,412
2055	2,023	1,872	1,900	1,360	1,473	1,409
2060	1,986	1,811	1,835	1,238	1,366	1,369
2065	1,939	1,746	1,765	1,114	1,242	1,306
2070	1,867	1,666	1,681	996	1,110	1,219
2075	1,789	1,586	1,580	896	988	1,116
2080	1,711	1,512	1,474	815	884	1,009
2085	1,615	1,425	1,370	745	794	909
2090	1,510	1,332	1,272	688	720	821
2095	1,408	1,242	1,182	639	659	748
2100	1,312	1,158	1,099	595	608	687
2105	1,223	1,079	1,023	554	564	634
2110	1,140	1,007		516	524	
年度	障害厚生年金			遺族厚生年金		
	平成26年財政検証・財政再計算		平成21年 財政検証・ 財政再計算	平成26年財政検証・財政再計算		平成21年 財政検証・ 財政再計算
	労働市場への参加 が進むケース	労働市場への参加 が進まないケース		労働市場への参加 が進むケース	労働市場への参加 が進まないケース	
		万人	万人	万人	万人	万人
2015	45	45	45	635	635	673
2020	49	48	49	703	703	768
2025	54	52	52	760	760	850
2030	58	55	54	801	801	911
2035	59	56	55	822	821	942
2040	58	54	53	817	816	937
2045	56	52	52	784	781	902
2050	54	50	50	735	731	852
2055	53	48	49	694	688	809
2060	51	46	46	668	661	783
2065	49	44	44	646	638	765
2070	46	41	40	615	606	738
2075	43	38	37	574	564	698
2080	40	36	35	533	521	652
2085	37	33	32	498	484	606
2090	35	31	30	469	453	564
2095	33	29	28	444	425	524
2100	30	27	26	418	398	483
2105	28	25	24	390	370	444
2110	26	23		362	343	

注1 年度間平均値である。

注2 平成26年財政検証・財政再計算の受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、それぞれ旧厚生年金のほか、各共済制度の者を含む。

なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

注3 平成21年財政検証・財政再計算の受給者数は、旧厚生年金及び各共済制度の受給者数の見通しを合計することにより、年金数理部において推計したものである。

なお、国共済+地共済及び私学共済の受給者数は、年度末の値が推計されていたが、これを和半したものを年度間平均値としている。

注4 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

注5 受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

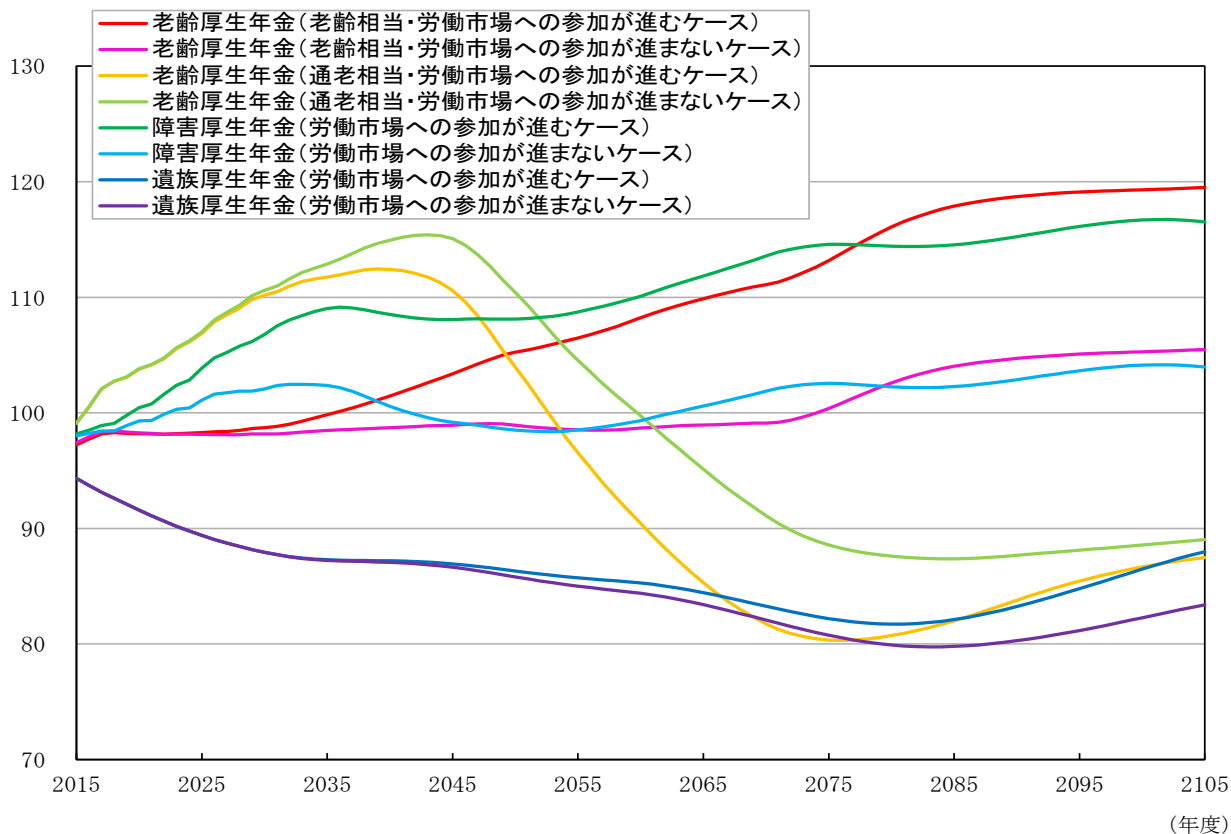
図表 6-4-2 基礎年金の受給者数の見通しの比較

年度 (末)	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金	
	平成26年 財政検証	平成21年 財政検証	平成26年 財政検証	平成21年 財政検証	平成26年 財政検証	平成21年 財政検証
	万人	万人	万人	万人	万人	万人
2010		2,791		166		13
2015	3,199	3,216	178	172	11	11
2020	3,403	3,427	186	177	10	9
2025	3,444	3,485	193	181	9	8
2030	3,460	3,524	198	184	8	8
2035	3,514	3,602	202	185	7	7
2040	3,618	3,723	201	184	7	7
2045	3,604	3,719	198	181	6	7
2050	3,517	3,653	194	176	6	6
2055	3,382	3,548	189	170	6	6
2060	3,227	3,399	184	163	5	5
2065	3,059	3,231	176	154	5	5
2070	2,867	3,040	167	144	4	5
2075	2,683	2,825	157	134	4	4
2080	2,521	2,610	147	124	4	4
2085	2,355	2,410	138	116	4	4
2090	2,189	2,227	129	108	3	4
2095	2,035	2,063	120	100	3	3
2100	1,894	1,915	112	93	3	3
2105	1,764	1,779	104	86	3	3
2110	1,643		96		3	

注. 受給者の年度間平均値の見通しである。

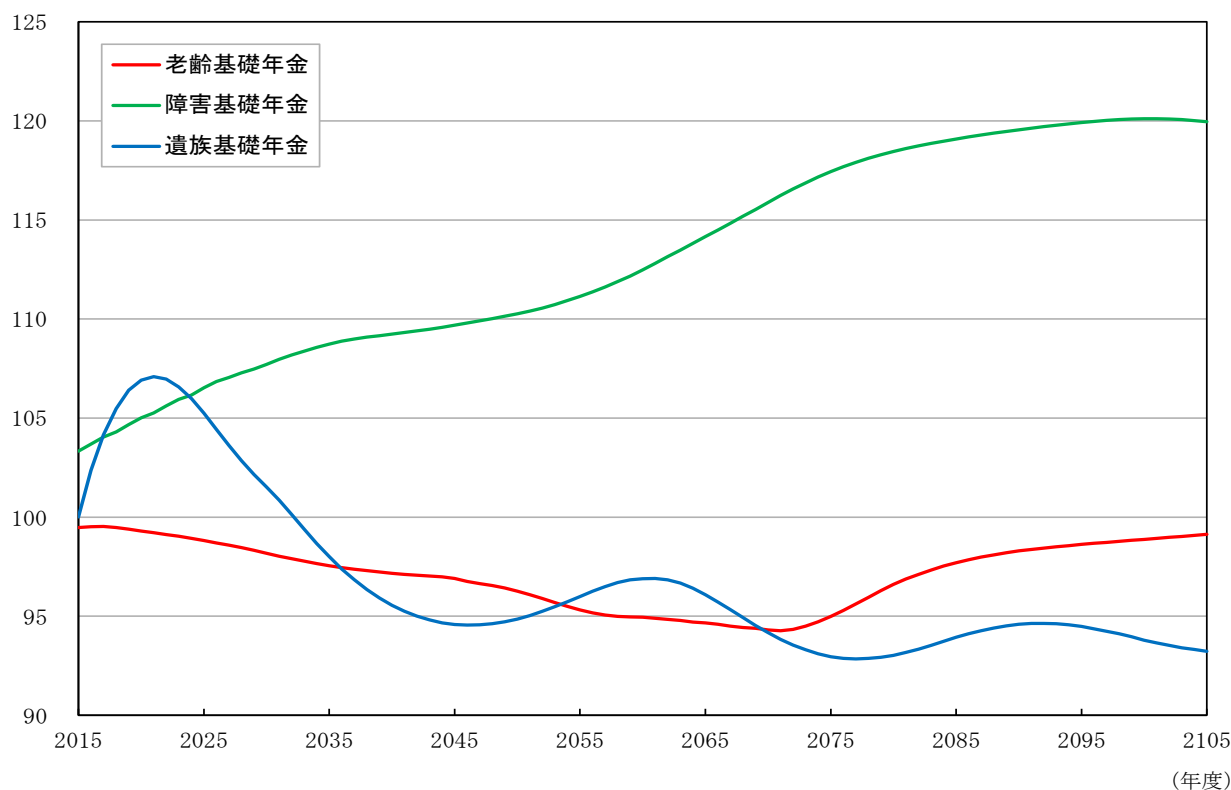
図表 6-4-3 厚生年金の受給者数の見通しの比較

(平成 21 年財政検証・財政再計算の見通しを 100 とした場合の指数)



図表 6-4-4 基礎年金の受給者数の見通しの比較

(平成 21 年財政検証の見通しを 100 とした場合の指数)



5 給付費の見通しの比較

旧厚生年金の給付費の見通しについて、平成26年財政検証と前回財政検証とを比較したものが図表6-5-1である。また、基礎年金について、比較したものが図表6-5-2である。ここでは、前回財政検証・財政再計算と比較するため、旧厚生年金及び基礎年金について比較している¹⁰。

図表6-5-1 旧厚生年金の給付費の見通しの比較

年度	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	平成21年 財政検証
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2014	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	24.0	24.0	25.5
2015	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.5	24.5	26.2
2020	26.5	26.4	26.2	26.1	25.9	25.0	25.0	27.5
2025	29.3	29.1	28.9	28.7	28.4	25.3	25.3	29.2
2030	33.3	32.7	32.1	31.4	30.7	26.7	25.5	31.7
2035	41.2	39.6	37.8	36.3	34.6	29.5	27.4	36.0
2040	52.3	49.3	46.0	43.4	40.5	33.9	30.3	41.6
2045	63.8	59.1	53.9	49.9	45.5	37.5	32.6	46.4
2050	76.7	69.7	62.0	56.3	50.2	40.7	34.3	50.9
2055	91.1	81.2	70.4	62.7	54.5	43.7	35.6	55.4
2060	107.8	94.2	79.7	69.6	58.9	46.8	36.9	59.9
2065	127.3	109.0	90.1	77.1	63.7	50.1	38.3	64.7
2070	148.6	124.8	100.7	84.5	68.1	53.1	39.4	69.3
2075	172.4	142.1	112.0	92.2	72.5	56.1	40.4	73.0
2080	200.5	162.1	124.7	100.7	77.3	59.5	41.6	76.2
2085	231.0	183.3	137.6	109.0	81.7	62.6	42.5	79.6
2090	265.0	206.2	151.1	117.4	85.9	65.6	43.2	83.2
2095	304.4	232.3	166.1	126.5	90.3	68.9	44.1	87.4
2100	350.2	262.2	183.0	136.7	95.2	72.5	45.0	92.0
2105	403.0	296.0	201.7	147.8	100.5	76.5	46.1	96.6
2110	463.2	333.8	222.1	159.6	105.9	80.6	47.2	

注 ケースF、Gについては、機械的に給付水準調整を続けた場合の見通しである。

¹⁰ 平成21年財政再計算において、国共済、地共済及び私学共済の給付費は、旧職域年金部分も含んだものとなっているため、単純に比較することができない。また、国民年金の支出のほとんどが基礎年金拠出金となるため、ここでは、基礎年金全体の給付費を比較している。

図表 6-5-2 基礎年金の給付費の見通しの比較

年度	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	平成21年 財政検証
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2014	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	22.7
2015	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	22.6	23.6
2020	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	24.6	24.6	26.2
2025	28.1	28.1	28.0	28.0	27.9	26.0	26.0	27.9
2030	31.4	31.0	30.6	30.2	29.7	27.4	27.1	29.8
2035	36.8	35.6	34.2	33.2	32.1	29.3	28.6	32.5
2040	43.5	41.3	38.9	37.1	35.3	32.0	30.5	37.0
2045	50.5	47.4	44.1	41.4	38.5	33.5	31.3	41.9
2050	61.0	56.1	51.0	46.9	42.5	34.4	31.2	46.4
2055	72.7	65.6	58.0	52.2	46.0	37.1	30.7	50.7
2060	86.2	76.2	65.7	57.9	49.6	39.7	30.7	54.8
2065	101.5	87.9	73.9	63.8	53.2	42.3	31.3	59.1
2070	118.0	100.3	82.3	69.5	56.6	44.6	31.7	63.1
2075	136.7	114.0	91.2	75.6	60.1	47.1	32.2	66.5
2080	158.7	129.8	101.4	82.4	63.9	49.9	32.9	69.5
2085	182.8	146.7	111.9	89.2	67.5	52.6	33.6	72.6
2090	209.6	165.0	122.8	96.0	70.9	55.2	34.2	76.0
2095	240.8	185.9	135.0	103.5	74.6	58.0	34.8	79.8
2100	277.0	209.7	148.7	111.8	78.6	61.1	35.6	83.9
2105	318.7	236.8	163.9	120.9	83.0	64.5	36.5	88.3
2110	366.4	267.1	180.5	130.6	87.5	68.0	37.4	

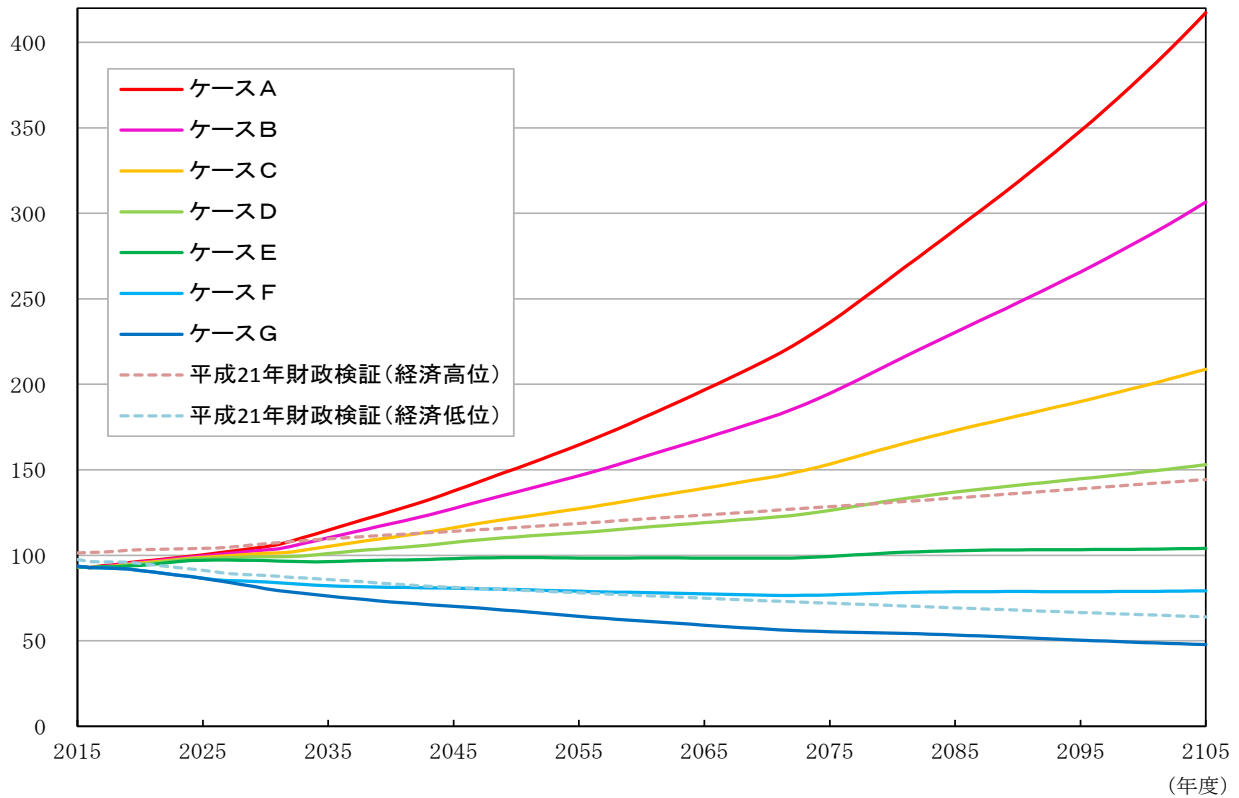
注 ケースF、Gについては、機械的に給付水準調整を続けた場合の見通しである。

さらに、各年度の給付費の見通しについて、平成21年財政検証の見通しを100として、比較して図示したものが図表6-5-3及び図表6-5-4である¹¹。

旧厚生年金では、ケースEが前回と同程度の見通しとなっている。また、基礎年金でも、ケースEが、概ね前回と同程度の見通しとなっている。

¹¹ 参考のため、前回財政検証の経済高位及び経済低位それぞれの基本ケースとの比較も併せて示している（人口前提は出生中位、死亡中位）。

図表 6-5-3 旧厚生年金の給付費の見通しの比較
 (平成21年財政検証の見通し(経済中位)を100とした場合の指数)



図表 6-5-4 基礎年金の給付費の見通しの比較
 (平成21年財政検証の見通し(経済中位)を100とした場合の指数)

